

第5次 清瀬市 長期総合計画

[KIYOSE CITY]

ともに未来をひらき
笑顔とみどりがあふれるまち
清瀬

市長あいさつ



清瀬市は、令和8(2026)年度から新たに第5次清瀬市長期総合計画をスタートさせます。本計画は10年ぶりの改訂となり、これからの清瀬市が進むべき道を示す重要な指針となるものです。

これまでの10年間、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行、さらにはデジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。今後は、人口減少のさらなる進行など、より厳しい時代が見込まれる中で、清瀬市が将来にわたり持続的に発展していくための道筋を明らかにすることが求められています。

本計画の策定にあたっては、市民の皆様の声を最大限尊重し、多様な意見を計画に反映させることを大切にまいりました。清瀬市長期総合計画策定審議会のほか、市民懇談会や市民インタビュー、市民アンケートなどの市民参加の機会を通じて、幅広い立場の皆様からいただいた想いや願いを集約して創り上げています。

皆様とともに定めたこれからのまちづくりの基本理念は、「ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬」です。その実現に向けては、行政が施策を推進するだけでなく、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に関わり、ともに力を合わせる事が不可欠です。基本理念に込められた、市に関わるすべての人々が一体となって協力しながら、誰もが希望をもち、幸せを実感できるまちを創っていきたいという想いや、清瀬市が誇る豊かな自然を次世代へ受け継いでいきたいという想いを実現するため、市民・事業者・関係団体の皆様とともに取り組んでまいります。

本計画が清瀬市の持続的な発展と、すべての市民が暮らしやすいまちづくりに資するものとなるよう、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、審議にご尽力いただいた清瀬市長期総合計画審議会委員の皆様、ならびに貴重なご意見を寄せてくださった次世代を担う子どもたちをはじめとする多様な市民・市内企業・団体などの皆様に、深く感謝申し上げます。



令和8年3月
清瀬市長

梶谷桂司

基本構想・基本計画

Basic Concept and Basic Plan



序論

- | 第1章 | 第5次清瀬市長期総合計画策定の趣旨
 - 1 計画の趣旨 6
 - 2 計画の位置づけ 7
 - 3 第5次清瀬市長期総合計画の構成と期間 7
 - (1) 第5次清瀬市長期総合計画の構成 7
 - (2) 第5次清瀬市長期総合計画の期間 7
- | 第2章 | 清瀬市の概況
 - 1 清瀬市の特徴 8
 - 2 清瀬市の歩み 9
 - 3 清瀬市の人口・財政 10
 - (1) 人口の推移及び見通し 10
 - (2) 財政状況 11
 - 4 清瀬市のSDGSの取組 12
- | 第3章 | 清瀬市を取り巻く環境の変化
 - 1 人口減少社会 13
 - 2 自然災害への対応 14
 - 3 デジタル化 (DX) 15
 - 4 脱炭素化 (GX) 16

基本構想

- 1 まちづくりの基本理念 18
- 2 将来像 19
- 3 基本目標 20
- 4 計画の体系 24

基本計画

- 将来像1 「子どもも大人も学びあい育ちあう」きよせ
 - 施策1-111 地域全体で子どもの育ちを支える仕組みの整備 30
 - 施策1-112 子どもとその家庭に関する相談体制の充実 32
 - 施策1-121 学校教育の充実 34
 - 施策1-122 地域による子どもの育ちと学びの支援 36
 - 施策1-123 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援 38
- 将来像2 「思いやりに包まれ健やかに暮らす」きよせ
 - 施策2-211 地域福祉の推進 42
 - 施策2-212 高齢者の支援 44
 - 施策2-213 生活の安定の確保及び自立 46
 - 施策2-214 障害者(児)の支援 48
 - 施策2-221 健幸づくりの支援 50
 - 施策2-222 公的医療保険制度の適切な運営 52

基本計画

- 施策2-231 ジェンダー平等社会の推進 54
- 施策2-232 市民協働・人権啓発・平和の推進 56
- 施策2-233 暮らしの相談体制の充実 58
- 将来像3 「安全・安心・快適に暮らせる」きよせ
 - 施策3-311 適切な土地利用の推進と住環境の整備 62
 - 施策3-312 道路ネットワークと交通環境の整備 64
 - 施策3-313 汚水・雨水の処理 66
 - 施策3-321 循環共生型社会の推進 68
 - 施策3-322 自然と調和したまちの整備 70
 - 施策3-331 防災・防犯体制の充実・強化 72
- 将来像4 「活気があふれる」きよせ
 - 施策4-411 産業・観光の振興 76
 - 施策4-421 清瀬の未来の創造 78
 - 施策4-422 シティプロモーションの推進 80
 - 施策4-431 職員の育成強化と組織の強化 82
 - 施策4-432 業務変革の推進 84
 - 施策4-441 持続可能な財政の運営 86
 - 施策4-442 長期的な視点に立った公共施設等の維持・活用 88

まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和8年度改定版) 92
 - 1 策定の目的 92
 - 2 清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ 92
 - 3 計画期間 92
 - 4 戦略コンセプト ～子どもと幸せを育む“舞台”～ 93
 - 基本目標 95

資料編

- 策定体制 102
- 策定経過 102
- 清瀬市長期総合計画策定審議会条例 104
- 清瀬市長期総合計画策定審議会検討経過 105
- 清瀬市長期総合計画策定審議会委員名簿 106
- 市民参画 107
 - 1 市民懇談会結果概要 107
 - 2 「10年後の理想の清瀬」アンケート結果概要 109
 - 3 市民ワークショップ結果概要 110
 - 4 外国人市民インタビュー結果概要 111
 - 5 障害者団体アンケート・インタビュー結果概要 112
 - 6 次世代を担う子どもたちの声 113
 - 7 小・中学生が描いた「10年後の理想の清瀬」 117

序論

Introduction

第1章 | 第5次清瀬市長期総合計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

清瀬市では、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間を計画期間とする第4次清瀬市長期総合計画において、まちづくりの基本理念として掲げた「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の実現に向け、積極的にまちづくりを進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたテレワークやオンライン会議の普及をはじめとするライフスタイルの変化など社会経済状況は大きく変化しました。また、日本全体の人口減少が進む中、今後大幅な人口増加を見込むことは難しく、人口減少に伴い、少子高齢化も一層進行することが予想され、税収の減少など財政面での厳しい状況が今後も続くものと思われま。他方で市民の価値観やライフスタイルが多様化・複雑化し、行政においては高度化する市民ニーズに対応していくことが求められています。

そのようなまちづくりの転換期を迎える中においても、清瀬市が将来にわたって持続可能なまちとして、また、市民の皆さんが清瀬市に愛着と誇りを持ち、いつまでも健康で生きいきと暮らし、さらに、子どもたちが夢を持てるようなまちづくりを進めていく必要があります。

昭和45(1970)年の市制施行から50年以上が経過し、次の清瀬市の50年を見据えた新たなまちづくりの方向性を示すとともに、その方針を市民と共有することを目的に、第5次清瀬市長期総合計画を策定します。



2 計画の位置づけ

第5次清瀬市長期総合計画は、清瀬市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。さまざまな地域課題がある中で、より良いまちづくりを推進していくためには、行政だけではなく、市民や市民活動団体、企業など、地域の多様な主体と協働することが重要です。そのため、本計画は、行政だけが実施する内容を描くものではなく、地域全体で共有し、市民をはじめとする多様な主体と行政のお互いの役割分担を明示しつつ、まちの将来像をともに実現するための計画として位置づけます。

3 第5次清瀬市長期総合計画の構成と期間

1) 第5次清瀬市長期総合計画の構成

第5次清瀬市長期総合計画は、基本構想、基本計画、実行計画の三層構造とします。それぞれの位置づけ、期間は以下のとおりです。

基本構想	10か年	基本構想は、まちづくりを進める上での基本的な考え方である基本理念、目指すべき将来像、分野ごとの現状と課題を踏まえた市政運営の基本目標を示すものです。
基本計画	10か年 (5年で見直し)	基本計画は、基本構想を実現するための具体的な施策やその方向性を示すものです。
実行計画	3か年 (毎年見直し)	実行計画は、基本計画で示した施策の方向性に基づき、手段としての具体的な事務事業等を示すものです。

2) 第5次清瀬市長期総合計画の期間

第5次清瀬市長期総合計画は、令和8(2026)年度を初年度とし、10年後を目標年次とします。

第2章 | 清瀬市の概況

1 清瀬市の特徴

東京都多摩地域の
北部
にあります

清瀬市人口
75,682人

出所：住民基本台帳（令和8（2026）年1月時点）

都心、池袋への
アクセスが良好
清瀬駅 ↔ 池袋駅
約**25分**

西武池袋線 清瀬駅
1日の
平均乗降者数
62,526人
第7位

出所：西武鉄道株式会社公式サイト（令和6（2024）年度）

緑被率※1 **36.9%**

※1 緑被率は、市全体面積に対する樹木、草地、屋上緑化など緑に覆われた部分の面積の割合のこと

人口当たりの病院ベッド数（一般病床※2）
多摩**26市中**
第1位※3

※2 精神・感染症・結核・療養病床以外の病床
※3 総病床数では、多摩26市中第2位

出所：清瀬市みどりの基本計画（令和2（2020）年3月時点）

出所：「東京都の医療施設—令和5年医療施設（静態・動態）調査・病院報告結果報告書—」及び住民基本台帳（令和5（2023）年1月1日時点）をもとに算出

2 清瀬市の歩み

市制施行以前	明治22（1889年）年	神奈川県北多摩郡の一村として清瀬村誕生	
	明治31（1898年）年	昇進尋常小学校（現清瀬小学校）開校	
	大正6（1917年）年	秋津駅開設	
	大正13（1924年）年	清瀬駅開設	
	昭和22（1947年）年	清瀬中学校開校	
	昭和29（1954年）年	清瀬村が清瀬町になる	
	昭和43（1968年）年	ごみ焼却施設「清柳園」稼働開始	
第1次基本構想	昭和45（1970年）年	市制施行により清瀬市誕生	
	昭和48（1973年）年	市の木（ケヤキ）、花（サザンカ）、鳥（オナガ）が決まる 市役所新庁舎完成	
	昭和49（1974年）年	中央図書館オープン	
	昭和51（1976年）年	清瀬市民センターオープン	
	昭和55（1980年）年	市制施行10周年 最初のきよせ市民まつり開催 市内8つの通りの愛称決定	
	昭和56（1981年）年	清瀬処理場稼働開始（現清瀬水再生センター）	
	昭和60（1985年）年	郷土博物館オープン	
	昭和61（1986年）年	金山緑地公園オープン	
	第2次基本構想	平成元（1989年）年	健康センターオープン
		平成2（1990年）年	市制施行20周年 キヨセケヤキロードギャラリー オープン
平成6（1994年）年		金山調節池完成 清瀬10景決定	
平成7（1995年）年		清瀬駅北口再開発事業完了 駅前図書館オープン 男女共同参画センターオープン 障害者福祉センターオープン	
平成9（1997年）年		消費生活センターオープン	
平成10（1998年）年		清瀬市ホームページ開設	
平成12（2000年）年		市制施行30周年 清瀬市シンボルマーク制定（キラリ）	
平成17（2005年）年		児童センター（ころぼっくる）オープン	
平成19（2007年）年		コミュニティバス「きよバス」運行開始	
平成20（2008年）年		第1回清瀬ひまわりフェスティバル開催	
第3次基本構想	平成22（2010年）年	市制施行40周年 コミュニティプラザひまわりオープン けやきホールオープン 子どもの発達支援・交流センター とことこオープン	
	平成29（2017年）年	「清瀬のうちおり」が国の重要有形民俗文化財に指定	
	令和2（2020年）年	市制施行50周年	
第4次基本構想	令和3（2021年）年	市役所新庁舎完成	
	令和5（2023年）年	しあわせ未来センターオープン	
	令和6（2024年）年	清瀬駅開業100周年	
	令和7（2025年）年	市制施行55周年	
	令和8（2026年）年	南部児童館等複合施設（まつぼっくる）オープン	

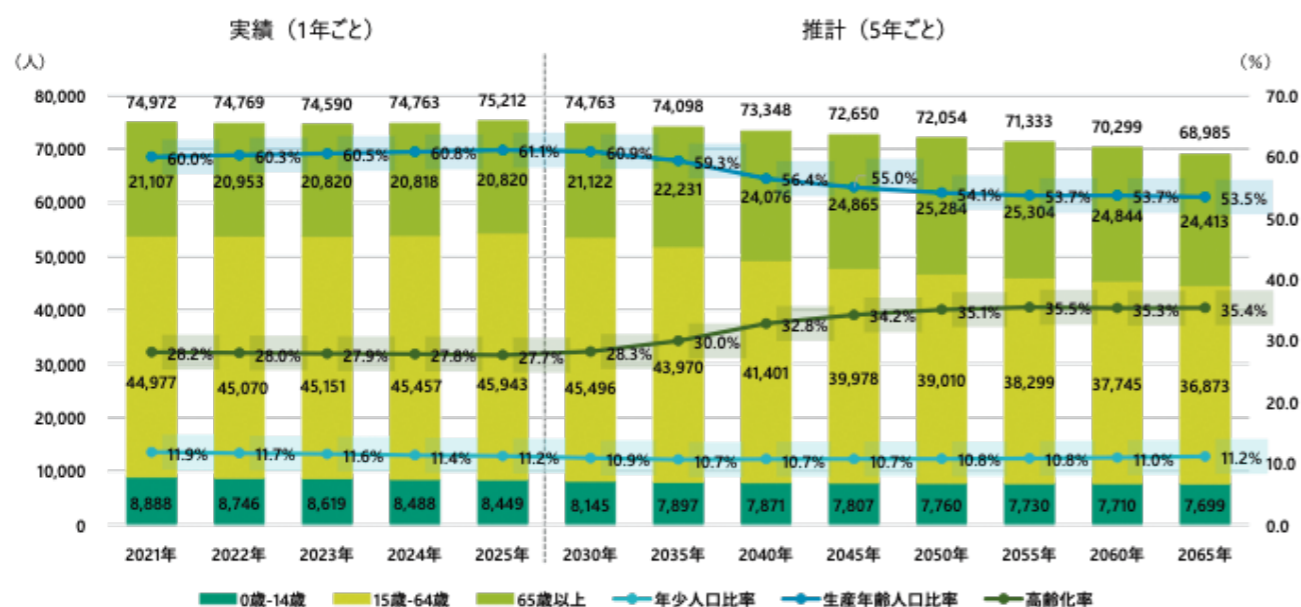
3 清瀬市の人口・財政

1) 人口の推移及び見通し

清瀬市のまちづくりに最も影響を与える人口について、令和47(2065)年までの将来推計では、令和7(2025)年頃にピークを迎えており、今後は緩やかに減少し、令和47(2065)年には、68,985人になると見込まれています。

年齢区分別に見ると、年少人口(0歳～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)は令和12(2030)年以降減少局面に入っている一方、老年人口(65歳以上)は令和37(2055)年までは増加を続け、令和42(2060)年頃からは減少に転じる見込みです。高齢化率は令和7(2025)年の27.7%から令和47(2065)年には35.4%へ増加する見込みです。

〈清瀬市の年齢3区分別人口推移及び見通し〉



出所：住民基本台帳の人口を基に作成(各年4月1日現在)

2) 財政状況

税収面では、景気回復や納税義務者数の増加、新築家屋の増加による固定資産税の税収増加が見られ、令和5(2023)年度には101.1億円と過去最高額に達しました。一方で、公債費や公共施設の維持管理及び老朽化対策に伴う財政負担が大きく、この傾向は今後さらに増大することが予測されます。

また、人口減少、少子高齢化の進展は、生産年齢人口(15歳～64歳)の減少による税収の減少、高齢者の増加による扶助費の増大といった形で自治体の財政に大きな影響を及ぼします。

こうした課題に対応するため、清瀬市では、持続可能な財政運営を目指し、計画的な歳出管理と財源確保に努める必要があります。

〈清瀬市の公債費の推移〉



出所：令和8年度一般会計予算説明資料

4 清瀬市のSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標）とは、誰一人取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるよう、世界のさまざまな問題を整理し、解決に向けて具体的な目標として示したものです。平成27（2015）年に国連で採択され、令和12（2030）年までに世界中で取り組む17の国際目標として、先進国を含めたすべての国が取組を進めています。

国のみならず、地方自治体においても、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進にあたり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待されます。そのため、SDGsを原動力とした地方創生（地方創生SDGs）が進められています。

また、SDGsの17のゴールを活用することにより、行政や市民、市民活動団体、企業など、地域の多様な主体が地方創生に向けた共通言語を持つことができ、政策目標の理解が進展し、自治体業務の連携も一層促進されます。

清瀬市は、令和6（2024）年5月、優れたSDGsの取組を提案する地方自治体として、内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。引き続きSDGsの取組を推進するためにも、本計画に掲げる各施策においてSDGsを念頭に置いて取り組むことが必要です。

SDGsの達成期限は令和12（2030）年とされていますが、清瀬市では本計画に基づき、その後も持続可能な社会の実現に向けた取組を継続していきます。

〈SDGsの17の目標〉



出所：国際連合

第3章 | 清瀬市を取り巻く環境の変化

1 人口減少社会

日本の人口は平成20（2008）年をピークに減少局面に入りましたが、清瀬市においては令和7（2025）年頃にピークを迎え、その後は緩やかな減少に転じると推計され、需要と供給の両面から経済活力の衰退につながると考えられます。

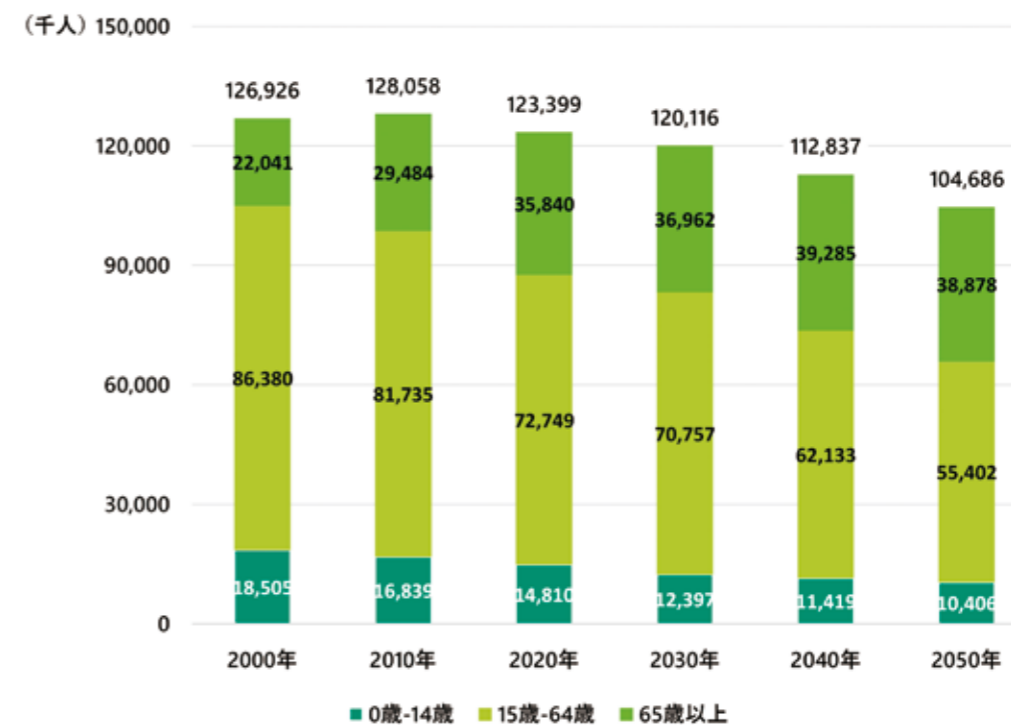
また、年少人口や生産年齢人口は既に減少局面に転じている一方、老年人口は令和32（2050）年まで増加の一途を辿り、これによって少子高齢化が急速に進行し、その後も人口構成の変化がますます進むものと見込まれます。

人口減少や人口構成の変化は清瀬市の将来を左右する重要な課題です。市民が清瀬市の未来に希望を持ち、安全・安心に暮らすことができる地域環境を維持し、身体的・精神的・社会的に充実したまちを目指すことが重要です。

また、定住・移住の促進や観光などによる交流人口の増加だけではなく、二地域居住や関係人口といった多様な関わりを広げる取組を進めることで、「選ばれるまち」を実現することが重要です。

加えて、デジタル技術を活用した高品質かつ効率的なサービスの提供などにより、人口減少や少子高齢化社会に適応していくことが必要です。

〈日本の年齢3区分別人口推移〉



出所：国立社会保障・人口問題研究所、e-stat住民基本台帳

2 自然災害への対応

近年は地震や台風、豪雨災害といった自然災害が激甚化・頻発化し、東京都による首都直下地震の被害想定では、清瀬市も震度6弱～6強の揺れが想定されています。こうした状況下では、公共施設や住宅の耐震化、老朽化対策、維持管理といったハード面の整備に加え、防災教育や防災訓練といったソフト面の対策を組み合わせることによって、防災・減災の意識向上や取組の強化が必要不可欠です。

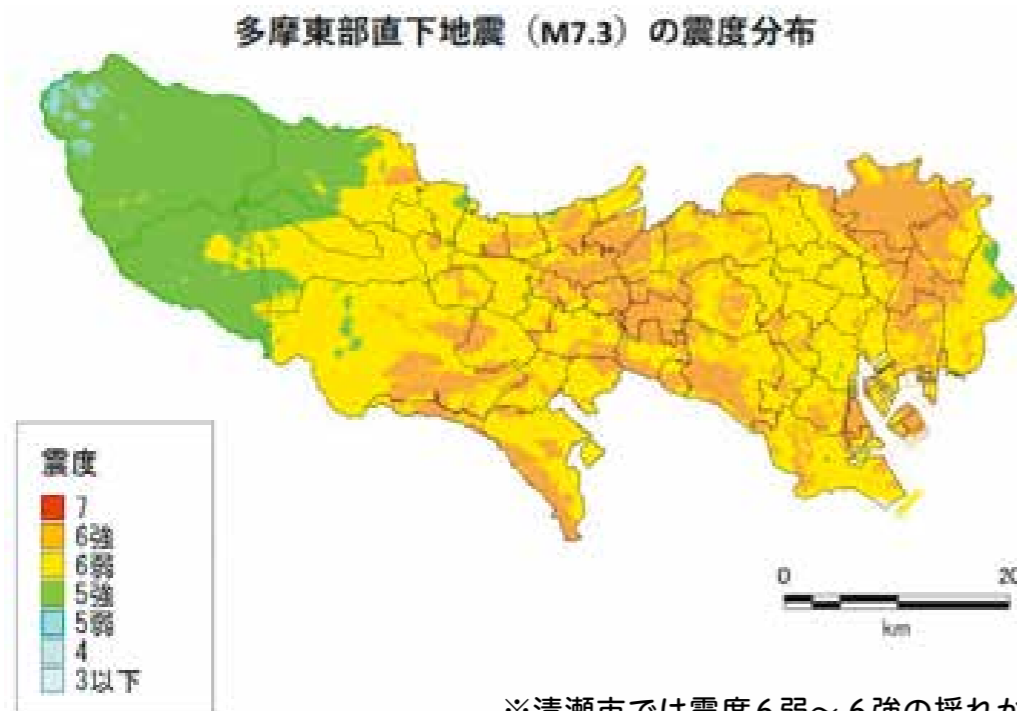
また、近年の外国人人口の増加やデジタル化の流れを踏まえ、行政からの情報発信の多言語化やデジタル技術を活用した情報発信を推進していくことが重要です。加えて、新型コロナウイルス感染症流行拡大時の対応から得られた教訓を活かし、デジタル技術を活用した迅速な情報共有の仕組みを整備することが重要です。

さらに、高度経済成長期に整備したインフラや公共施設は、更新時期を迎え、清瀬市についても、市の建物系施設の老朽化が進んでいる状況であり、令和12(2030)年頃から一斉に建物の標準的な更新・改修時期を迎えることから、財源が懸念されている状況です。

また、こうした社会資本の維持管理・更新に関わる労働力不足や人口減少による施設の稼働率の低下が懸念されるため、インフラ点検の人材不足に対応したIoT技術の活用や、将来人口構成を踏まえた施設の再編など、効率的な維持管理が必要です。

こうした生活に直結する市民の不安を正面から受け止め、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりに、地域住民と一体となって取り組んでいくことが必要です。

〈多摩東部直下地震 (M7.3) の震度分布〉



※清瀬市では震度6弱～6強の揺れが想定される

出所：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定 (令和4年5月25日公表)」

3 デジタル化 (DX)

日本社会全体として人口減少社会を迎え、地域の過疎化や地域産業の衰退などが課題となっています。こうしたさまざまな社会課題に直面する地方でこそ、新たなデジタル技術の活用により、地方が抱える人口減少や少子高齢化、産業空洞化といった社会課題の解決や魅力向上を実現し、成長の原動力になりうると言われています。

地域全体で、各種申請や窓口業務の効率化といった自治体DXに加え、医療・保育・観光・交通といった市民の暮らしに密着した政策分野でのDXを推進することが求められています。

また、従来の人口増加を前提としてきた制度や運用は、今後急速な人口減少と高齢化が進む中で、そのまま適用しても所期の効果を発揮できない可能性が高いと言われています。将来の人口構成の変化に応じた行政サービスの最適化が重要です。

清瀬市においても、行政が保有する公共データをオープンデータ化し市民や企業における利用を促進する取組や、高齢者等を対象としたスマホ講座などの学習機会の提供などを実施していますが、さらなる地域DXの普及に向けては、行政や市民、市民活動団体、企業など、地域の多様な主体に対して働きかけを行っていくことが必要です。

〈DXを通じた都市基盤整備〉



出所：「首相官邸「日本のスマートシティ」を基に作成

- ※1 IoT (Internet of Things : モノのインターネット) : 自動車や家電、ロボット、施設などあらゆるなどのモノをインターネットでつなぎ、データのやり取りと自動化を可能にする仕組み
- ※2 TOD (Transit Oriented Development) : 公共交通ネットワークの駅や停留所を中心とする歩行圏内に、業務・商業・住宅・公園などを複合的に配置したコンパクトなコミュニティづくりの推進
- ※3 ビッグデータ : SNS等のテキストデータ、スマートフォンのGPSから生じる位置情報、時々刻々生成されるセンサーデータなど、膨大なボリュームと複雑化した構造を有し、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群
- ※4 AI (Artificial Intelligence) : 人工知能
- ※5 MaaS (Mobility as a Service) : 地域住民や旅行者のトリップ単位の移動ニーズに応じ、複数の公共交通やその他の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行い、観光や医療などの目的地サービスとも連携して移動の利便性向上や地域課題の解決に資する統合的モビリティサービス

4 脱炭素化 (GX)

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガス排出量の抑制は、世界共通の課題となっています。地球温暖化の進行による、複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、海面上昇・高潮、洪水・豪雨、インフラ機能停止、水資源不足、農業生産減少による食糧不足等が挙げられています。

近年、地球温暖化を原因の一つとする異常気象や気象災害が世界中で頻発するなど、気候変動の影響が顕在化し、世界各国における気候変動対策に関する意識は急速に高まっています。こうした気候変動が深刻化する中、カーボンニュートラル目標を表明する国や地域が増加し世界的に脱炭素の機運が高まっており、日本においても令和12(2030)年度の温室効果ガス46%削減(平成25(2013)年比)、令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げています。

こうした情勢を受け、清瀬市においても脱炭素社会の実現に向け、行政や市民、市民活動団体、企業など、地域の多様な主体が協働しながら温室効果ガスの排出を削減し、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していくことを宣言しています。

清瀬市において令和32(2050)年までの「ゼロカーボンシティ」を実現するためには、行政や市民、市民活動団体、企業など、地域の多様な主体などの各主体が連携・協働しながら温室効果ガスの排出を削減し、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル[※]を最大限活用することが必要です。省エネルギーの推進や脱炭素なまちづくりを通じて清瀬市の経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等の地域課題を解決し、清瀬市の創生と脱炭素が同時実現を目指していくことが重要です。

※ 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル: 技術的に可能な再生エネルギー量のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離など)により利用できないものを除いた再生エネルギーの量

基本構想

Basic concept

〈各国の2030年温室効果ガス削減目標〉



出所: 東京都2030カーボンハーフに向けた取組の加速

1 まちづくりの基本理念

基本理念は、地域全般に及ぶ将来のビジョンを示すとともに、まちづくりを進める上での基本的な考え方を表しています。清瀬市では、市民をはじめ、清瀬市に関わる方々の声を基に、基本理念を次のように定めています。

ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬



清瀬小学校 2年
むらがみと
室賀美杜さん

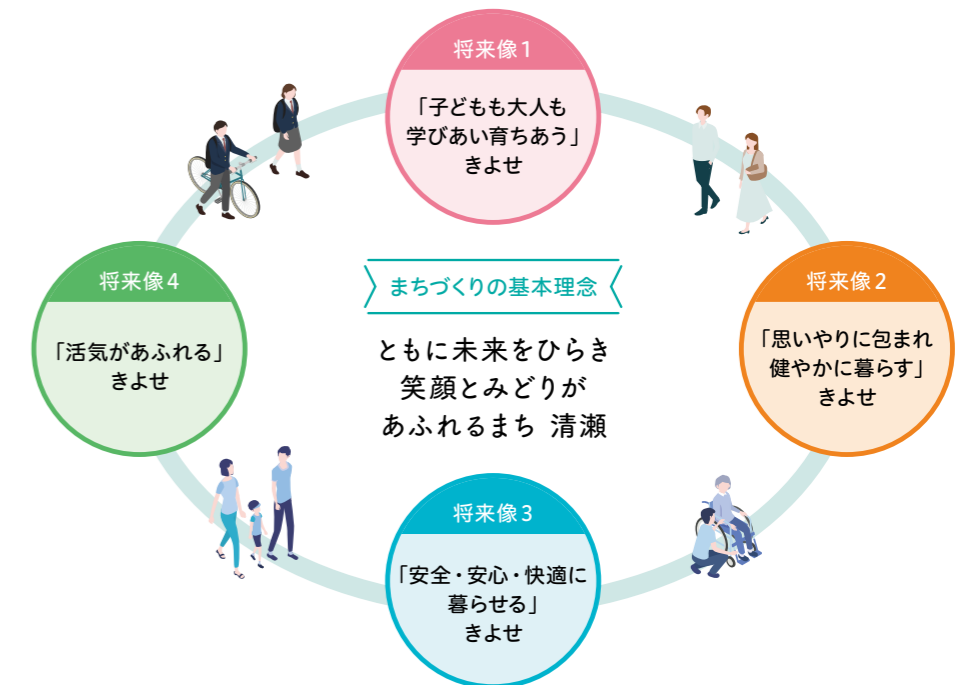
この基本理念には、10年後の清瀬市の未来に向かって、市に関わるすべての人々が一体となって協力しながら、誰もが希望を持ち、幸せを実感できるまちを創っていきたいという想いや、清瀬市が誇る豊かな自然を次世代へ受け継いでいきたいという想いが込められています。

我が国全体の人口減少や少子高齢化の進行、さらに財政面での厳しい状況が続く中、市民の価値観やライフスタイルはますます多様化し、行政には高度で複雑なニーズへの対応が求められています。

そのような厳しい時代にあっても、「ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬」の基本理念のもと、清瀬市に関わるすべての人々が一体となり、新たなまちづくりに挑戦します。そして、誰もが希望を持ち、幸せを実感できる清瀬市の未来をともに創造していきます。

2 将来像

「ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬」という基本理念のもと、あらゆる施策を実行し、4つの将来像(10年後のまちの姿)の実現を目指します。



将来像1 「子どもも大人も学びあい育ちあう」 きよせ

子どもの育ちと学びが地域全体で支えられるとともに、市民誰もが生涯にわたって学びの機会を得られる環境を整備することで、すべての世代が心豊かに生活できるまちを目指します。

将来像2 「思いやりに包まれ健やかに暮らす」 きよせ

すべての市民が必要に応じた支援や医療を受け、健やかで心豊かに生きいきと暮らすことができるよう、関係機関や地域との連携・協働を通じて、思いやりに包まれたまちを目指します。

将来像3 「安全・安心・快適に暮らせる」 きよせ

豊かなみどりや農地を次世代に引き継ぎながら、都市基盤や居住環境の充実、防災・防犯体制の充実・強化を図ることで、誰もが「安全・安心・快適」と感じるまちを目指します。

将来像4 「活気があふれる」 きよせ

市と関係機関が連携して商店街や市内産業の活性化及びまちの魅力の発信に取り組むとともに、職員が力を発揮できる体制の整備など行政基盤を強化することで、にぎわいと活気あふれるまちを目指します。

3 基本目標

将来像1 「子どもも大人も学びあい育ちあう」 きよせ

[基本目標 11] 子どもの成長を支える社会の構築

子どもの権利を守る社会の実現に向けて、子どもが安心して育つことや子育て世代が安心して出産・子育てすることができる環境を整備することが大切です。

そのため、子どもや子育て世帯に対するサービスの充実や子育てに関する相談体制の強化を図るなど、地域全体で切れ目ない支援を行います。

[基本目標 12] 一人ひとりの学びと学びあいの充実

学校教育や子どもたちへの地域支援、生涯学習などの充実により、すべての世代が豊かな生活を送ることができる環境を整備することが大切です。

そのため、時代に即した教育環境や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援環境を整備するなど、学校教育を一層充実させ、子どもたちの「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」といった「生きる力」を育みます。

また、学校と地域の連携・協働により子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、子どもたちを支える大人も含め誰もが生涯にわたって学びの機会を得られる環境を整備します。

将来像2 「思いやりに包まれ健やかに暮らす」 きよせ

[基本目標 21] 誰一人取り残さない支援の充実

高齢者や障害者をはじめ、誰もが地域に居場所を持ち、適切な支援を受けながら地域とのつながりを実感できることが大切です。

そのため、障害の有無や年齢にかかわらず、すべての人のニーズに応じた適切な支援を、福祉や医療などと連携して実施します。

また、複合的な課題を持つ方やその家族に対しても、誰一人取り残すことのないよう、重層的な支援体制を整備します。

[基本目標 22] 「健幸*づくり」の推進

市民一人ひとりの主体的な健康づくりや適切な医療を受けることを通じて、すべての人が健やかで心豊かに生きいきと暮らせる社会をつくるのが大切です。

そのため、生涯を通じた切れ目のない医療を受けられる体制を整備するとともに、定期的な健康診査やこころの健康づくりを推進します。

また、健康づくりに役立つ情報を、子どもから高齢者まで世代に合わせて発信し、誰もが健康的な生活習慣を実践できるよう支援します。

さらに、医療提供体制の偏在化解消や災害時医療体制の充実、かかりつけ医療機関の定着化を図ることを通じて、健康を支え守る社会環境を整備します。

※「健康」と「幸福」の二つの意味が込められた言葉

[基本目標 23] 協働によるまちづくりの推進

年齢、性別、障害、国籍などに対する差別や偏見がなく、多様なバックグラウンドを有する人たちがお互いの文化を尊重し認め合うことが大切です。また、幅広い世代の市民や地域の多様な主体が積極的に地域課題へ取り組むことが大切です。

そのため、ジェンダー平等を啓発し、困難を抱える女性等への支援に力を入れるとともに、地域貢献活動や人権尊重、平和への意識向上を促します。

さらに、消費生活や市民相談制度についての情報提供を充実させ、消費者団体が活発かつ継続的に活動できる環境を整えます。

将来像3 「安全・安心・快適に暮らせる」きよせ

【基本目標31】 住みよいまちづくりの推進

本市の特色であるみどりや農地を活用しながら、駅周辺のにぎわい創出や商業機能の集積、市内外のアクセス向上を図ることで、住みよいまちづくりを進めることが大切です。

そのため、みどりや農地、住宅地が調和した、安全・安心・良好な居住環境の保全を図るとともに、快適な交通環境の整備を進めます。

また、下水道施設の老朽化対策や地震対策など、市民の安全な生活を支える施策を着実に推進します。

【基本目標32】 環境にやさしい取組の推進

豊かな自然環境や景観を適切に保全しながら、誰もが安心して快適に過ごせる生活環境を整備することが大切です。

そのため、地域全体でゼロカーボンに向けた意識を共有し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を促進します。

また、持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、ごみの発生抑制や資源の有効活用を図ります。

さらに、四季折々の景観や多様な活動を楽しむ場を提供できるよう、公園や緑地の適切な維持管理に努めます。

【基本目標33】 安全・安心な暮らしの実現

防災・防犯体制が十分に構築され、自助・共助・公助が適切なバランスで整っていることが大切です。

そのため、消防や警察などの関係機関との連携体制を強化するとともに、市民・事業者など各主体への高い防災・防犯意識の向上を図ります。

また、犯罪については未然の防止のための注意喚起を行うとともに、警察などの関係機関と連携し、市内のパトロールを強化します。

将来像4 「活気があふれる」きよせ

【基本目標41】 地域産業の振興

市内産業の活性化や農のある風景の保全を通じて、まちのにぎわいを創出することが大切です。そのため、関係機関と連携し、市内中小企業へのさまざまな支援や商店街の活性化に向けた取組などを行います。

また、スマート農業の推進や農地貸借などの農地の活用、地産地消の促進を図ります。さらに、観光資源の掘り起こしや既存の資源の磨き上げなどを行うことで、交流人口の増加を図ります。

【基本目標42】 まちの魅力の創造と発信

都市の利便性と美しい自然環境の調和を図るとともに、知名度向上やシビックプライド^{*}の醸成を進めることで、誰もが住みたいと思える魅力的なまちづくりを推進することが大切です。

そのため、みどり豊かであることやコンパクトシティ[※]であることなどの地域特性を活かした都市づくりを推進します。

また、新たなにぎわいの創出と地域資源の活用による地域活性化に取り組み、市のブランド価値向上を図ります。

※住民が自分の住む地域に対して持つ誇りや愛着

※都市農業や医療・福祉施設、高等教育機関が集積する快適性と利便性を備えた清瀬市の特色

【基本目標43】 職員が力を発揮できる組織づくり

市民ニーズを的確に捉えた生産性の高い職員の確保と育成を図ることや、あらゆる業務のデジタル化を推進することを通して、高品質で安定した行政サービスを提供することが大切です。

そのため、職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる環境を整えるとともに、デジタル人材の育成やデジタル技術を活用した業務の見直し、デジタル基盤の整備に取り組みます。

【基本目標44】 健全な行財政の運営

人口減少が進み、市財政が厳しさを増す中で、市民サービスを維持しながら行財政改革を進めることが大切です。また、公共施設の適正化に向けた取組を着実に推進していくことが大切です。

そのため、自主財源の拡充に取り組むとともに、事業の見直しや民間の力の活用を行うことで、行政サービスの向上と適正化に努めます。



また、公共施設等を総合的かつ計画的に整備・管理するとともに、有効な活用を図ります。

〔基本理念〕 ともに未来をひらき 笑顔と

みどりが あふれるまち 清瀬

4 計画の体系

将来像	基本目標	施策番号	施策
1 「子どもも大人も 学びあい育ちあう」 きよせ	11 子どもの成長を支える 社会の構築 	111	地域全体で子どもの育ちを支える仕組みの整備
		112	子どもとその家庭に関する相談体制の充実
	12 一人ひとりの学びと 学びあいの充実 	121	学校教育の充実
		122	地域による子どもの育ちと学びの支援
		123	生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援
	2 「思いやりに包まれ 健やかに暮らす」 きよせ	21 誰一人取り残さない 支援の充実 	211
212			高齢者の支援
213			生活の安定の確保及び自立
214			障害者（児）の支援
22 「健幸づくり」の推進 		221	健幸づくりの支援
		222	公的医療保険制度の適切な運営
23 協働による まちづくりの推進 		231	ジェンダー平等社会の推進
		232	市民協働・人権啓発・平和の推進
		233	暮らしの相談体制の充実

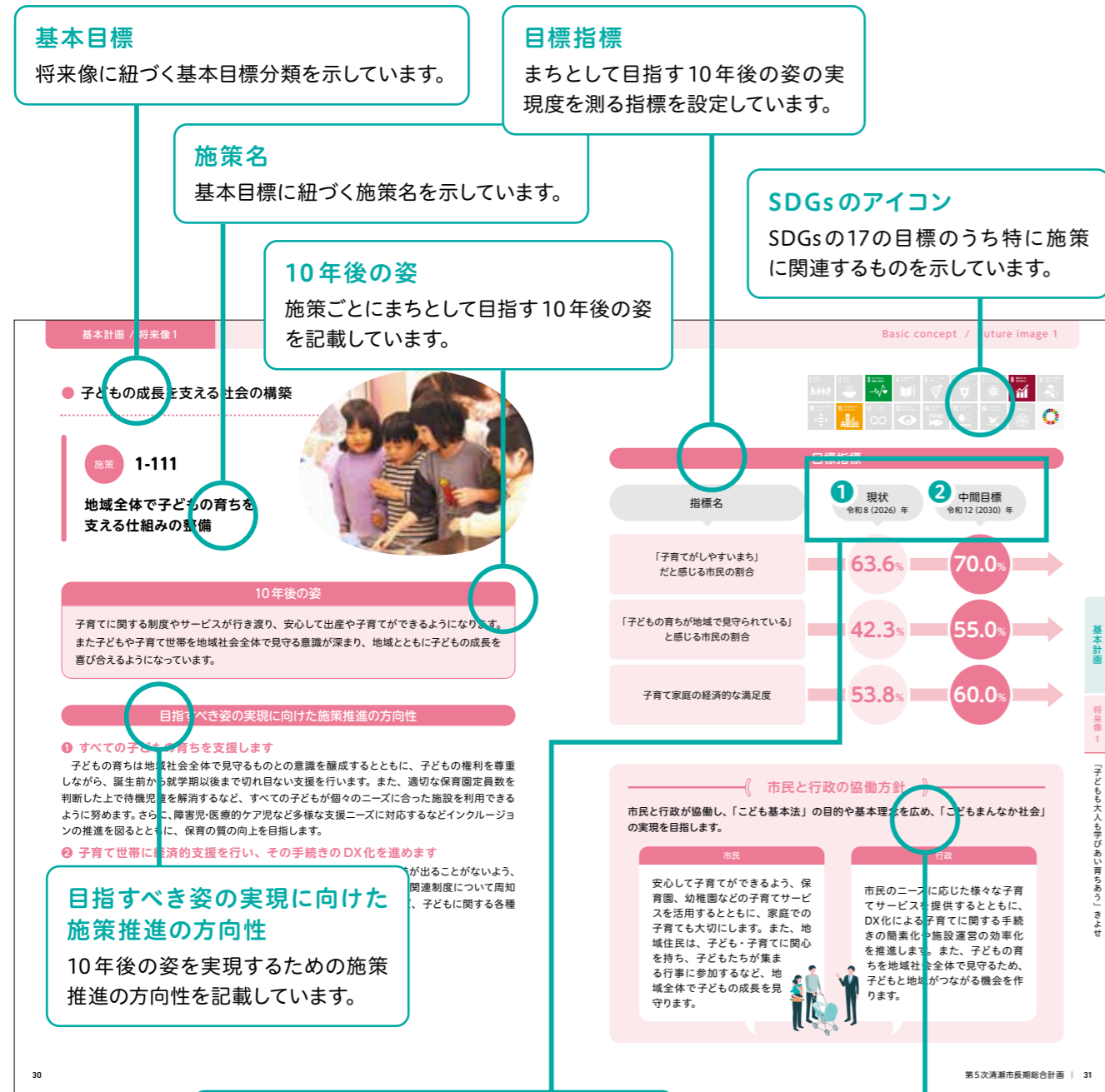
将来像	基本目標	施策番号	施策
3 「安全・安心・ 快適に暮らせる」 きよせ	31 住みよい まちづくりの 推進 	311	適切な土地利用の推進と住環境の整備
		312	道路ネットワークと交通環境の整備
		313	汚水・雨水の処理
	32 環境に やさしい 取組の推進 	321	循環共生型社会の推進
		322	自然と調和したまちの整備
	33 安全・安心な 暮らしの 実現 	331	防災・防犯体制の充実・強化
4 「活気があふれる」 きよせ	41 地域産業の 振興 	411	産業・観光の振興
		412	清瀬の未来の創造
	42 まちの魅力の 創造と発信 	421	清瀬の未来の創造
		422	シティプロモーションの推進
	43 職員が力を 発揮できる 組織づくり 	431	職員の育成強化と組織の強化
		432	業務変革の推進
44 健全な 行財政の 運営 	441	持続可能な財政の運営	
	442	長期的な視点に立った公共施設等の維持・活用	

基本計画

Basic plan

ページの構成

基本計画では、基本構想を少し具体化した市政運営の基本目標及び施策の方向性を示しています。各項目の内容については、次のとおりです。



1 現状 2 中間目標

①現状は、令和7(2025)年度に実施した市民意識調査の結果または令和7(2025)年度時点で、施策担当課が保有する統計データの数値を使用しています。②中間目標は、社会情勢の変化などにより、5年後に見直すことを視野に入れた上で、予測可能な範囲で目標達成に向けて各施策に取り組みやすいよう、5年後の目標値を設定しています。

市民と行政の協働方針
施策ごとに市民や行政の役割や関わり方を記載しています。

将来像

Future image

1

「子どもも大人も学びあい育ちあう」
きよせ



清瀬第四小学校 1年
こまいしおり
駒井 菜 さん

● 子どもの成長を支える社会の構築



施策 1-111

地域全体で子どもの育ちを支える仕組みの整備

10年後の姿

子育てに関する制度やサービスが行き渡り、安心して出産や子育てができるようになります。また、子どもや子育て世帯を地域社会全体で見守る意識が深まり、地域とともに子どもの成長を喜び合えるようになっています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① すべての子どもの育ちを支援します

子どもの育ちは地域社会全体で見守るものとの意識を醸成するとともに、子どもの権利を尊重しながら、誕生前から就学期以後まで切れ目ない支援を行います。また、適切な保育園定員数を判断した上で待機児童を解消するなど、すべての子どもが個々のニーズに合った施設を利用できるように努めます。さらに、障害児・医療的ケア児など多様な支援ニーズに対応するなどインクルージョンの推進を図るとともに、保育の質の向上を目指します。

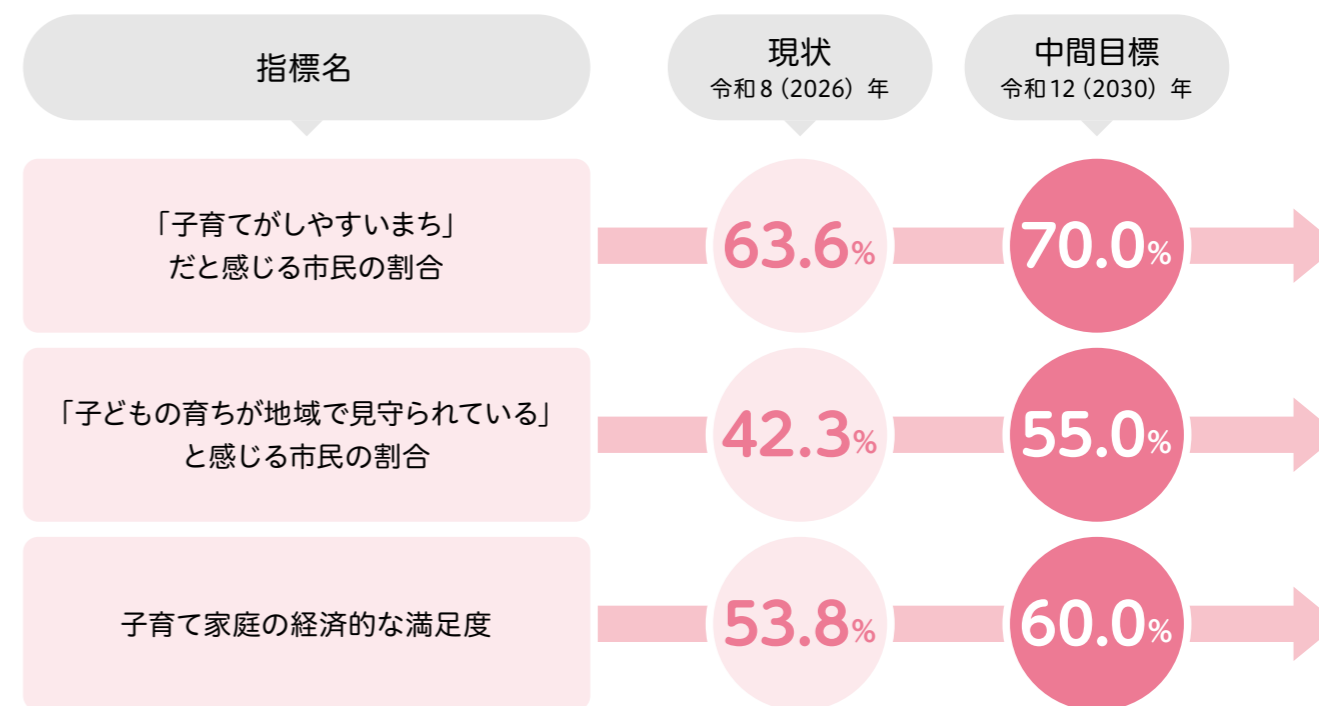
② 子育て世帯に経済的支援を行い、その手続きのDX^{*}化を進めます

子育て世帯に経済的支援を行います。環境によって子どもの育ちに格差が出ることがないように、特にひとり親家庭などの困難を抱える家庭の生活基盤が安定するように、関連制度について周知を進め、適切な支援を行います。また、児童手当や医療費の助成制度など、子どもに関する各種手続きにおいて、より迅速かつ便利になるようDX化を進めます。

^{*}デジタル技術を活用して行政や社会の仕組みを革新し、利便性や効率性を向上させる取組



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、「こども基本法」の目的や基本理念を広め、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

市民

安心して子育てができるよう、保育園、幼稚園などの子育てサービスを活用するとともに、家庭での子育ても大切にします。また、地域住民は、子ども・子育てに関心を持ち、子どもたちが集まる行事に参加するなど、地域全体で子どもの成長を見守ります。

行政

市民のニーズに応じたさまざまな子育てサービスを提供するとともに、DX化による子育てに関する手続きの簡素化や施設運営の効率化を推進します。また、子どもの育ちを地域社会全体で見守るため、子どもと地域がつながる機会をつくります。



● 子どもの成長を支える社会の構築

施策 1-112

子どもとその家庭に関する
相談体制の充実



10年後の姿

すべての妊産婦及び子育て世代が、安心して出産・子育てができる支援体制が整っています。また、困難を抱えた児童やその家庭が、身近な相談窓口気軽に相談でき、解決のための支援が得られる相談体制が整い、希望を持って暮らすことができます。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① こども家庭センター機能の強化を図ります

すべての妊産婦及び子育て世帯を切れ目なく支援するとともに、困難を抱えた児童とその家庭が地域で安心して生活できるよう母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営します。特に、乳幼児などを育てる家庭に対して訪問を行い、さまざまな悩みや相談に対応するとともに、関係機関と連携しながら必要な子育て支援サービスへつなぐなど、孤立しがちな子育て家庭を支援します。

② 子育てに関するさまざまな相談・情報の発信ができる窓口の充実を図ります

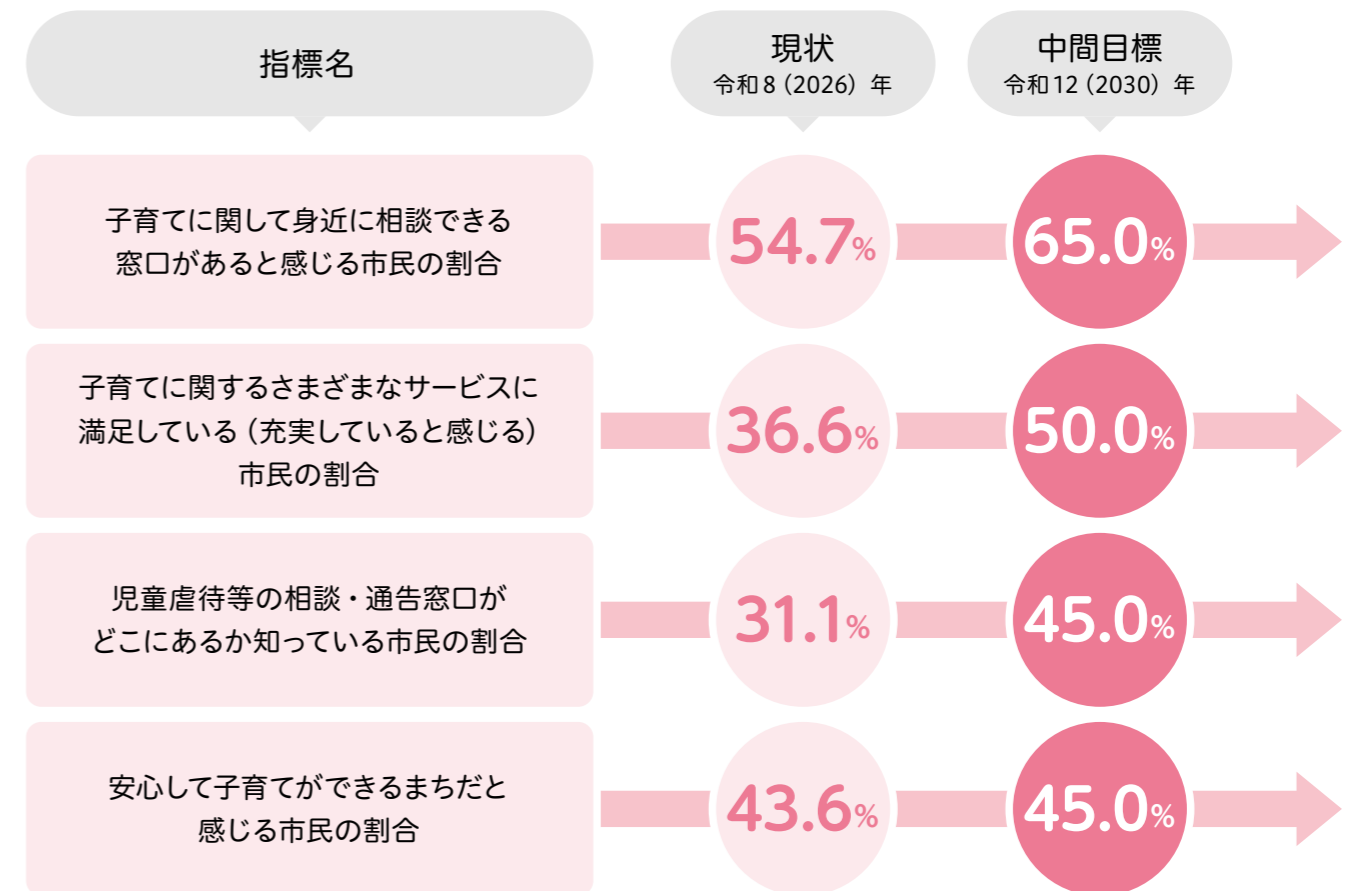
安心して子育てに取り組むことができるよう、母子保健や子育てに関する講座などを開催し、情報発信を充実します。また、市民にとって身近な場所に子育て支援サービスに関する情報提供や子育てについての相談ができる窓口を設置し、気軽に相談できる体制を構築します。

③ 子育てに関するさまざまなサービスの充実を図ります

子育てを支援するため、地域資源を活用するなど公民連携により、核家族やひとり親家庭、共働き家庭など、多様な子育て世帯に対し、ニーズに応じた子育て支援サービスを提供します。また、困難を抱えた家庭などに対し、保護者のレスパイト（休息）を目的とした一時的な子どもの預かりや、産後集中的に利用できる各種サービス、地域の中で過ごせる居場所の提供などについて充実を図ります。

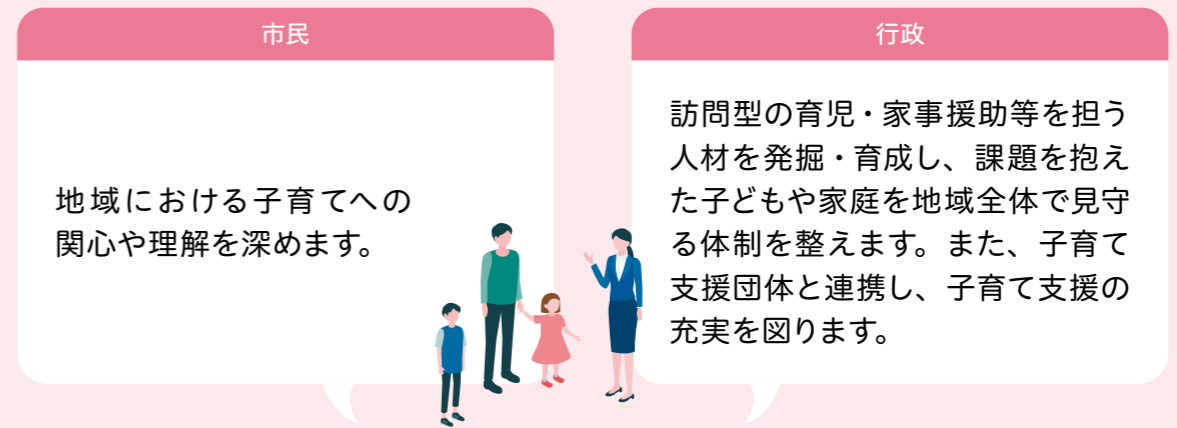


目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、子育て世帯のニーズに応じた子育て支援サービスを充実させます。



● 一人ひとりの学びと学びあいの充実



施策 1-121

学校教育の充実

10年後の姿

時代に即した教育環境や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援環境が整備され、情報機器の効果的な活用や体験活動の意図的・計画的な実施などの推進によって学校教育が一層充実することで、子どもたちに「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」といった「生きる力」が育まれています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 「確かな学力」を育成します

教員の指導力向上を図るとともに、9年間を見通した教育課程の工夫、情報機器の効果的な活用、習熟度別指導・放課後補習の充実などを通して、子どもたちの基礎学力の確実な定着を図り、さまざまな課題に対して自ら考え判断し、行動できる力を育成します。

② 「豊かな人間性」を育成します

人権教育や道徳教育、命の教育の充実を図るとともに、読書活動やさまざまな体験活動の意図的・計画的な推進や子どもたちの主体性や自己肯定感を高める取組を工夫することを通して、豊かな心としなやかでしたたかな心を育成します。

③ 「健やかな体」を育成します

健康教育や食育など、自らの健康を保持増進できる力を高めるための取組の充実を図ります。また、体力テストに基づく授業改善や、家庭や地域と連携した運動の日常化などを通して、子どもたちの体力の向上を図ります。

④ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります

子ども一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。また、教員研修を実施したり、支援の充実に係る取組を広く周知したりすることで、教員、子ども、保護者、地域に向けた理解・啓発を推進します。



⑤ 教育環境の強化・充実を図ります

小中連携・一貫教育校や義務教育学校など、子どもの育ちや学びがつながり、深まる教育の仕組みの導入や、学校施設及び情報機器などの環境整備を進めることで21世紀型の教育を創造、推進します。また、学校の働き方改革を推進することで、教職員が心身ともに健康で、やりがいを感じながら教育活動に取り組める環境を創ります。

目標指標

指標名	現状 令和8(2026)年	中間目標 令和12(2030)年
子どもの学力(国平均との差) ※全国学力・学習状況調査における国語及び算数・数学調査の平均正答率の結果から算出	〈小学校6年〉※1 国語-1.8P 算数-2.0P 〈中学校3年〉 国語+2.7P 数学+3.7P	〈小学校6年〉 国語+1.0P 算数+1.0P 〈中学校3年〉 国語+4.0P 数学+5.0P
自己肯定的な児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査における児童・生徒質問紙「自分にはよいところがある」の質問に対する肯定的な回答の割合	〈小学校〉※2 89.9% 〈中学校〉 81.9%	〈小学校〉 95.0% 〈中学校〉 90.0%
東京都児童・生徒体力・運動能力調査の平均点(東京都平均との比較)	〈小学校6年〉※3 男子±0.0p 女子-1.1p 〈中学校3年〉 男子-2.3P 女子-1.1P	〈小学校6年〉 男子+1.0P 女子+1.0P 〈中学校3年〉 男子+1.0P 女子+1.0P

※1 ※2 ※3 現状の数値は、令和7(2025)年度の調査結果

市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、子どもたちの「生きる力」を育む環境を築きます。



● 一人ひとりの学びと学びあいの充実



施策 1-122

地域による子どもの育ちと
学びの支援

10年後の姿

学校と地域の連携・協働により、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、すべての子どもが地域で見守られ、安心して学び育つ環境が整っています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 子どもたちの成長を地域で支える機運を高めます

子どもたちが人とのつながりを感じながら、多様な人々との関わりを通して社会性や人間性を育み、安心して成長できるよう、市民同士がつながり合うとともに、教育・福祉・防犯などの関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる機運を醸成します。

② 地域と協働した学校での学びの充実を図ります

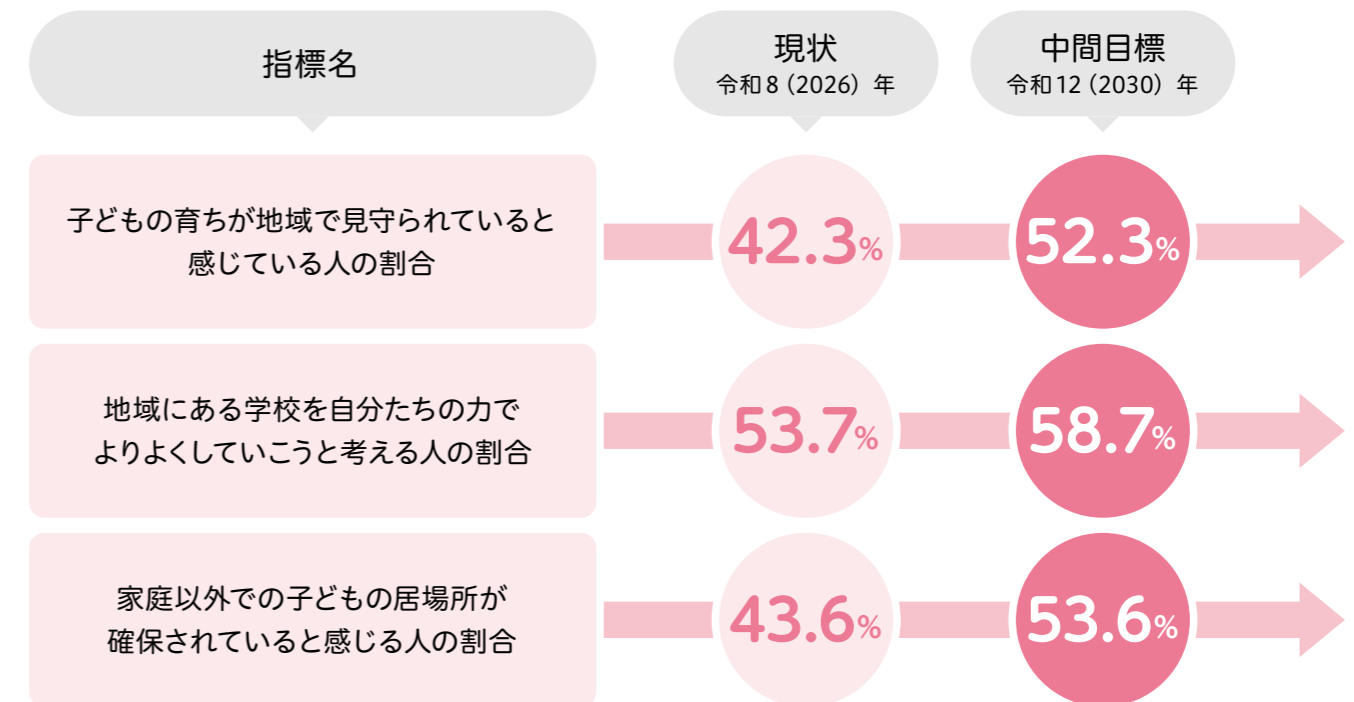
学校が地域の多様な主体と連携し、体験活動や探究的な学びを学習活動に位置づけて推進し、子どもたちが多様な人材や体験と出会い、学びを深められるようにします。また、学校の取組に地域が関心を寄せ、理解し支える関係づくりを進め、社会総がかりで子どもを育む環境の一端を担います。

③ 子どもたちの安全な居場所の充実を図ります

安心して過ごせる居場所として児童館や学童クラブ、放課後子ども教室『まなべー』を配置し、異年齢交流や集団活動などを通じて子どもたちの社会を生き抜くための力や、人と関わりながら自己を成長させる力を育むとともに、心身ともに健やかに成長できる環境を整えます。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、家庭や学校、地域が社会総がかりで子どもたちを育みます。

市民	行政
それぞれの役割を果たしながら子どもと子育て家庭を支えるとともに、学校の活動に積極的に関わります。	教育の充実や安全な居場所づくりを推進し、子どもたちが安心して成長し、学びを深められる環境を整えます。

● 一人ひとりの学びと学びあいの充実



施策 1-123

生涯学習・文化・芸術・
スポーツの支援

10年後の姿

市民誰もが年齢や障害の有無にかかわらず、生涯学習や文化・芸術、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を持ち、健康で心豊かな生活を送っています。また、そのような活動を通して地域で活躍する市民が増えています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 世代を超えた学びの機会の充実を図ります

生涯学習にかかる関係機関と連携するとともに、市民ニーズに応じた生涯学習事業を展開し、幅広い世代の生涯学習の機会の充実を図ります。また、市民が生涯を通じて意欲的に学び続けることや、得た知識・技能を地域へ還元することができる場の創出を図ります。

② 市民文化・芸術の充実と発展を図ります

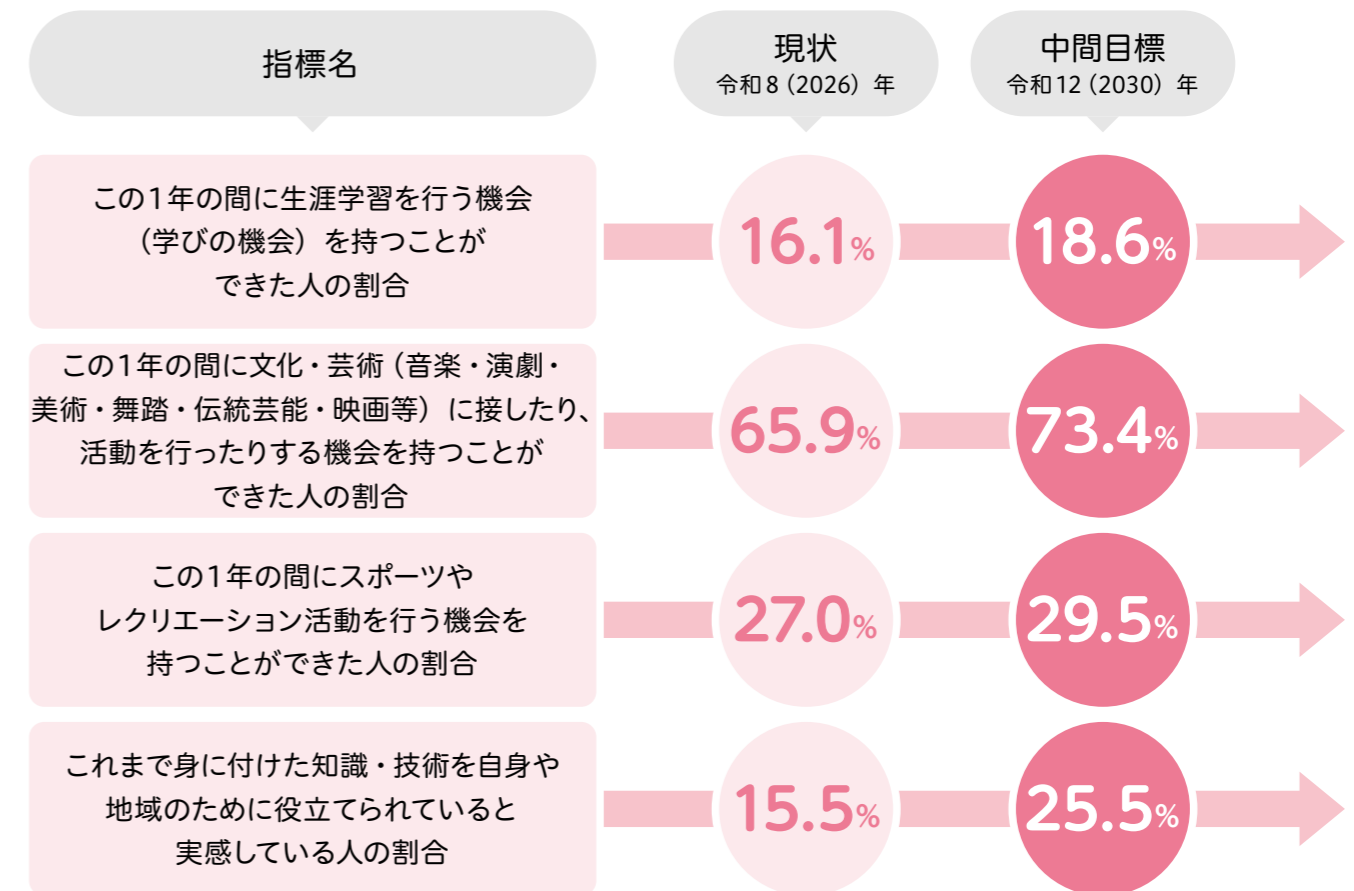
市民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう支援を行い、身近な場で創造的な体験を楽しむ機会を提供します。さらに、地域で育まれた文化・芸術の価値を共有・発信することで市民の文化的・創造的な交流や共感を促進し、心豊かな生活を支える施策を展開します。

③ 気軽にスポーツ活動に親しめる機会の充実を図ります

市民が気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境を整備するとともに、多様な機会や場の充実を図ります。また、地域のスポーツ振興やイベントを推進する人材を育成し、協働の充実を図ることで、スポーツの普及を進めるとともに市民の健康の増進や交流の活性化を目指します。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、誰もが生涯にわたって学び、文化・芸術、スポーツに親しむ暮らしを実現します。



将来像

Future image

2

「思いやりに包まれ健やかに暮らす」

きよせ



清明小学校 5年
かねこ なな
金子 菜奈 さん

● 誰一人取り残さない支援の充実

施策 2-211

地域福祉の推進



10年後の姿

誰もが地域社会に居場所を確保することで、地域とのつながりを自覚できているようになり、すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられるようになっています。また、地域共生社会の実現に向けて、さまざまな複合的な課題を持つ方や世帯に対し、福祉や医療などが連携することで、誰一人取り残されないサポート体制を確立し、誰もが生きがいを持って生活できるようになっています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

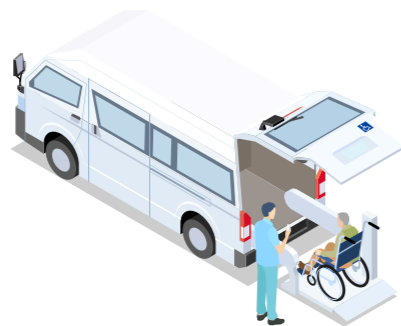
① 地域全体における福祉課題の市民理解を促進します

相談体制の相互連携を推進・充実し、支援を必要とする人が適切なサービスにつながり、行政を含めた社会全体で支える仕組みをつくりまします。支え合い・助け合いの心を育み、地域福祉を推進する人材を育成します。

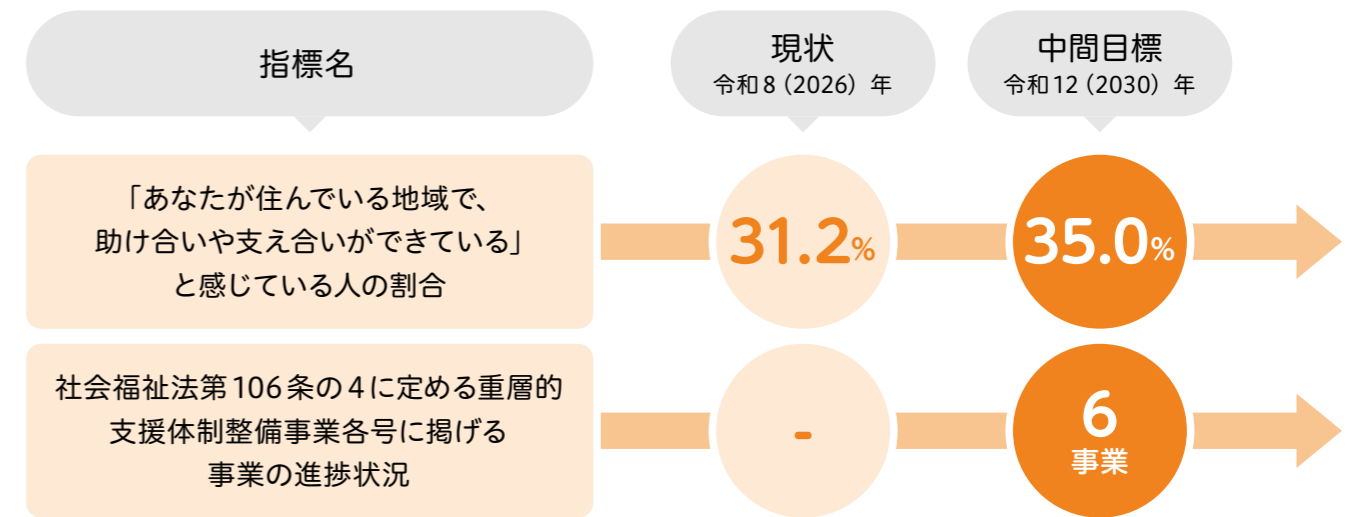
② 重層的支援体制^{*}を整備します

複合的な課題を持つ方、支援を必要としているが適切な支援機関とつながっていない方、及びその家族など、誰一人取り残すことなく、個々の状況やニーズに応じた支援を行います。

^{*}一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しい複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするための体制



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、地域福祉の推進と地域共生社会の実現を目指します。

市民
主体的に地域課題を理解し、解決を試みる地域福祉を担う人材としての役割を果たします。

行政
市民や関係機関等の多様な主体と連携し、重層的支援体制の整備に取り組むことで、地域課題の解決に資する包括的な支援体制を整備します。

● 誰一人取り残さない支援の充実

施策 2-212

高齢者の支援



10年後の姿

医療・介護・福祉などのサービスを関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供される地域包括ケアシステムが推進されるとともに、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識と理解を深め、認知症の有無にかかわらず、高齢者が住み慣れた地域で不安なく、尊厳を保持しながら自分らしく暮らしています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 高齢者が安心して暮らせるように支援します

誰もが住み慣れた地域で自分らしく不安なく暮らし続けられるよう、相談体制の充実を図るとともに、医療・介護の連携、地域住民や関係機関・団体などの協働による生活支援や見守り、認知症施策や権利擁護の推進に取り組みます。

② 高齢者が地域で活躍・参加できる仕組みや組織を支援します

誰もが生きがいを持ち、地域社会の中で人とつながりながら、自分らしくいきいきと暮らせるよう、地域交流の場の充実、活動支援、技能や経験を発揮できる環境づくりに取り組みます。

③ 高齢者が元気に暮らせるように支援します

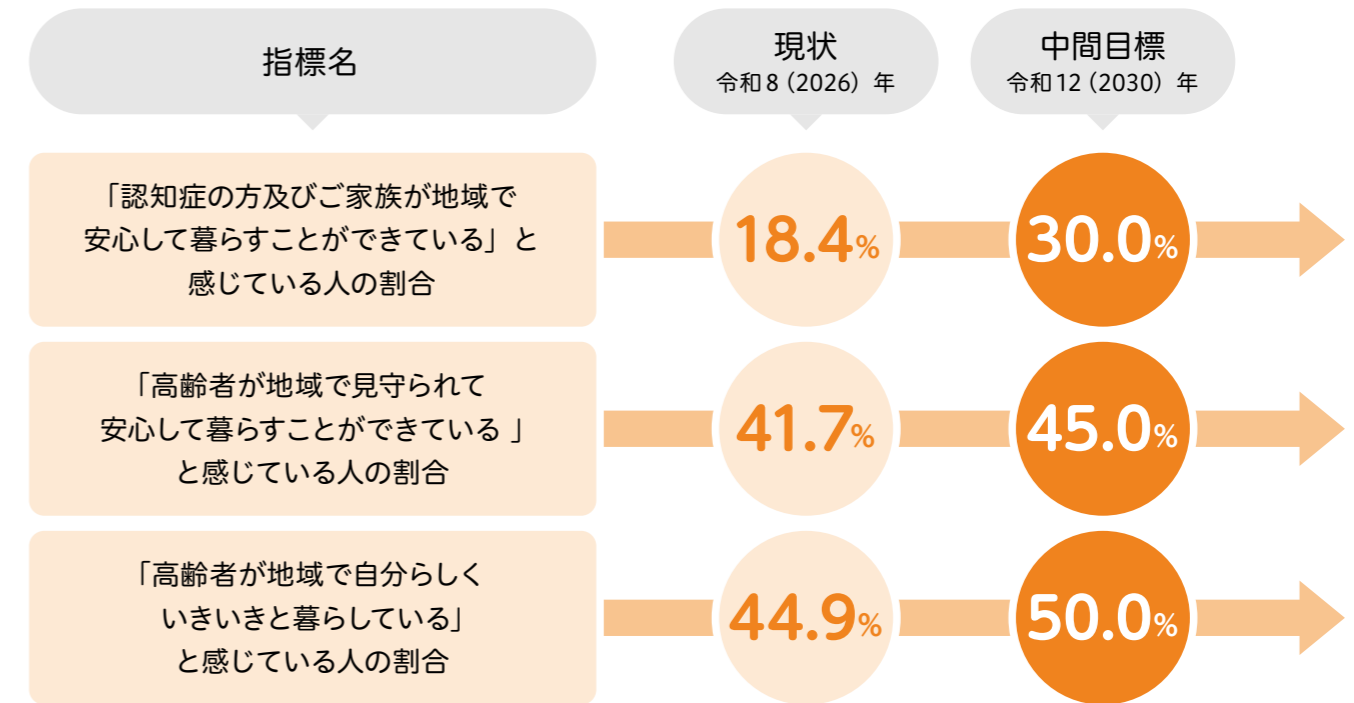
いつまでも元気に、健康な生活を送るために、健康づくり支援や介護予防事業の充実、運動できる環境づくりを推進します。また、市民が主体的に実施できる事業の支援を行います。

④ 介護サービス基盤の充実と人材確保に取り組みます

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護人材の確保、家族介護者の離職防止などに取り組みます。

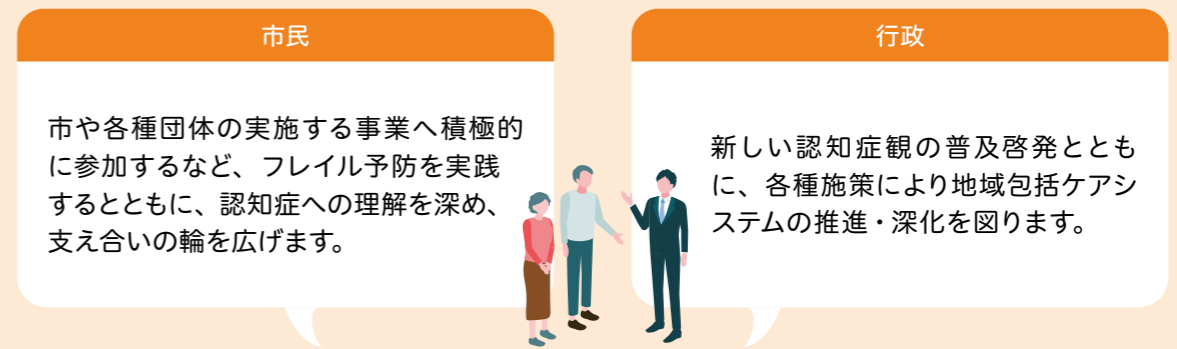


目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生きられるまちを目指します。



● 誰一人取り残さない支援の充実

施策 2-213

生活の安定の確保及び自立



10年後の姿

さまざまな要因から支援が必要な市民が、生活面や教育面から必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めています。また、民生・児童委員、社会福祉協議会、事業者などのさまざまな団体や市民が連携して地域福祉が実現することで、障害の有無や年齢にかかわらず誰もがいつまでも安心して生活できています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 安定した生活のための支援と自立のための支援を行います

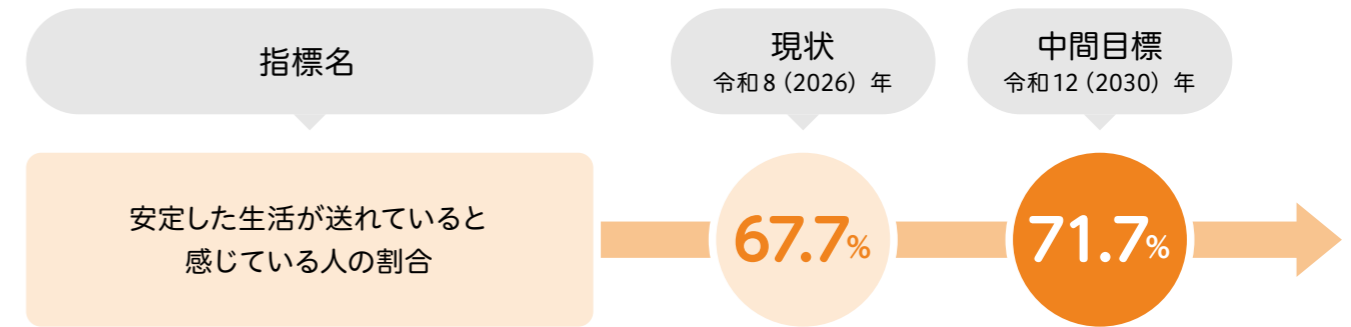
生活困窮者及び被保護者が、住み慣れた地域で安定した生活が送れるように、「生活困窮者自立支援法」に基づく各種事業に取り組みます。また、働く意欲のある方たちが、その能力を發揮しながら安心して働けるように、国などの関係機関と連携し就労に関する情報提供などを行います。

② 経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な支援を行います

高校や大学への進学に意欲的に取り組む子どもたちが、経済的理由により就学困難な状況とならないよう児童・生徒の保護者に対し必要な支援を実施します。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、地域で困窮されていると思われる方を早期に発見し、生活困窮者の支援に取り組みます。

市民

生活困窮者に対する理解を深めます。

行政

支援の利用を促すとともに、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を推進するため関係機関と連携し、雇用や住居確保など必要な支援を提供します。



● 誰一人取り残さない支援の充実

施策 2-214

障害者（児）の支援



10年後の姿

地域生活へ移行する支援や緊急時における短期入所など、障害のある人への支援が充実しています。また、障害のある人とない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなくともに暮らす共生社会が実現しています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 障害者の社会参加や就労を促進します

多様化・高度化する社会参加のニーズに応え、関係機関と連携しながら、障害のある方の社会活動への参加や雇用・就労、生涯学習の機会と場の提供を促進します。

② 障害への理解と地域での交流を促進します

共生社会の実現に向けて、周囲の人たちに障害への理解が深まるよう、福祉・教育・地域などと連携しながら地域社会での理解促進と交流を図ります。また、障害者施設の紹介、作品の展示・販売を行うことで、共生社会の実現に向けた障害者の活動について普及・啓発活動を促進します。

③ 障害者（児）の支援体制を整備します

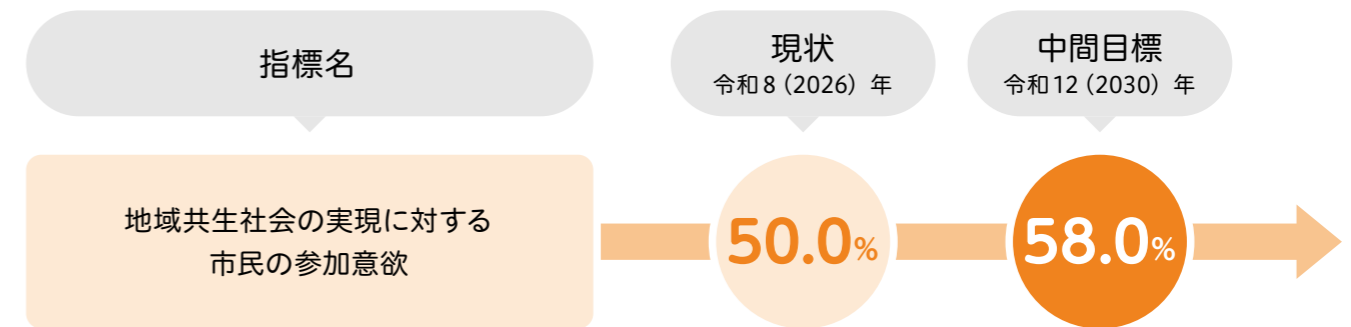
障害者（児）の地域での充実した社会生活を実現するために必要な、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援などの日中活動、余暇活動、グループホームや居宅介護などのサービスや地域の社会資源を組み合わせ利用し、障害者が相談支援体制によって支えられ、地域での充実した生活を送ることが可能となるよう取り組みます。

④ 安心して暮らせる環境を整備します

市民誰もが年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らし、社会参加できる快適な生活環境を送れるようバリアフリーの環境整備や情報アクセシビリティの向上などを推進します。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、共生社会の実現を目指します。

市民

障害のある方による販売活動などを通じて障害のある方と交流を深めます。

行政

市内の障害者施設の紹介や作品展示、販売の場を提供し、理解促進と交流の場を支援します。



● 「健幸づくり」の推進



施策 2-221

健幸づくりの支援

10年後の姿

市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、健康づくりに取り組んでいます。そして、すべての市民が生涯を通じて切れ目のない医療を受けることができ、健やかに心豊かに生きいきと暮らしています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組を推進します

自らの健康状態を把握できるように健康診査やがん検診の機会を提供します。また、より多くの市民に受診を促すために健（検）診の重要性を広く啓発します。さらに、改善が必要な症状が認められた市民に対しては生活習慣の見直しや医療機関への受診を勧奨し、生活習慣病の重症化予防の取組を推進します。

② 自発的に健康づくりを行うことができる環境づくりを推進します

健康的な生活習慣を実践できるように、食事、運動、休養、飲酒、喫煙、口腔の健康について、健康づくりを促す取組の機会を提供します。また、世代により情報の取得方法が異なることから、対象に合わせた情報発信に努め、それぞれの世代の健康課題や特性に応じた健康づくりが実践できるように、生涯を通じて切れ目のない支援を推進します。

③ 健康を支え守る社会環境の整備を推進します

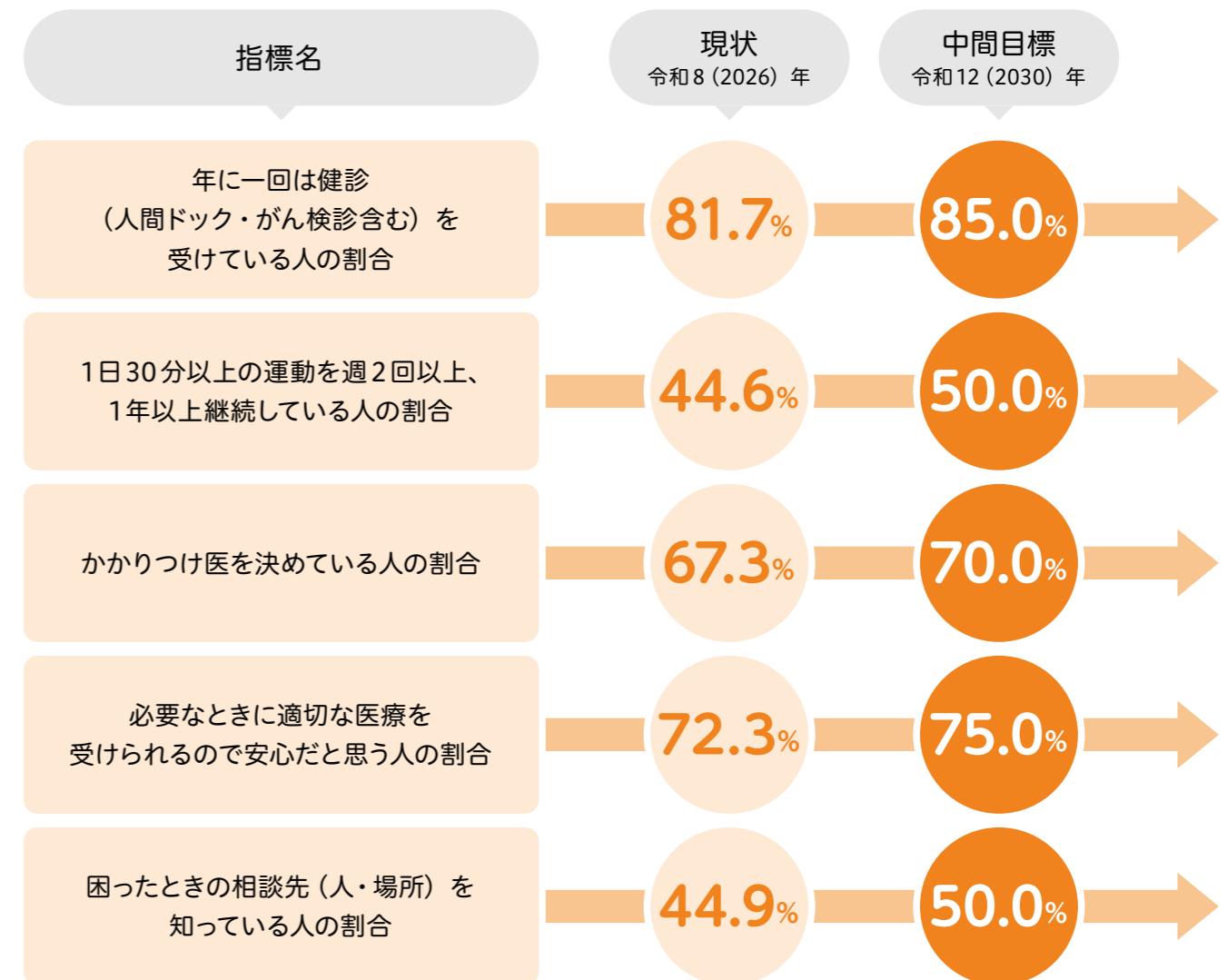
医療提供体制の偏在化解消と災害時医療体制の充実のために、東京都や医師会及び近隣自治体との連携を強化し、より緊密な関係性を醸成します。また、かかりつけ医療機関の定着化を推進します。

④ こころの健康づくりを推進します

誰もが、安定したこころの健康を保つことのできるよう、ストレス軽減方法や適切な睡眠のとり方、身近な相談場所や専門機関などの普及啓発を図るとともに、関係機関や地域と連携・協働しながら、こころの健康づくりを推進します。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、無理のない生活習慣の改善や定期健（検）診の大切さを広め、健康意識の向上と行動変容を促します。



● 「健幸づくり」の推進

施策 2-222

公的医療保険制度の適切な運営



10年後の姿

公的医療保険制度への理解や協力が進み、市民一人ひとりの健康の保持増進への意識向上や医療費の適正化が図られ、公的医療保険制度が適切に運営されています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 健康意識の向上を図ります

健康寿命延伸のため、特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査などの受診率を向上させ、健康意識づくりのきっかけをつくり、適切に医療へ接続するよう努めます。

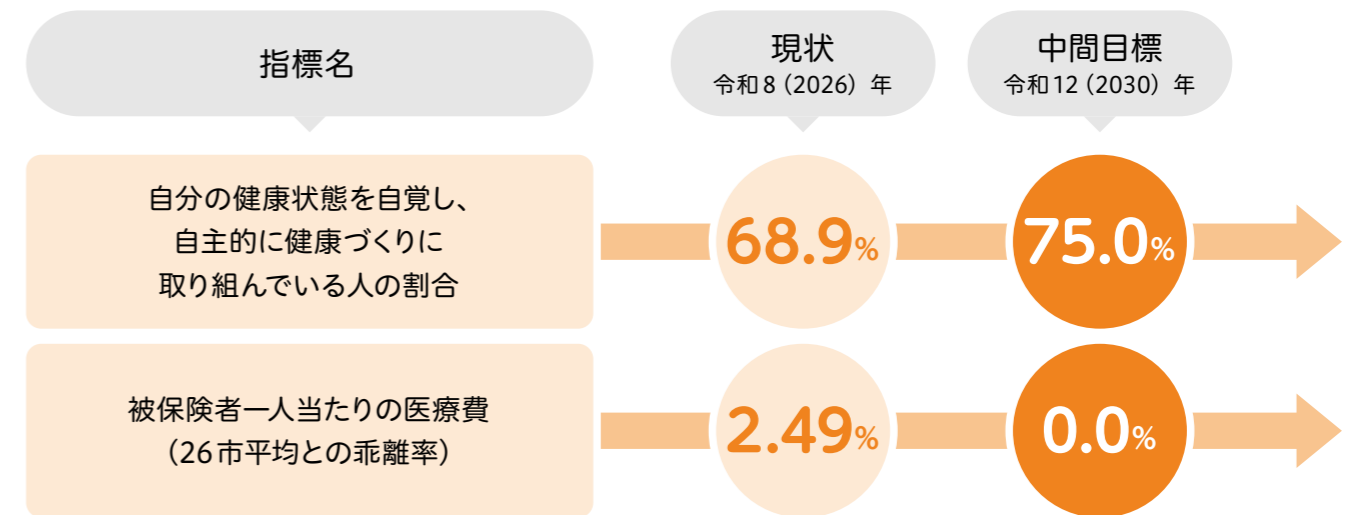
② 医療費の適正化と安定した財政基盤の強化に取り組みます

公的医療保険制度の安定した運営を図るため、生活習慣病予防やマイナ保険証[※]、ジェネリック医薬品の利用促進などに取り組むことにより、データに基づくより良い医療が受けられるとともに医療費の適正化に努めます。また、財政基盤強化のため、社会情勢に合わせて保険税率を見直し、財政基盤の強化に取り組みます。

※健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働して、健康寿命延伸と公的医療保険制度の安定的運営を目指します。

市民
日々の健康的な生活とともに、各種検診等やデータに基づく適切な医療を受け、健康保持増進に努めます。

行政
情報提供や各種事業を通じて市民の行動変容を促すとともに、生活習慣病予防や財政基盤強化のための施策を推進します。



● 協働によるまちづくりの推進



施策 2-231

ジェンダー平等社会の推進

10年後の姿

性別を理由とした差別をされることがなく、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができるジェンダー平等が実現し、LGBTQ+当事者の人権が尊重された社会が進んでいます。家庭や仕事などの多方面で自己の選択による多様な生き方が尊重され、また、困難を抱えた女性等に対する支援体制及び女性が活躍できる環境が整っています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① ジェンダー平等に関する市民理解を促進します

固定的な性別役割分担意識や男女共同参画、LGBTQ+に対する理解と関心を高めるための各種講座を開催するとともに、広報誌の発行やSNSの配信などにより広く家庭、職場、教育現場などへジェンダー平等の啓発を実施します。

② 困難を抱える女性等を支援する体制を整えます

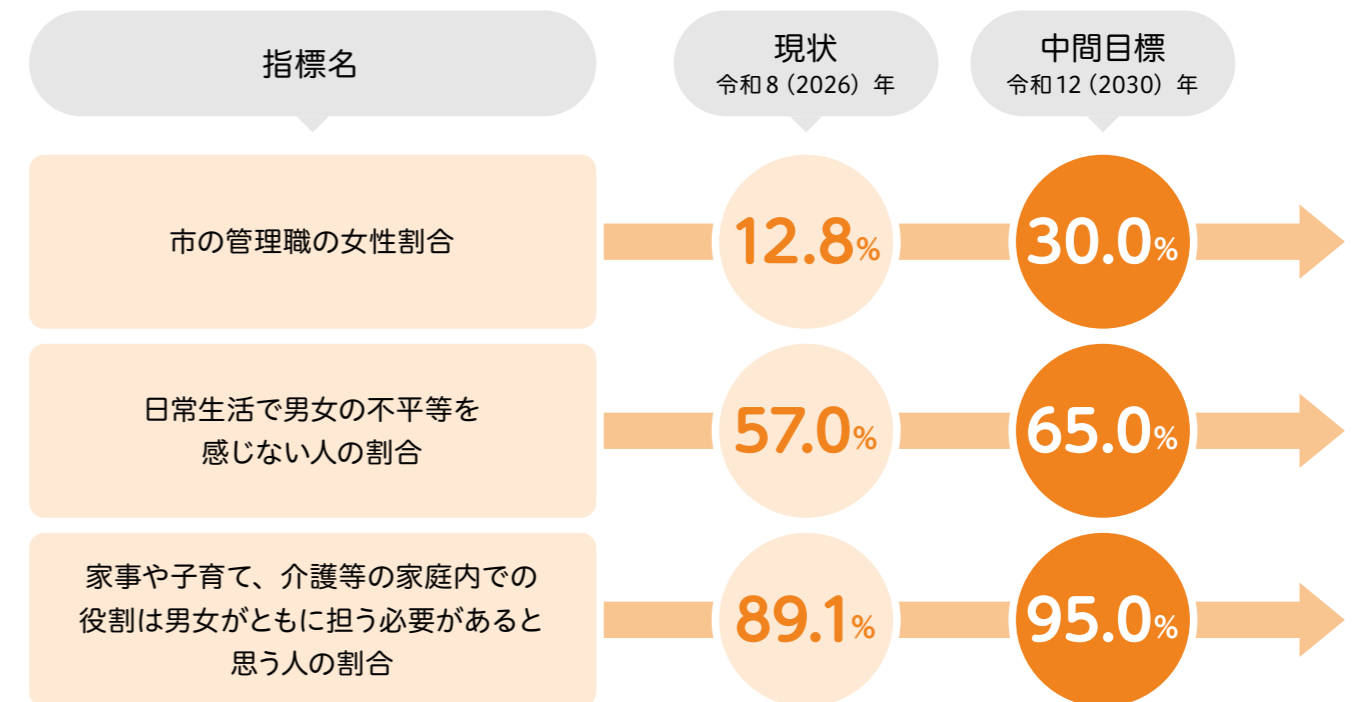
DV被害者、困難な問題を抱える女性等を支援するための相談体制を整え、関係機関との連携を図り、あらゆる暴力の排除に努めます。

③ 就労をはじめとした女性の活躍支援を推進します

女性の起業を含めた多様な働き方を応援するための講座、イベントなどを開催し、女性が活躍できる環境整備を推進します。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協力してジェンダー平等社会の実現を目指し、講座やイベントの企画・運営に取り組みます。

市民

男女共同参画センターの運営を支援するサポーター制度を通じて協力し、また、各種委員会では市民委員が参画することでジェンダー平等社会の推進を支えます。

行政

市民が積極的に参画できる体制を整備し、市民との連携を通じてジェンダー平等社会の推進に努めます。



● 協働によるまちづくりの推進

施策 2-232

市民協働・人権啓発・
平和の推進



10年後の姿

幅広い世代の市民が積極的に参加し、地域の課題を解決するための市民活動がさまざまな分野で活発に行われるとともに、大学・企業などを含むまちづくりに関わる多様な主体が、互いの得意分野を生かし、協力しながらさまざまな地域課題に取り組んでいます。また、地域の中で、人権尊重や平和希求の意識が高まり、年齢、性別、障害、国籍などに対する差別や偏見がなく、市民が互いに認めあい、助けあって暮らしています。さらに、地域の人たちの顔が見える関係が広まり、多様なバックグラウンドを有する人たちがお互いの文化を尊重し、理解し合いながら日常生活を送っています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 地域貢献活動を支援し、協働事例の増加を図ります

自治会活動や地域活動、市民活動といった地域貢献活動をさらに活性化するため、各団体が抱える課題解決に向けた支援を行うとともに、市民・大学・企業・市民活動団体などとの協働事例の増加を図ることで、協働によるまちづくりを進めます。

② 人権啓発と多文化共生に向けた取組を推進します

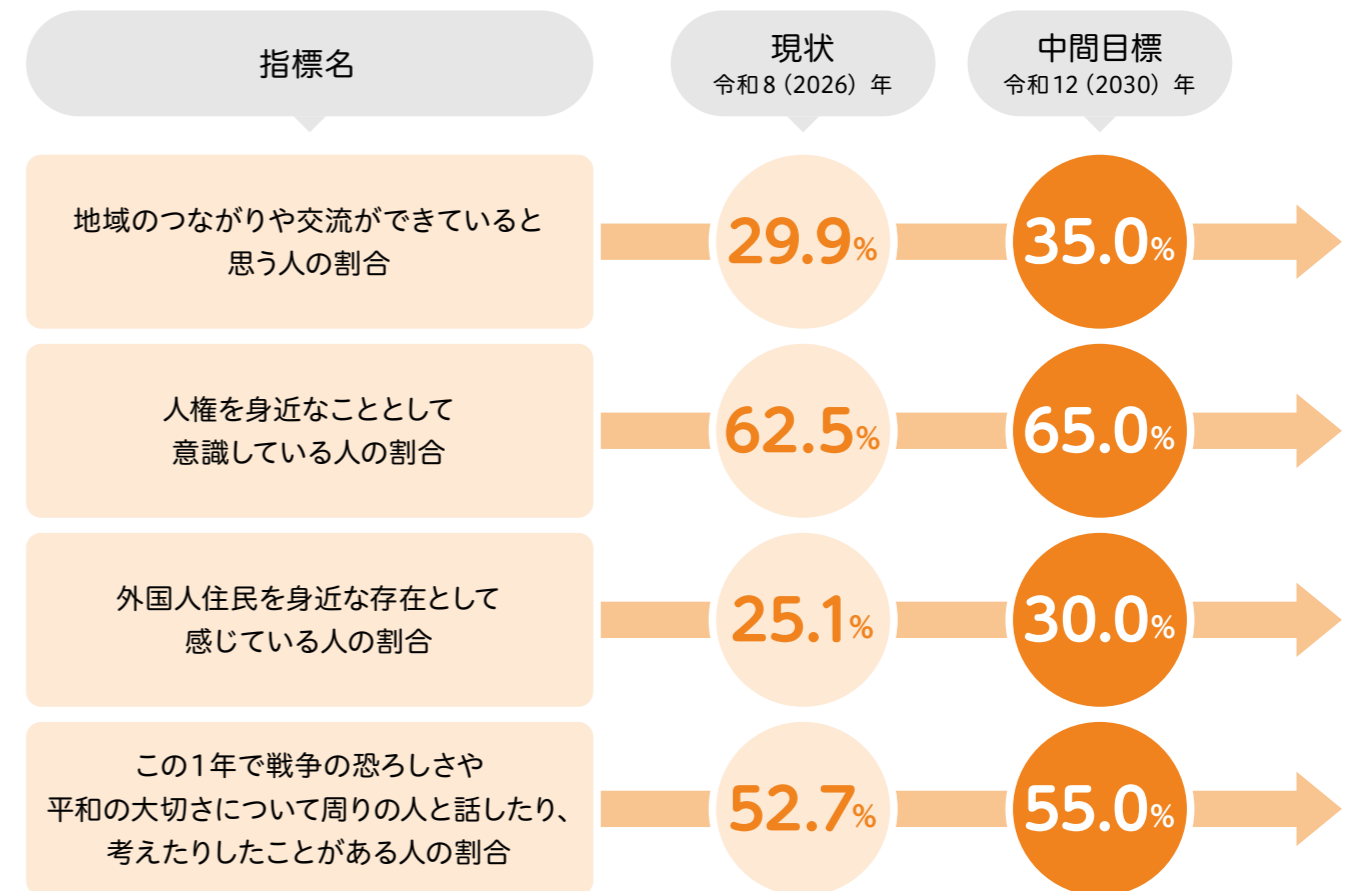
小中学生向けイベントなどの人権啓発活動を通じて、日常生活における人権に関する課題解決を進めます。また、外国人に対する理解や支援を推進するため、各所管部署の横断的な連携に取り組みます。

③ 平和意識の醸成を推進します

体験型事業など、多様な形態で平和の大切さを考える事業を実施し、命の尊さを学ぶ機会を設けます。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、地域課題の解決や差別・偏見がない誰もが幸せを感じられる地域社会の実現に向けた取組を進めます。

市民

地域貢献活動やイベントへ積極的に参加し、地域課題の把握、差別意識の排除、多文化共生社会の理念や平和の重要性について理解を深めます。

行政

市民活動団体との連携や市民への情報提供を行い、市民参画を支援するとともに、地域社会における人権と平等の尊重や平和意識の醸成に向けた啓発を推進します。



● 協働によるまちづくりの推進

施策 2-233

暮らしの相談体制の充実



10年後の姿

消費生活や市民相談制度に関する情報提供を充実することで、市民の「判断する力」が向上し、自身が違和感に「気づく力」・きっぱりと「断る力」・一人で抱えず、制度を活用して「専門家に相談する力」を身に付けた市民が増えています。また、消費者団体の活発かつ継続的な活動を支援することにより、社会的課題の解決のためにさまざまな活動へ主体的に参画・協働する市民が増えています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 日常の悩みごとの解決に向けて支援します

市民の日常生活におけるさまざまな悩みごとについて、相談しやすい体制を充実するとともに、相談者に対して情報提供及び助言を行うなど、解決に向けた支援に取り組みます。

② 消費者被害の未然防止や解決に向けて取り組みます

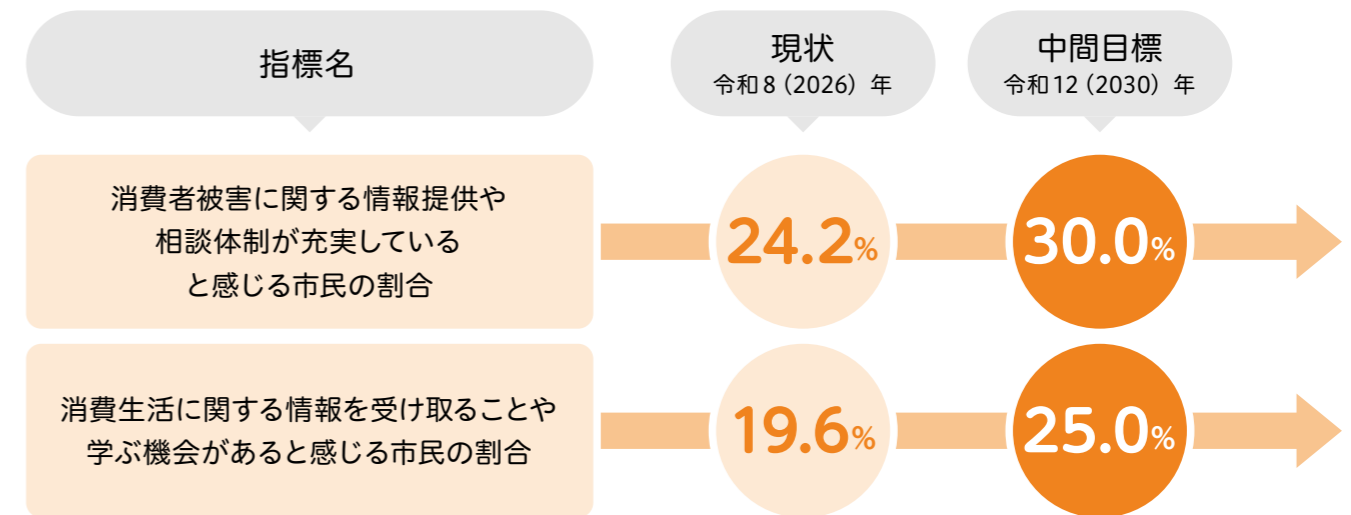
高齢者を狙った悪質な勧誘販売などを防ぐため、消費者被害に関する啓発活動に取り組みます。また、市内の各大学と連携し、若年層に対する消費者被害防止の啓発を強化します。さらに、消費者被害が発生した際には、消費生活相談の窓口において、解決に向けた支援に取り組みます。

③ 市民による自主的な消費者活動を支援します

市民が自主的に消費生活について学び、情報交換を行える環境を提供するために、消費生活に関する学習や意見交換の場を提供します。また、市民や地域コミュニティ団体に向けて消費生活に関する情報を幅広く提供するとともに、消費生活に関連する事項についての知識を深める取組を行います。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、日常生活の悩みごと解決や消費者被害の防止に向けて、相談しやすい体制の充実を図ります。

市民

市から提供される情報や市民相談から得られる知識に基づき、日常の悩みを解決する力や消費者として適切に判断する力を高めます。

行政

市民への情報提供の機会を増やし、市民の協力を得ながら、日常の課題解決や消費者被害の防止を推進します。



将来像

Future image

3

「安全・安心・快適に暮らせる」

きよせ



芝山小学校 1年
はやし こうは
林 巧羽 さん

● 住みよいまちづくりの推進



施策 **3-311**

適切な土地利用の推進と
住環境の整備

10年後の姿

駅周辺は活発でにぎわいの中心となり、幹線道路では沿道空間の活用を促進し、魅力ある商業機能が集積されています。一方で、本市の特徴でもあるみどりや農地を活かし、低層住宅地を中心にみどりや農地、住宅地が調和し、安全・安心・良好な居住環境が保全されています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 都市計画道路などの都市基盤の整備を推進します

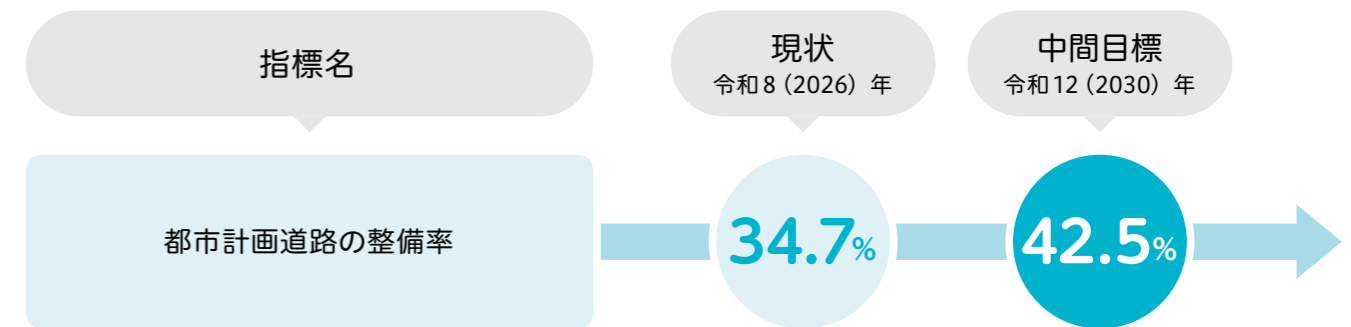
都市計画道路などの都市施設や都市機能の充実を図るとともに、土地区画整理事業などを活用して、良質な都市基盤の整った豊かな生活ができるような都市づくりを目指します。

② 地域の特性を活かした住みやすく快適で安全なまちづくりを推進します

社会経済状況の変化や定期的な検証に基づき、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。また、本市の特色である豊かなみどりや農地を次世代に引き継ぎながら、景観や周辺環境に調和する土地利用などを推進します。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、住みよいまち・選ばれるまちとなる都市づくりを推進します。

市民

都市づくり活動に主体的に参画し、地域課題の解決に取り組みます。

行政

市民が主体的に取り組む都市づくり活動の情報提供や支援活動を行います。



● 住みよいまちづくりの推進

施策 3-312

道路ネットワークと
交通環境の整備



10年後の姿

市民と協働することにより適切な都市基盤が形成されるとともに、公共交通機関の充実が図られることにより、市内外のアクセスが向上し、将来にわたり、誰もが住みやすく活気あふれるまちになっています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 市道の維持管理及び新設道路の整備を促進します

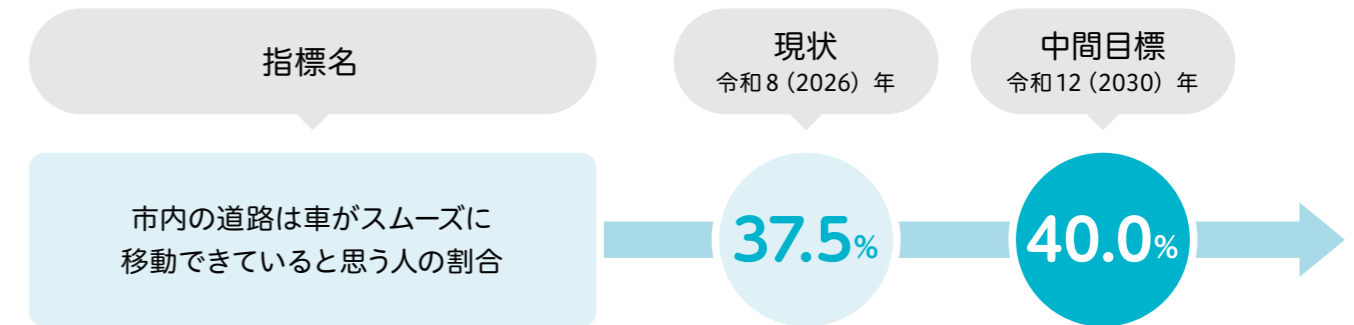
市道の維持管理及び新設道路の築造による快適な交通環境を整備するために、各種計画に位置づけられた計画を適切に実施し、快適な交通環境の整備に努めます。

② 持続可能な地域公共交通の運行を目指します

コミュニティバスについては、地域公共交通会議などを通じて地域公共交通に係る関係機関と連携することにより、持続可能な地域公共交通を実現し、市民の方に安心して快適にご利用いただける交通環境の整備を目指します。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、市道の適切な管理や持続可能な交通環境の実現を目指します。

市民

市道を共有の財産と認識し、道路の環境美化に努めます。

行政

市民の声を反映させながら、地域公共交通の現状や課題について情報を共有するとともに、必要な施策を検討・実施していきます。



● 住みよいまちづくりの推進

施策 3-313

汚水・雨水の処理



10年後の姿

下水道施設の老朽化対策や地震対策、また、道路の浸水対策など、市民の安全を守り、安心して快適な生活を支える施策を着実に推進していくとともに、民間企業のノウハウや創意工夫を活用し、事務の効率化や経営環境の強化を進めています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 下水道施設の老朽化対策・地震対策を推進します

下水道管の点検・調査、その結果に基づく修繕・改築を実施し、ストックマネジメント事業を推進します。また、地震が発生した際、災害拠点病院などにおける下水管とマンホールの接続部のズレや変形を防ぐため、接続部に柔軟性を持たせる地震対策を実施します。

② 浸水対策の強化を図ります

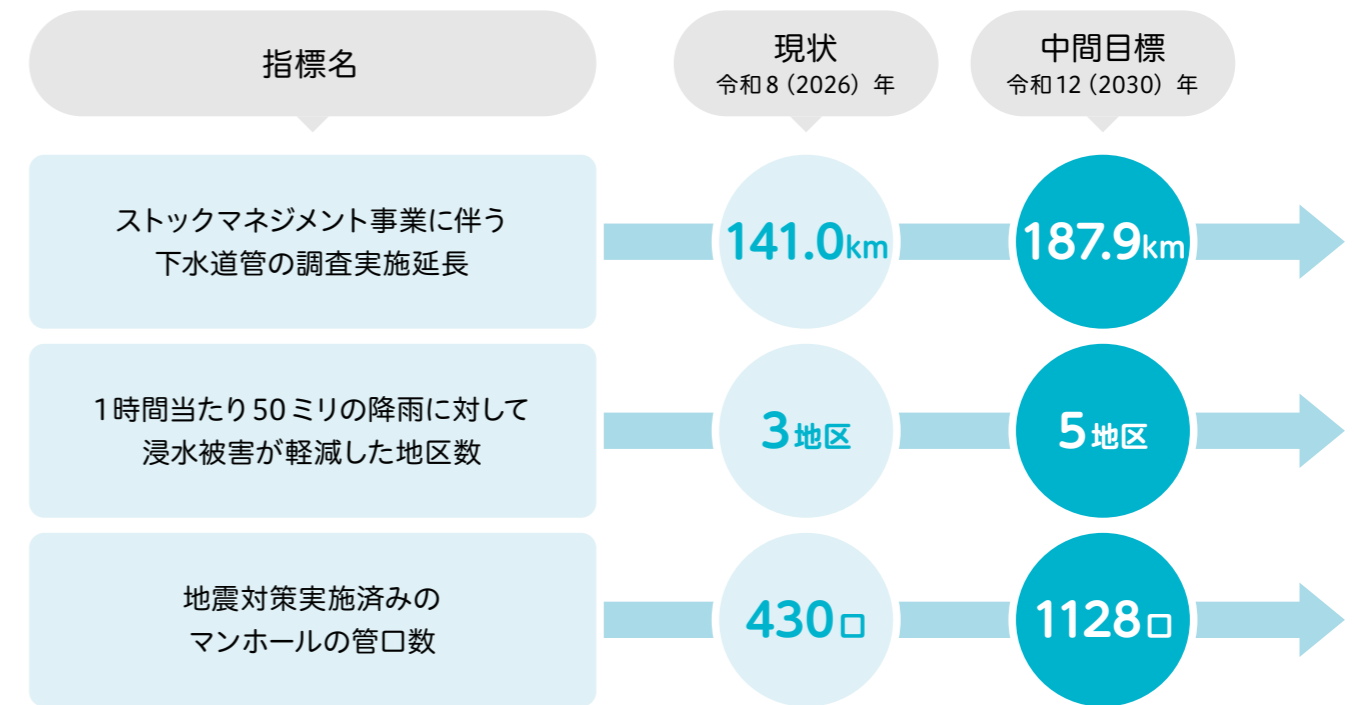
雨水枝線整備や一時貯留施設を設置し、道路冠水や住宅浸水の防止といった浸水対策の取組を強化します。

③ 下水道事業の経営健全化を図ります

民間企業のデジタル技術などを活用することで、技術職員の不足や下水道施設の老朽化などを解決します。また、社会情勢に応じ、下水道使用料の見直しを図り、持続可能な下水道事業の運営を進めます。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、快適な住環境の向上を目指します。

市民

地域の住環境改善への理解を深め、水防訓練への参加などを通じて意識を高めます。



行政

市民の関心を高めるため、市報や訓練の実施を通じて関係部署と連携しながら情報提供を行い、下水道事業の重要性を広く周知します。

● 環境にやさしい取組の推進



施策 3-321

循環共生型社会の推進

10年後の姿

市のみならず、市民や事業者も含めたゼロカーボンに向けた意識が共有化され、各主体において再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進などの取組が行われています。また、環境に配慮した生活や事業活動が行われることで、公害の低減や各種環境基準値の厳守が確保されており、誰もが安心して快適に過ごせる生活環境となっています。さらに、ごみの発生・排出が抑制され、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組が進み、持続可能な資源循環型社会が構築されています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を促進します

公共施設への再生可能エネルギーの活用推進のため、再生可能エネルギー由来のエネルギーの導入や、太陽光発電機器などの設置を進めます。加えて、市民や事業者の再生可能エネルギーなどの利用を促進するための支援を行います。

② 環境に関する取組の情報発信を実施します

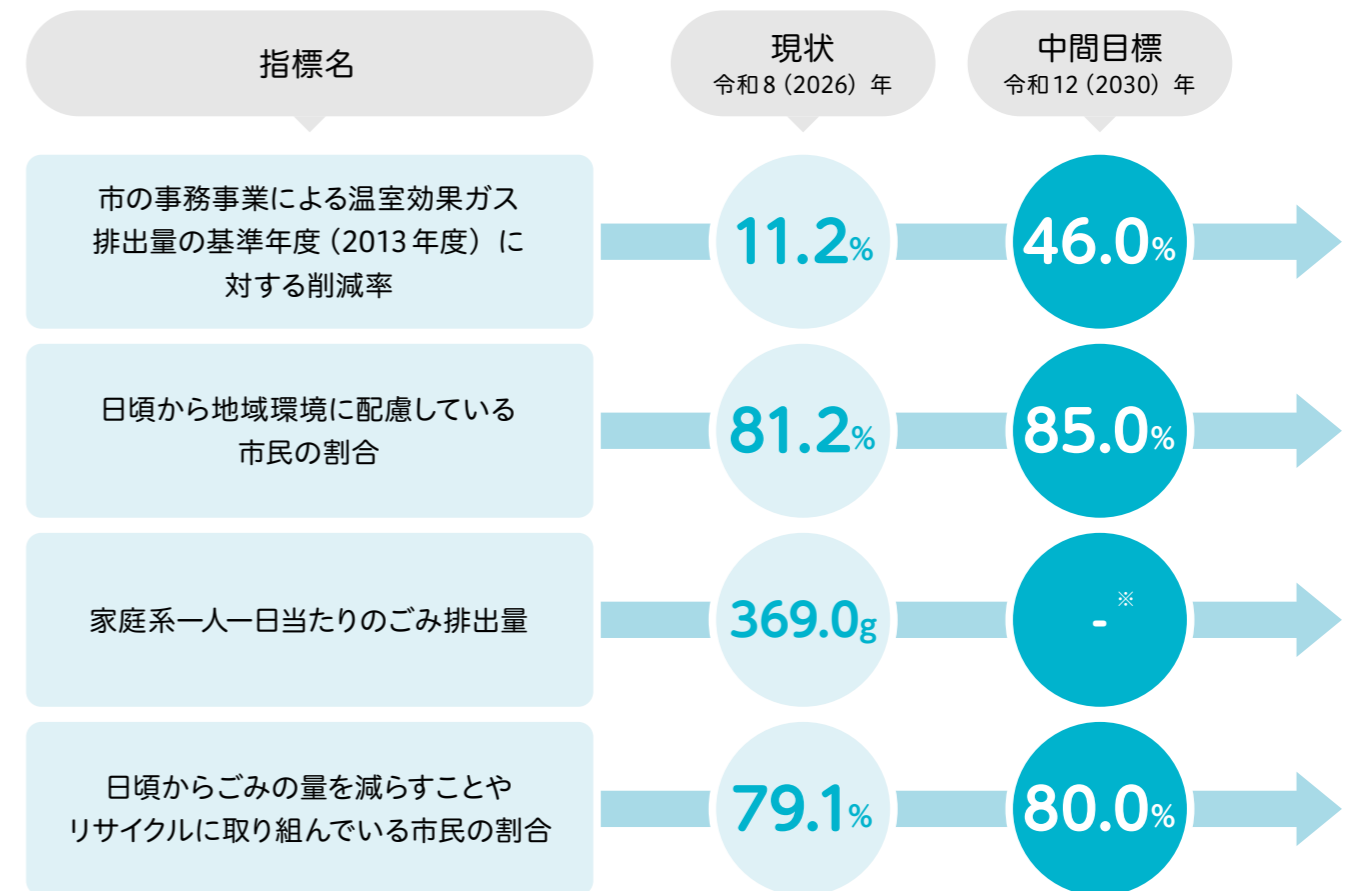
広く市民や事業者などが環境に関する取組に触れることができるよう、環境に関する取組を発表できるイベントを実施します。また、幅広い市民に対し環境に関する学習会などを、地域の多様な主体と連携・協力を図りながら実施し、市民の環境配慮に対する意識を深めます。さらに社会環境の変化による新たな環境問題の意識啓発に努めます。

③ ごみの減量や資源化を推進します

市報やSNSでの周知に加え、出前講座やごみ分別アプリ・ごみ分別マニュアルを活用し、分別に対する意識の向上や資源化の重要性を市民に伝え、さらなるごみの減量及び資源化を目指します。



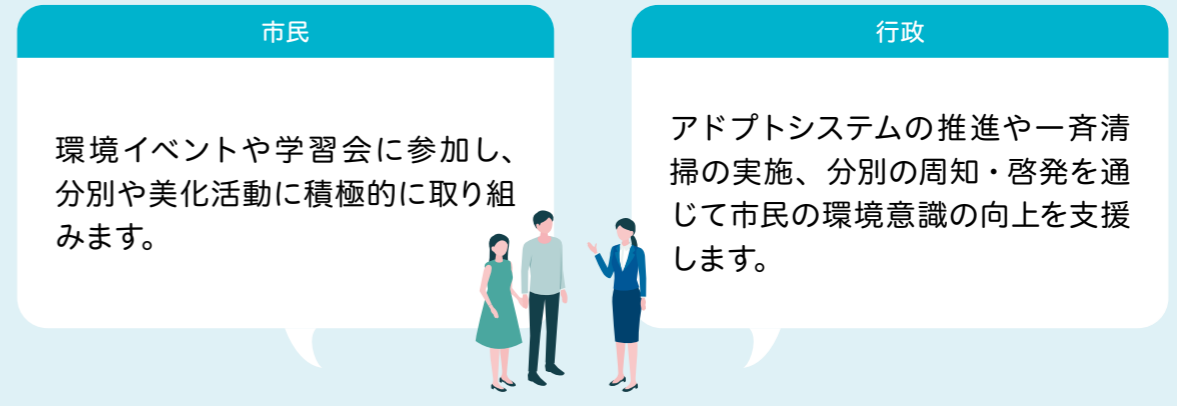
目標指標



※令和8(2026)年度の一般廃棄物処理基本計画改訂時に数値を再設定

市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、再生可能エネルギーの導入と活用を促進するとともに地域の環境保全を推進します。



● 環境にやさしい取組の推進

施策 3-322

自然と調和したまちの整備



10年後の姿

市民のニーズに応じて整備された特色のある公園を、多くの市民が快適に利用しています。また、雑木林、崖線などの緑地は、豊かな自然環境が適切に保全され、生態系を守る役割を果たすとともに、四季折々の美しい景観を提供し、多様な活動を楽しむ場所として機能しています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 公園・緑地の適切な維持管理を行います

公園や緑地は、市民の身近な憩いの場であり、健康増進やレクリエーション、防災、環境保全といった多面的な機能を持つ公共空間であることから、子どもから高齢者まで安全・安心かつ快適に利用できるよう、公園・緑地の適切な維持管理に努めます。

② 市民協働による公園・緑地の活用を行います

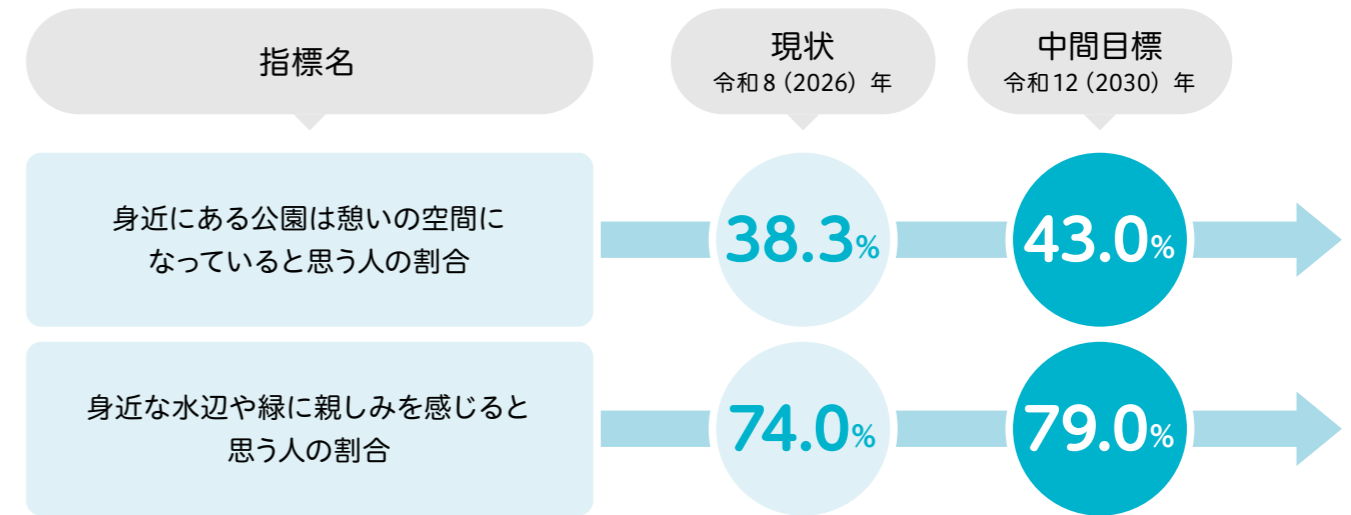
公園や緑地は、地域住民の交流を深め、地域のつながりを育むコミュニティの拠点としての役割を担っています。地域コミュニティの活性化や多様な世代や立場の方々が集う場所として公園や緑地が親しまれるよう、市民や市民団体などが行う活用に資する取組について支援を行います。

③ 都立公園の整備を目指します

都立公園は広く都民の憩い・防災拠点・自然環境保全の場として機能しています。清瀬の豊かな自然を守り、育てながら、市民がみどりの中で心身の健康を育むことができるまちを実現するため、都立公園の整備について東京都に働きかけます。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、公園・緑地に愛着を持てる環境づくりを目指します。

市民

ボランティア活動やイベントへの参加を通じて公園・緑地の保全や活用に貢献します。

行政

適切な維持管理を行うとともに、市民活動団体の活動を支援します。



● 安全・安心な暮らしの実現



施策 3-331

防災・防犯体制の充実・強化

10年後の姿

公助の役割を担う行政において防災・防犯体制が十分に構築されているとともに、消防や警察などの関係機関との連携体制の強化や、市民・事業者など各主体にも高い防災・防犯意識を醸成することで、自助・共助・公助が適切なバランスで整っています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 危機管理体制の充実・強化を図ります

災害発生など、さまざまな緊急事態に適切に対応することができるよう、危機管理体制を強化します。公助としての市の災害対応能力を向上させるとともに、東京都をはじめとする関係団体との連携を一層強化し、市民・地域・市・防災関係機関などが、それぞれの役割と責任のもとに相互に連携・協力して、防災対策・災害医療対策などを着実にを行うことにより、安心して生活することができる地域社会を実現します。

② 安全・安心に過ごせる避難者支援体制の充実・強化を図ります

避難所生活で直面する問題点を解決するため、プライベートスペースの確保やバリアフリー化に必要な備蓄品などを整備するとともに、さまざまな精神的不安や身体的不調などによるストレスが想定されるため、安心して相談できるサポート体制を構築します。また、在宅避難については、安全に避難生活を送るための準備や対応に関する情報を事前に提供します。さらに、災害発生時における要配慮者の健康管理や救援物資の確保など、支援体制を構築します。

③ 消防団機能の充実・強化を図ります

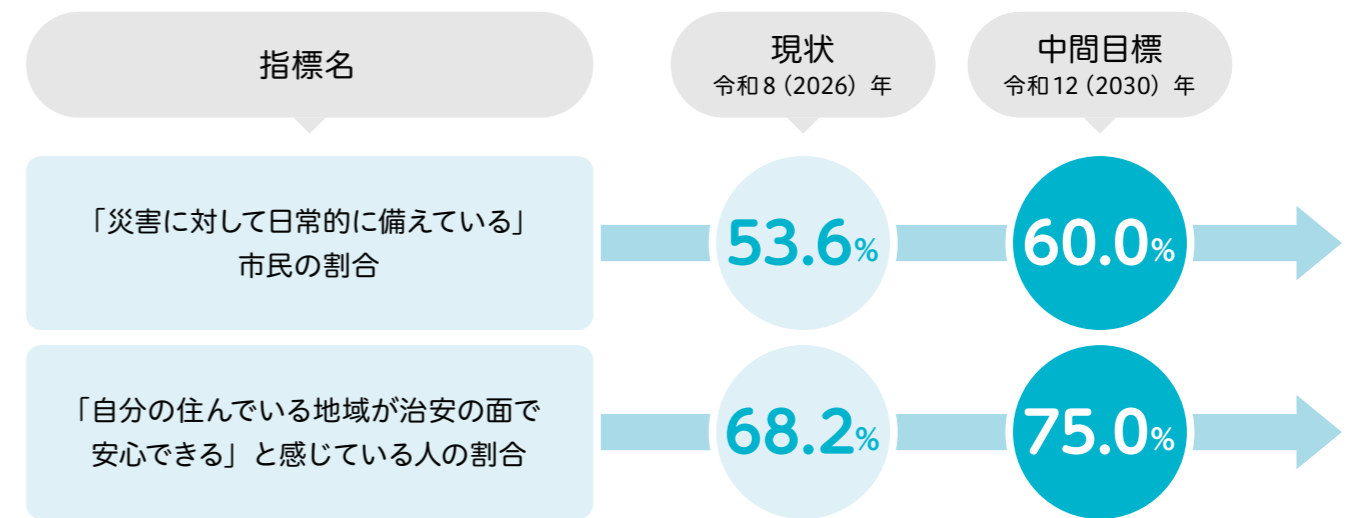
大規模災害などに備え、清瀬消防署と連携し、実践的な訓練を実施します。併せて、災害実態や清瀬市の特性に合わせた装備の充実を図ります。加えて、消防団機能の強化や団員のモチベーション維持のため、消防団活動の意義や社会的価値をPRし、家族や職場、地域の理解を得られるよう取り組みます。



④ 防犯対策事業の充実を図ります

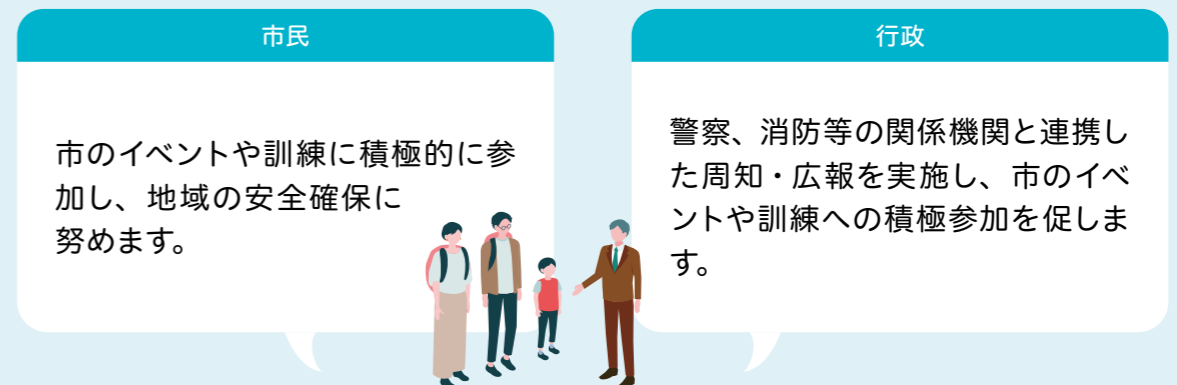
犯罪を未然に防止するため、青色回転灯装備車による広報の充実を図ります。また、警察などの関係機関と連携し、市内のパトロールを強化します。さらに、特殊詐欺については、市民に対して注意喚起を行うだけでなく、市民間でも注意喚起を行える体制づくりに取り組みます。

目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、防災・防犯意識の向上と安全な地域づくりを目指します。



将来像

Future image

4

「活気あふれる」

きよせ



清瀬小学校 5年
ながい そうま
永井 想真 さん

● 地域産業の振興



施策 4-411

産業・観光の振興

10年後の姿

市と清瀬商工会や清瀬市観光協会などの関係機関が連携し、各種施策に取り組むことで市内産業が活性化し、まちのにぎわいが創出されています。また、農のある風景が保全され、多くの市民や来訪者が農業を身近に感じ、地元で生産された新鮮かつ安全・安心な農産物が提供されるような活気ある農業が安定的に営まれています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 市内中小企業の振興を図ります

「清瀬市創業支援等事業計画」に基づき、関係機関と連携し、中小企業の創業を支援することや、事業承継に関する個別相談会の開催などにより事業の持続化を図るほか、小口事業資金融資のあっせんや製品開発、販路開拓などに対する幅広い支援を継続していきます。

② まちの活性化を図ります

商店街の活性化に向けてイベント事業などの支援を行うことにより、市内外を問わず商店街を訪れる人を増やし、まちのにぎわい創出を支援します。また、住宅の修理・改修の際における市内事業者の紹介やキャッシュレス決済の導入など消費者のニーズに合わせたソフト面・ハード面での支援制度の推進に加え、店舗の魅力発信や新たな魅力創出に向けた支援、そして公民連携の推進により地域経済の活性化を図ります。

③ 農のある風景を保全し、農業振興を図ります

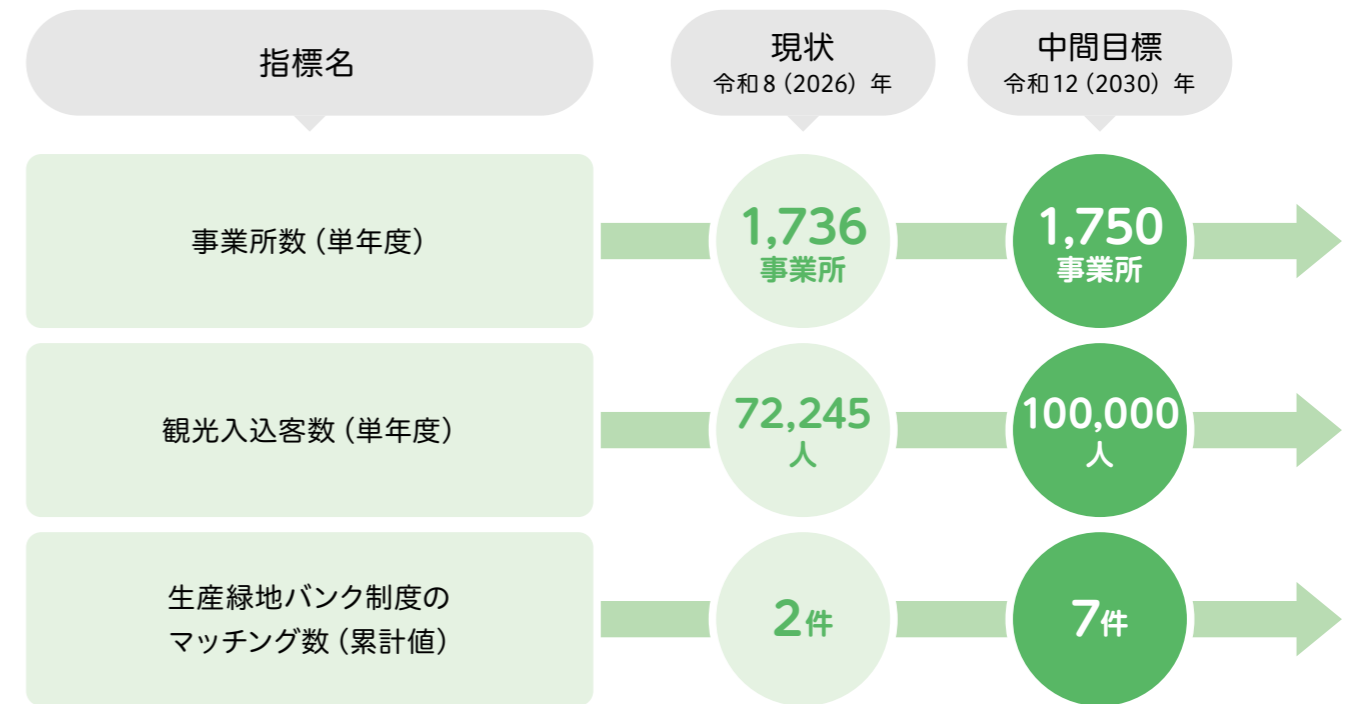
スマート農業の推進に向けた取組のほか、環境保全型農業の推進や生産基盤の整備を促進することで生産性の向上を図ります。また、農地貸借を促進することやふれあい農業の場の提供などにより、農地の保全や市民の農業への理解を深めます。さらに、学校給食などでの地場農産物の使用拡大を進めることや、オリジナル商品の開発、販売により地産地消の促進を図ります。



④ 観光を通じた産業振興を図ります

市と清瀬商工会や清瀬市観光協会などの関係機関が連携し、観光資源の掘り起こしや既存の資源の磨き上げを行い、観光ブランド力の向上など観光施策を推進し、交流人口の増加を図ることによって市内の産業振興及び地域活性化を図ります。

目標指標



《 市民と行政の協働方針 》

市民と行政が協働し、地域経済の活性化とにぎわいの創出を目指します。

市民

各種イベントへの積極的な参加や市内商店の利用、農畜産物直売所の利用を通じて地産地消を推進し、地域内での経済循環を促進していきます。また、起業・創業、市内事業所への就労などを通じて地域ネットワークに参加し、地域産業の発展に貢献します。

行政

事業者の事業継続や後継者確保の取組を支援するとともに、市民の消費喚起や就労促進を目的とした支援策を実施します。さらに、農地保全や農業振興に向けた取組を支援し、地産地消やふれあい農業に関する市民活動を後押しします。



● まちの魅力の創造と発信



施策 4-421

清瀬の未来の創造

10年後の姿

みどり豊かな市街地と美しい自然環境が共存し、住民が健康と幸福を感じられるまちになっています。加えて、人口減少や少子高齢化に適応した形で地域経済が活性化され、都市機能と生活環境の利便性が調和し、誰もが住みたいと思えるようなにぎわいのあるまちになっています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 地域の特性を活かした都市づくりを推進します

日本全体の人口が減少局面を迎える中で、都心に近いベッドタウンである点や、みどりと農のある風景など自然環境が調和している地域特性を活かし、コンパクトシティ[※]としての都市の利便性の維持向上を図ります。

※都市農業や医療・福祉施設、高等教育機関が集積する快適性と利便性を備えた清瀬市の特色

② 秋津駅周辺の整備を進めます

秋津駅周辺の安全な道路環境の実現を図るとともに、近隣市及び鉄道事業者との連携を図り駅周辺の整備を進めます。

③ 清瀬駅周辺をリニューアルします

北口周辺は活力とにぎわいを生み出す商業・業務機能を充実させるとともに、南口周辺は都市計画決定されている道路や駅前広場の整備を進めるとともに、歩行者やバス、乗用車などが接続する交通結節点の機能を強化します。

④ 企業誘致や雇用促進による地域経済活性化を推進します

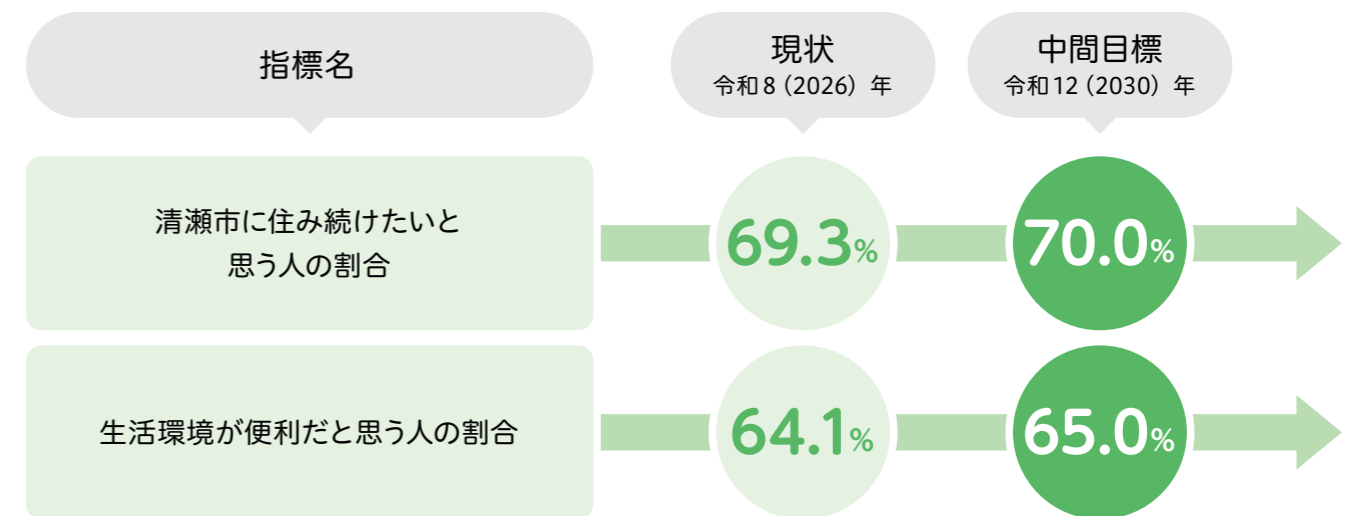
地域の特性に応じた企業の誘致や雇用の促進により、地域経済の活性化を図ります。これにより、にぎわいの創出や生活環境の利便性を向上し持続可能な経済発展を目指します。



⑤ 下宿地域の一体的整備を実施します

都市高速鉄道12号線等の新駅設置に向けた取組を推進し、新駅を中心とした交通ネットワークの構築を促すとともに、周辺地域の適切な土地利用を計画的に行い、北部地域の生活利便性の向上を図ります。また、スポーツ施設の集積を活かしたスポーツや健康づくりを楽しめる地域として整備します。

目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、まちの将来像を議論し、描き、その実現に向けた取組について協議・調整を行います。

市民

地域課題解決に向けて積極的に関わります。

行政

まちづくりに関わる多様な主体をつなぎ、協議・調整する仕組みを構築します。



● まちの魅力の創造と発信



施策 4-422

シティプロモーションの推進

10年後の姿

新たなにぎわいの創出とともに地域の資源を活かし、市民やさまざまな主体と連携した事業が進められています。清瀬を訪れる人が増加することで地域が活性化し、知名度向上やシビックプライド[※]の醸成が進み、多くの人々が清瀬市民としての誇りを実感しています。

※住民が自分の住む地域に対して持つ誇りや愛着

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 新たなにぎわいの創出と地域資源を活かした地域の活性化に取り組みます

新たなにぎわいの創出と地域資源を活かし、市民やさまざまな主体と連携したイベント開催や新商品の開発・製作販売を行い、関係人口や交流人口の増加につなげることで地域の活性化を図ります。

② 市政情報をわかりやすく、より便利に利用できる環境を整備します

ユニバーサルデザインの使用を推進するとともに、SNSや動画配信を活用して市の魅力を積極的に発信するとともに市政情報をわかりやすく伝えます。

③ 歴史と郷土文化への理解の促進と継承を図ります

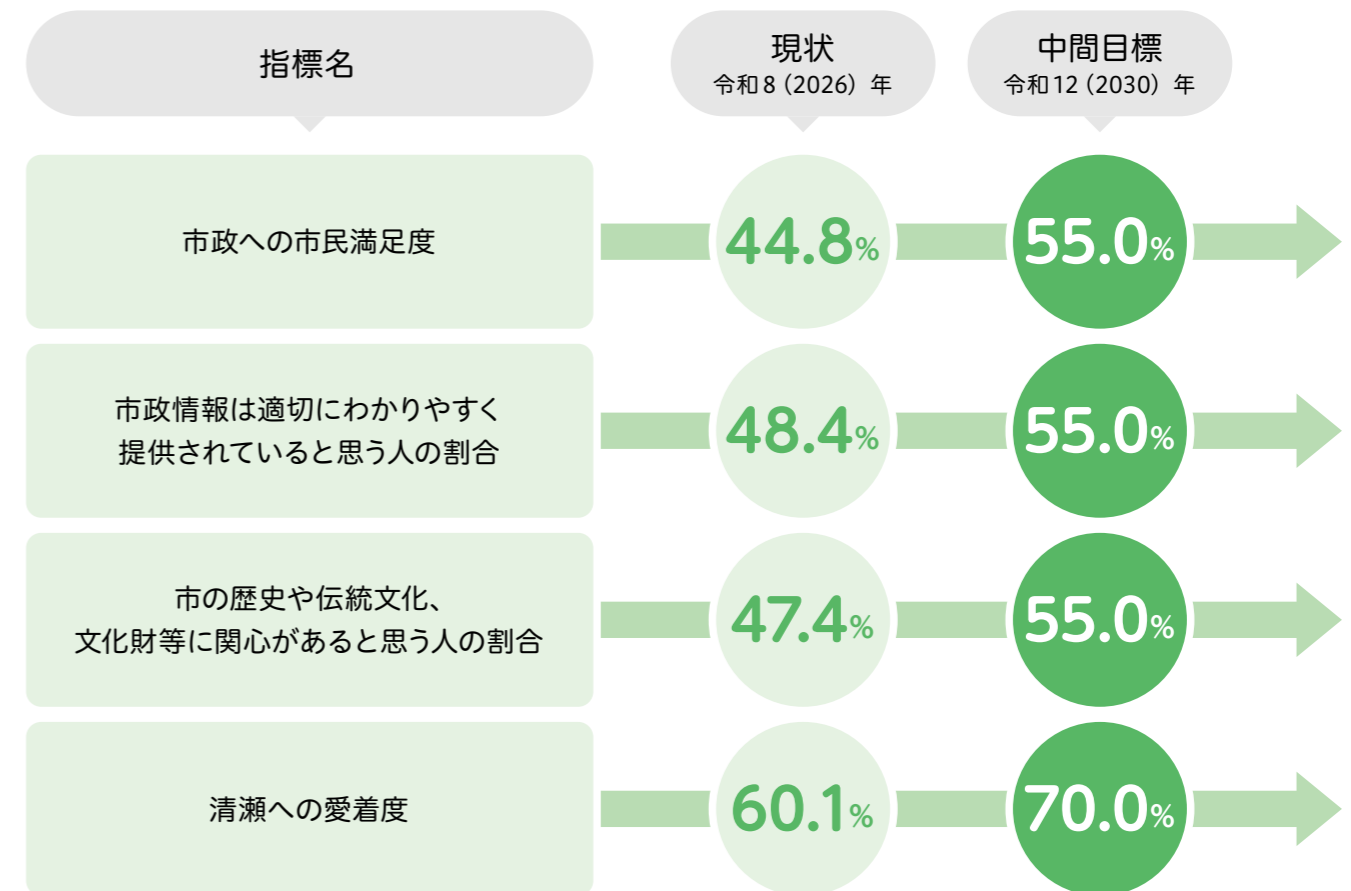
市民が市の歴史や郷土文化への理解を深め、愛着を持てるよう、積極的な情報発信に努めます。また、文化財の保全や歴史資料の収集、保存・活用、郷土芸能や地域祭事の支援を行い、市の歴史や文化を後世に引き継ぎます。

④ シビックプライドの醸成とブランド価値の向上に取り組みます

新たなにぎわいの創出と地域資源の活用による地域活性化を行い、市のブランド価値向上を目指すとともに、市の歴史や文化への理解を進めることで、市民が自らのまちに愛着と誇りを抱き、満足して住み続けたいまちを目指します。



目標指標



《 市民と行政の協働方針 》

市民と行政が協働し、地域活性化を図りながら清瀬の魅力を発信し、地域への理解と愛着を深めます。



● 職員が力を発揮できる組織づくり

施策 4-431

職員の育成強化と組織の強化



10年後の姿

市民ニーズを的確に捉えた生産性の高い職員が働き、自治体間の広域連携が進むことによって、高品質で安定した行政サービスが提供されています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 中長期的な視点を持った人材の確保と育成を行います

さまざまな手段を講じて公務労働の魅力を発信し、優秀な人材の確保を図っていきます。また、めまぐるしく変化する社会情勢・行政を取り巻く環境に対して、中長期的な視点を持って職員の育成を行い、多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応します。

② 職員が能力を発揮するための環境を整備します

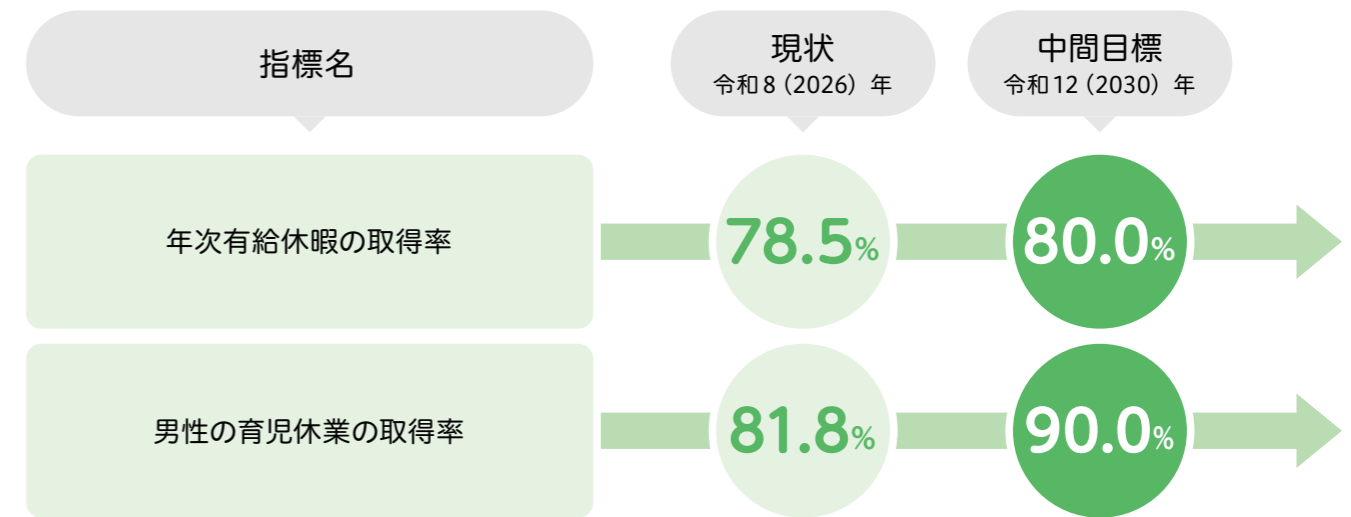
職員一人ひとりが心身の健康管理に努めながら、能力を十分に発揮できる環境を整えるとともに、仕事と育児・介護の両立支援などを行うことにより、職員の適切なワーク・ライフ・バランスを推進します。また、職員間の良好な信頼関係の構築や、安心して働くことができる職場の整備に努めます。さらに、業務改善に向けた主体的な取組を積極的に支援します。

③ 持続可能な行政サービスの提供のための組織を構築します

生産年齢人口の減少に伴い、職員不足と業務量の増加というリスクが高まる中でも、行政サービスの質を維持するため、適正な事務執行の確保などがガバナンスの強化を図ります。また、インフラの老朽化や労働力不足といった社会資源の制約が深刻化する中で持続可能な行政サービスを提供するために、資源を共同で活用する自治体間の広域連携の取組を推進します。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、市民のニーズを反映した地域づくりを推進します。

市民	行政
ワークショップやボランティア活動に積極的に参加し、自らの意見やニーズを市の施策やプロジェクトに共有します。	市民が参加しやすい環境を整えつつ、市民と連携しながら地域づくりを進めます。

● 職員が力を発揮できる組織づくり



施策 4-432

業務変革の推進

10年後の姿

あらゆる業務がデジタル化され、最初から最後まで一貫したデジタル化が実現されています。市民は、市役所に来庁することなく、自宅からオンラインにより手続きが行え、市民サービスが向上するとともに、職員のバックヤードの処理も簡略化され、職員の事務負担軽減が図られています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① デジタル人材を育成・活用します

高度専門人材^{※1}の助言により、本市におけるデジタル人材育成を進めていきます。また、庁内のデジタル化推進の核となるDX推進リーダー^{※2}を育成します。さらに、全職員向けに基本的なデジタルスキルを向上させるための研修を実施します。そして、実践的なプロジェクトを通じて学んだ知識を活用し、現場でのデジタル化を推進することで、実務に対応できる能力を養成します。

※1 DXの方向性や事業の意思決定をするCIO(副市長)を補佐する役割を担う人材

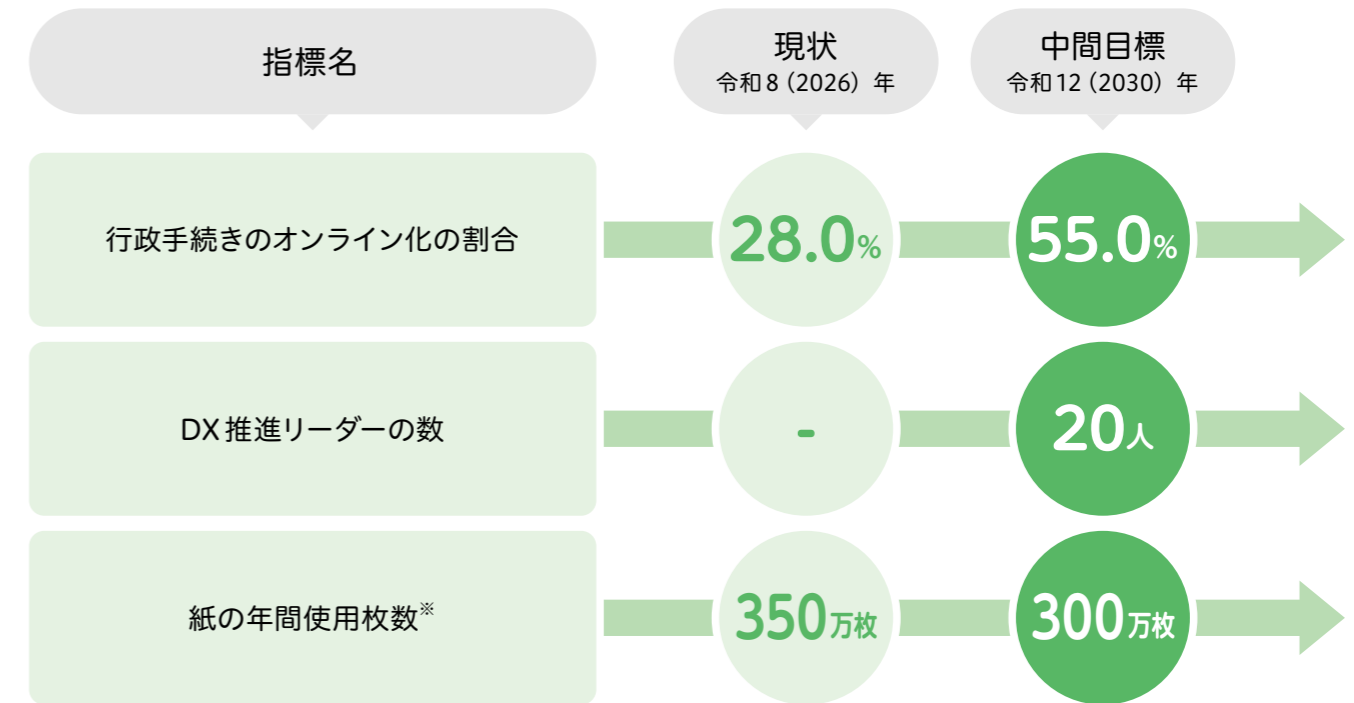
※2 DXを活用し、庁内における業務変革を主導する主導する役割を担う人材

② デジタル技術を活用した行政の高度化と情報基盤の強化を図ります

行政サービスの効率化と利便性向上を目指し、デジタル技術を活用した業務の見直しやデジタル基盤整備に取り組みます。仕事やサービスの流れを最初から最後まで、すべてデジタル技術を使って効率化する一貫通貫のデジタル化を実現するため、内部業務や手続きのデジタル化を推進します。また、AIなどの先進技術を活用し、業務プロセスの革新と効果的な行政運営を実現します。



目標指標



※年度内の紙購入枚数を使用枚数としています

市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、行政手続きのオンライン化を推進します。



● 健全な行財政の運営

施策 4-441

持続可能な財政の運営



10年後の姿

本格的な人口減少社会が到来し、市財政がますます厳しさを増す中で、市民サービスを維持しながら行財政改革を進め、市財政の健全化が図られています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 自主財源の拡充に取り組みます

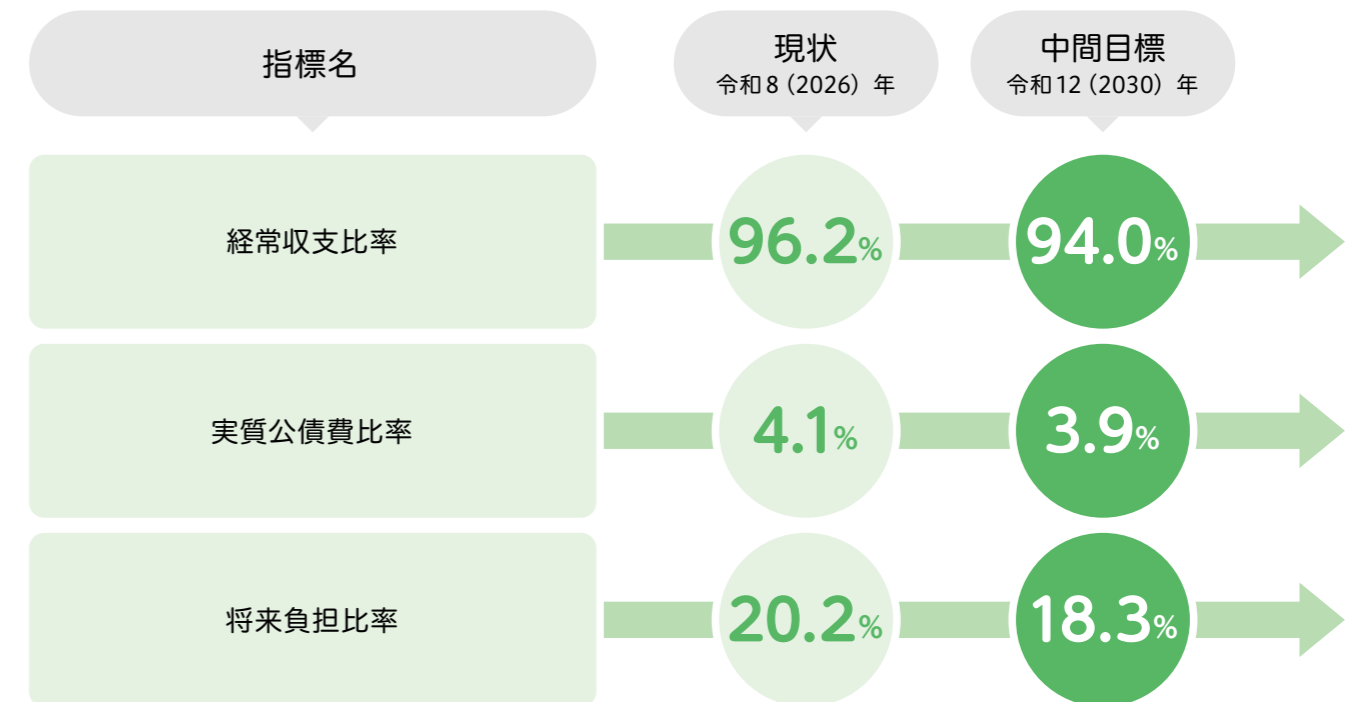
市税徴収率の向上を目指した取組を推進して、市税収入の確保を図ります。また、未利用の公有地を活用した企業誘致により地域経済の活性化を促進し、市内就業者の増加を通じて税収の増加につながる施策を展開します。さらに、使用料、手数料についても受益者負担の適正化に努め、寄附金などの税外収入の増加を図るなど、あらゆる財政力の強化策に取り組みます。

② 事業の見直しや民間の活力を活用し、行財政改革を推進します

既成概念にとらわれることなく、創意工夫を活かした行財政改革を推進し、市の取組を継続的に見直します。これにより、業務遂行の効率化を実現するとともに、民間の力の活用などにより、行政サービスの向上と適正化に努めます。



目標指標



《 市民と行政の協働方針 》

市民と行政が協力し、財政課題の改善に取り組みます。

市民

市財政への理解を深め、補助金適正化検討委員会や使用料審議会などに市民委員として積極的に参画し、財政課題に関する提言を行います。

行政

財政情報をわかりやすく公開し、透明性を高めることで市民の関心を喚起し、市民の意見を積極的に取り入れながら、課題解決に努めます。



● 健全な行財政の運営

施策 4-442

長期的な視点に立った
公共施設等の維持・活用



10年後の姿

公共施設の適正化の取組が着実に推進しています。また、各公共施設がその利用目的に応じて、環境に配慮しつつ使いやすく機能的な施設として適切に管理され、市民が安全・安心に利活用しています。

目指すべき姿の実現に向けた施策推進の方向性

① 公共施設等を総合的かつ計画的に整備・管理します

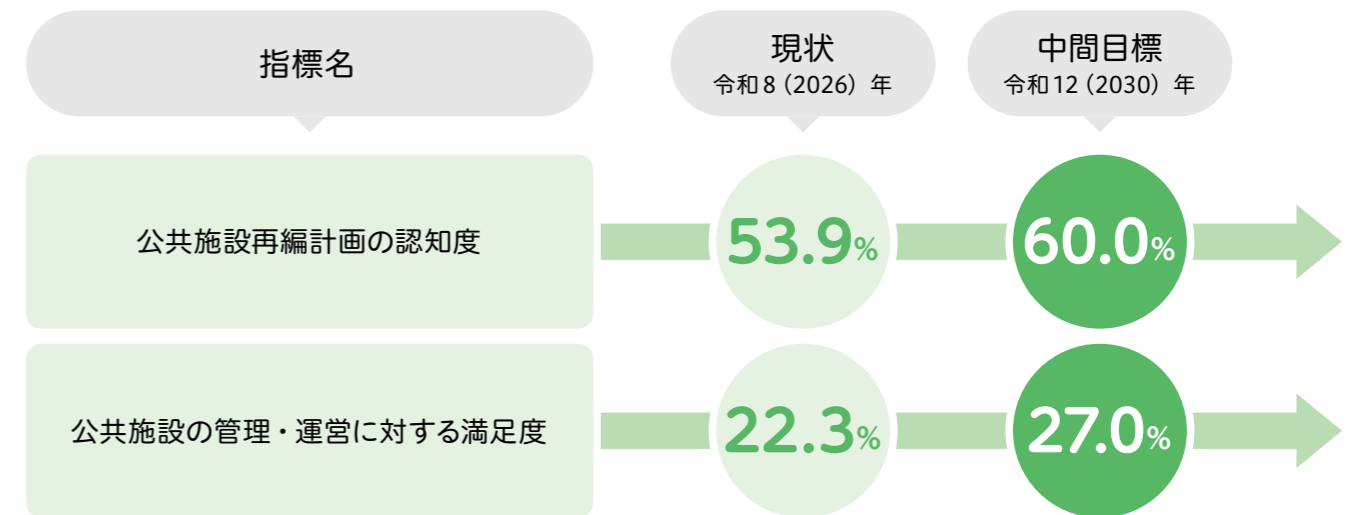
施設の老朽化の状況や更新に関わる経費、市民ニーズの変化などに対応するため、公共施設等総合管理計画をはじめとする公共施設関連の計画を改訂します。その上で、施設の利用状況の推移を踏まえて、更新や統廃合、建物の延命化を目指した維持・補修などを計画的に行い、財政負担の軽減や平準化を図ることで、公共施設等の適正な維持管理を図ります。

② 公共施設等の有効活用を図ります

行政需要の多様化や市民のライフスタイルの変化の中において、公共施設等総合管理計画に基づき適切な公共サービスの提供と安定した財政運営の両立を図ります。また、今後の人口動向や地域社会の変化、市民ニーズを踏まえつつ、公共施設再編や市有の低・未利用地（施設）の有効活用を図ります。



目標指標



市民と行政の協働方針

市民と行政が協働し、将来を見据えた公共施設の適正化に取り組みます。

市民	行政
将来を見据えた公共施設のあり方への理解を深めます。	公共施設再編を含む長期的な視点に立った、公共施設の有効活用に資する情報を多様な手段で提供します。

まち・ひと・
しごと
創生総合戦略

Comprehensive
strategy

清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和8年度改定版)

1 策定の目的

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国全体における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため制定された、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画です。

清瀬市においても人口が減少に転じると予想される中、定住人口の維持とともに、地域産業の活性化や交流人口・関係人口の増加などにより、持続的な自治体運営を可能にしていくことが求められます。

令和2(2020)年に清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「市総合戦略」という。)を改定し、「子どもと幸せを育む“舞台”」という戦略コンセプトのもと、「20代から30代の若い世代が清瀬に暮らし続け、結婚・出産・子育ての希望がかなえられるまちづくり」を推進してきました。計画期間である令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間において、20代から30代の人口はほとんどの年代で増加(特に25歳～29歳の人口は15%程度増加)している状況であり、さまざまな増加要因が考えられる中でも、市総合戦略の取組の成果が一定程度あったものと考えられます。

この成果をより持続可能なものにしていくため、引き続きこれまでの戦略コンセプトをもとに、今後予想される人口減少を克服してまいります。

2 清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

令和2(2020)年に改定した市総合戦略においては、第4次清瀬市長期総合計画と市総合戦略を異なる位置づけとしておりましたが、今回の改定では、清瀬市の10年後の姿の実現に向けたすべての分野の施策を推進しながら、人口減少社会に対応する地方創生の取組についても横断的に進めていくこととするため、第5次清瀬市長期総合計画(以下、「長期総合計画」という。)と市総合戦略を一体的なつくりとします。

また、市総合戦略で定めている、戦略コンセプト及び4つの基本目標については、将来を見据えた中長期的な視点に立って策定していることから、令和8年度改訂版においても引き継ぐこととします。

※人口推計については、長期総合計画10頁参照

3 計画期間

国における「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」(令和7年12月23日閣議決定)が令和7(2025)年度～令和11(2029)年度の5か年の

総合戦略として策定されていますが、市総合戦略の計画期間は、長期総合計画・基本計画の計画期間である令和8(2026)年度から令和12年(2030)年度までの5か年とします。

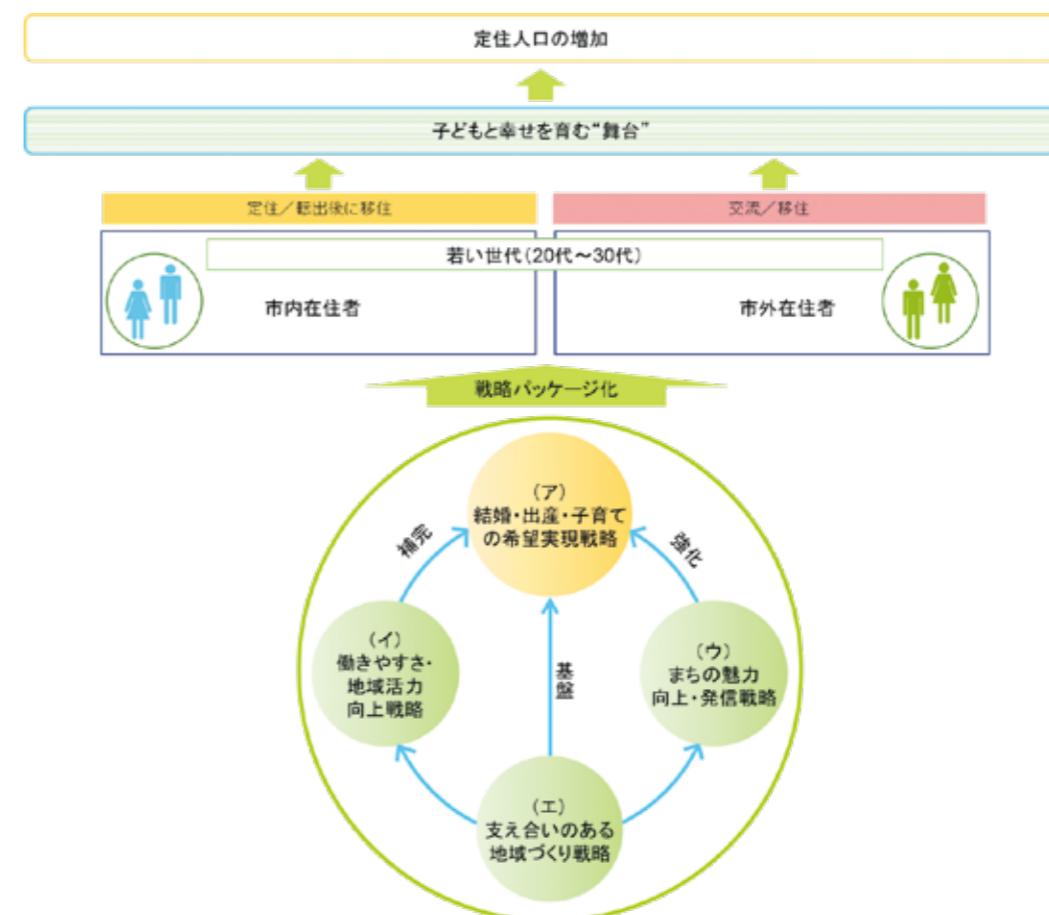
ただし、計画期間内であっても、国における総合戦略の改定や社会経済情勢の大きな変化などにより改定の必要が生じた場合は見直しを行うこととします。

4 戦略コンセプト ～子どもと幸せを育む“舞台”～

「20代から30代の若い世代が清瀬市に暮らし続け、結婚・出産・子育ての希望がかなえられるまちづくり」を推進するために、子育て支援施策を推進しながら、子育て世代の暮らしやすさをまちの活性化や安定した雇用(子育てしながら働きやすい環境)によって補完するとともに、子育てのしやすさを市内外にアピールし、さらには地域で支え合う基盤をつくるのが有効です。

そこで、こうしたさまざまな施策を総合的に講じることによって、子どもとともに豊かで潤いのある生活を送ることができるまちとして、清瀬市を「子どもと幸せを育む“舞台”」と表現し、人々に対してその舞台を提供することを戦略コンセプトに位置づけ、市総合戦略を展開します。

〈市総合戦略のコンセプト図〉



- (ア) 結婚・出産・子育ての希望実現戦略(戦略の機軸)
- (イ) 働きやすさ・地域活力向上戦略(働きやすさの向上・まちの活性化を通じて(ア)を補完)
- (ウ) まちの魅力向上・発信戦略(シティプロモーションの推進を通じて(ア)を強化)
- (エ) 支え合いのある地域づくり戦略((ア)～(ウ)の基盤づくり)

1) 戦略コンセプト「子どもと幸せを育む“舞台”」

清瀬市は、都心から約25km圏内にあり、東京のベッドタウンとして発展する中、現在もなお雑木林、農地、屋敷林などが一体となった武蔵野の原風景を色濃く残しています。

都心近郊にありつつも、空気が澄み、豊かな自然の中で生き生きと暮らし、子育てを通じて親も子どもも、そして周りの誰もが楽しく笑顔になり、それぞれが活躍できるような空間・場所をイメージし、清瀬市を「子どもと幸せを育む“舞台”」と表現しています。

2) 重点ターゲット「若い世代(20代～30代)」

市総合戦略の重点ターゲットは、市内外の20代から30代の若い世代とし、ターゲットの暮らしやすさ・子育てのしやすさを向上させるために有効な施策を中心に推進します。

市内在住者には、自らが住むまちをより良くしていくため、まちづくりに積極的に関わることで、清瀬市への愛着や住んでいることに対する誇りを持ってもらうことが、定住促進につながります。また、子育てしやすい環境を整備することで、一度転出したとしても結婚、出産などを機に再び戻ってきてもらうことを狙いとしています。

市外在住者には、シティプロモーションの推進により、清瀬市に対する良いイメージを持ってもらい、観光や自然に親しむことなどを目的とした来訪や、ボランティアや仕事、親族への訪問などを通じて清瀬市と深い関わりを持ち、地域課題の解決や活性化を担う存在として関わっていただくこと、また、清瀬市への移住を狙いとしています。

3) 戦略パッケージ

戦略コンセプトを踏まえ、子育てしやすいまちづくりを機軸として、「結婚・出産・子育ての希望実現戦略」「まちの魅力向上・発信戦略」「働きやすさ・地域活力向上戦略」「支え合いのある地域づくり戦略」という4つの基本目標を掲げ、個別に事業を進めるのではなく、組織横断に連携を図りながら総合的に施策を展開します(戦略パッケージ化)。



基本目標Ⅰ 結婚・出産・子育ての希望実現戦略

1 戦略の方向性

若い世代が結婚・出産・子育てに希望を抱き、清瀬市でその希望をかなえられるようにするために、安心して子どもを産み育て、子どもの確かな成長と学びを地域で支えるまちづくりが求められています。

そのため、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援や子育てと仕事の両立の支援、子どもたちの生きる力を育む教育を推進し、若い世代の希望実現に向けた子育て環境の向上を目指します。



2 戦略の展開

① 妊娠・出産・子育ての切れ目ないサポート体制の整備

子どもを産み育てやすいまちづくりを推進するため、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のないサポート体制を充実させ、安心して子育てができる環境の整備を図ります。

長期総合計画・基本計画関連施策

- 施策1-111 地域全体で子どもの育ちを支える仕組みの整備
- 施策1-112 子どもとその家庭に関する相談体制の充実
- 施策2-214 障害者(児)の支援

※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載

② 子育てと仕事の両立の支援

子育てと仕事の両立など多様化する保育ニーズに対応するため、利用者がきめ細やかなサービスを自由に選択できる供給体制を確保するとともに、人間形成の基礎を培う大切な時期の子育てを支援します。

長期総合計画・基本計画関連施策

- 施策1-111 地域全体で子どもの育ちを支える仕組みの整備
- 施策1-112 子どもとその家庭に関する相談体制の充実

※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載

③ 結婚・出産の希望の実現推進

結婚・出産の希望の実現を叶えるため、独身の男女の出会いのきっかけづくりや情報提供、また、出産に対する障壁を取り除くような取組を推進します。

長期総合計画・基本計画関連施策

- 施策 1-112 子どもとその家庭に関する相談体制の充実
 - 施策 2-232 市民協働・人権啓発・平和の推進
- ※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載

④ 子育て世代が安心して出歩ける環境の整備

子育て世代が子どもと一緒に安心して出歩き、充実した生活を送ることができるまちづくりを進めるため、安全と安心を確保しつつ、豊かな自然など清瀬市の個性を生かしながら、「子育てが楽しい」と思える環境を整備します。

長期総合計画・基本計画関連施策

- 施策 3-311 適切な土地利用の推進と住環境の整備
 - 施策 3-312 道路ネットワークと交通環境の整備
 - 施策 3-322 自然と調和したまちの整備
- ※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載

⑤ 子どもたちの学習機会の充実

未来の活力となる子どもたちの生きる力を育むため、学校の教育力を高めるとともに、家庭・学校・地域社会が一体となってさまざまな学習機会を提供し、子どもたちの「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を育成します。

長期総合計画・基本計画関連施策

- 施策 1-121 学校教育の充実
 - 施策 1-122 地域による子どもの育ちと学びの支援
 - 施策 1-123 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援
 - 施策 2-213 生活の安定の確保及び自立
- ※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載



基本目標Ⅱ 働きやすさ・地域活力向上戦略

1 戦略の方向性

若い世代の暮らしやすさを向上させるためには、まちの活性化や安定した雇用（子育てしながら働きやすい環境）の創出が求められています。

そのため、個性豊かで競争力のある事業者の発展支援、起業等にチャレンジする場に関するサポート、ワーク・ライフ・バランスの推進、地域資源を生かしたにぎわいづくりを目指します。



2 戦略の展開

① 地域課題に対応した新たな事業創出

地域における働きやすさの向上や若い方々の安定した雇用の確保のため、事業者の創業や成長の支援、若い世代が子育てと仕事を両立できる就労の支援に取り組みます。

長期総合計画・基本計画関連施策

- 施策 2-213 生活の安定の確保及び自立
 - 施策 2-231 ジェンダー平等社会の推進
 - 施策 4-411 産業・観光の振興
- ※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載

② 若い世代が楽しめる活気あるまちづくりの推進

若い世代が暮らしやすいと感じ、健幸で楽しみながら生活することができるまちづくりを進めるため、自発的に健康づくりを行うことができる環境づくりを推進するとともに、集約されたスポーツ施設や農のある風景をはじめとする市の特徴を生かした取組を推進します。

長期総合計画・基本計画関連施策

- 施策 1-123 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援
 - 施策 2-221 健幸づくりの支援
 - 施策 4-411 産業・観光の振興
- ※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載

基本目標Ⅲ まちの魅力向上・発信戦略

1 戦略の方向性

豊かな自然、多様で使いやすい公共施設、きめ細やかな子育て支援策など、清瀬市の子育てしやすい環境を知っていただくには、さらなる魅力の向上と発信が必要です。

そのため、シティプロモーションを積極的に推進し、地域への愛着や住んでいることに対して誇りを持てるまちづくりを目指します。

2 戦略の展開

① シティプロモーションの推進

市民が市内の誇れる文化や歴史、子育て環境の良さに対する認識を深めるため、新たな魅力の創造と地域の魅力を自発的に発信するような機運を積極的に創出し、市外に住んでいる方々の清瀬市への関心を高めていきます。

長期総合計画・基本計画関連施策

- 施策4-411 産業・観光の振興
- 施策4-421 清瀬の未来の創造
- 施策4-422 シティプロモーションの推進

※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載



基本目標Ⅳ 支え合いのある地域づくり戦略

1 戦略の方向性

基本目標ⅠからⅢを実現し、若い世代が清瀬市に暮らし続け、結婚・出産・子育ての希望がかなえられるまちづくりを推進するためには、地域で支え合う基盤をつくることが求められています。

そのため、地域づくりの主体となる自治会活動や地域活動、市民活動といった地域貢献活動の活性化を目指します。

2 戦略の展開

① 地域で支え合い誰もが安心できるまちづくりの推進

地域で支え合うまちの基盤を整えるため、その主体となる地域コミュニティや市民活動団体の活動を支援するとともに、それらの団体間や地域の事業者、大学、行政との協働のまちづくりを推進します。

長期総合計画・基本計画関連施策

- 施策1-122 地域による子どもの育ちと学びの支援
- 施策2-232 市民協働・人権啓発・平和の推進

※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載

② 行政が持つ経営資源の最適配分による地域サポート

地域コミュニティや市民活動団体などの活性化を図るため、公共施設や行政情報など、市が保有する様々な経営資源を効率的・効果的に活用できるような取組を推進します。

長期総合計画・基本計画関連施策

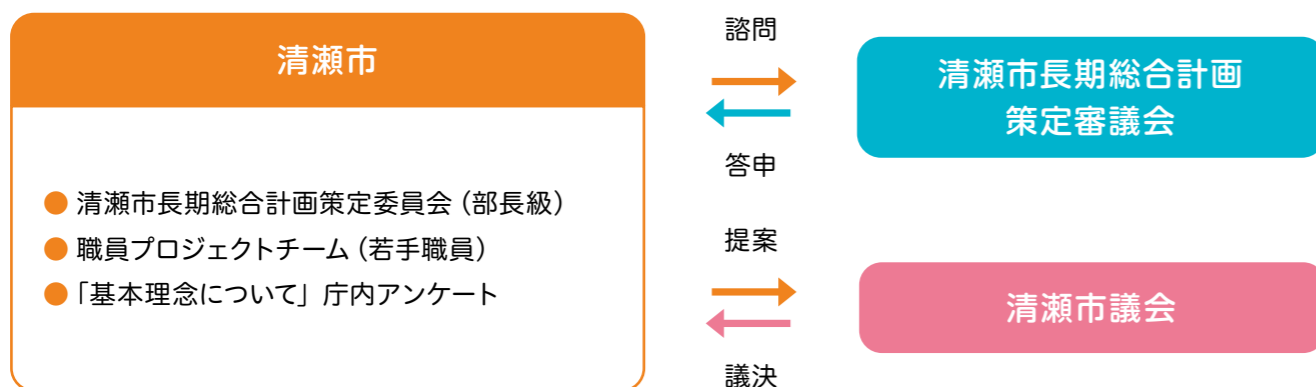
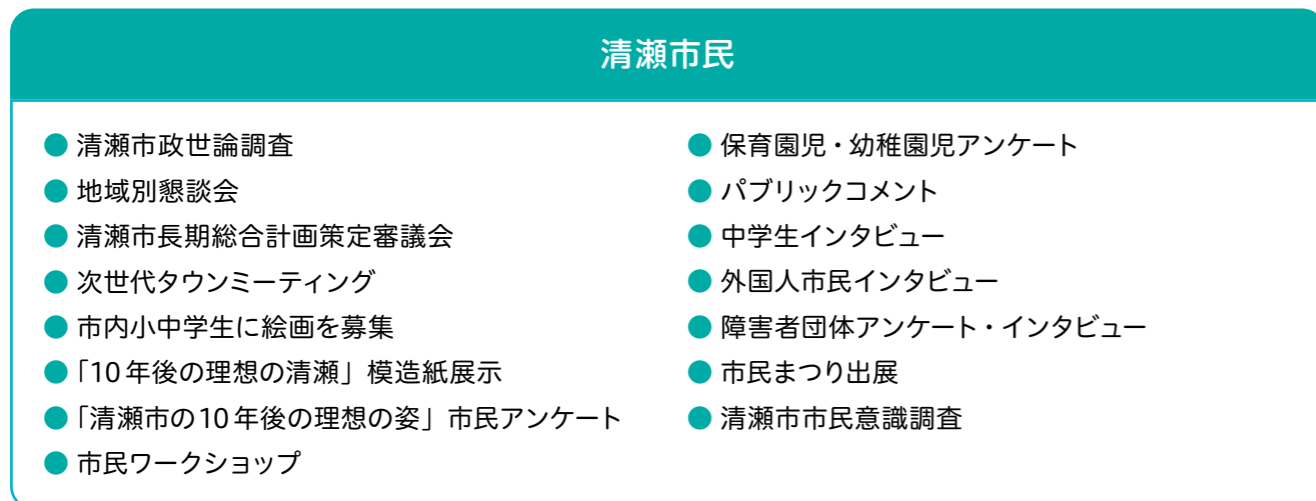
- 施策4-422 シティプロモーションの推進
- 施策4-442 長期的な視点に立った公共施設等の維持・活用

※具体的な取組内容は長期総合計画・実行計画に記載



資料編
Materials

策定体制



策定経過

令和5年度	7月	● 清瀬市政世論調査
	10月	● 第1回策定委員会
		● 第2回策定委員会
		● 長期総合計画策定方針 決定
	1月	● プロジェクトチーム 第1回会議
3月	● プロジェクトチーム 第2回会議	

令和6年度	6月	● プロジェクトチーム 第3回会議 ● プロジェクトチーム 第4回会議
	8月	● 第1回地域別懇談会
	9月	● 第2回地域別懇談会
	10月	● 第3回地域別懇談会
		● 第4回策定委員会
	12月	● 第1回策定審議会 ● 第5回策定委員会
	1月	● 第2回策定審議会
	2月	● 第6回策定委員会
		● 庁内アンケート「基本理念について」 ● 第3回策定審議会
	3月	● 第7回策定委員会
● 第4回策定審議会		
令和7年度	5月	● 次世代タウンミーティング
	6月	● 第8回策定委員会
		● 第5回策定審議会
	7月	● 第9回策定委員会
		● 第6回策定審議会
		● 市内小中学生に絵画を募集
		● 「10年後の理想の清瀬」模造紙展示 ● 「清瀬市の10年後の理想の姿」市民アンケート
	8月	● 第10回策定委員会
		● 第7回策定審議会
		● 市民ワークショップ ● 保育園児・幼稚園児アンケート
	9月	● パブリックコメント
		● 中学生インタビュー
		● 外国人市民インタビュー ● 障害者団体アンケート・インタビュー
	10月	● 第11回策定委員会
● 第8回策定審議会		
● 市民まつり ● 清瀬市市民意識調査		
11月	● 答申 ● 第12回策定委員会	
12月	● 議決 ● 第13回策定委員会	
1月	● 小中学生の絵画展示（～2/11）	
2月	● 市民説明会	
	● 絵画作品感謝状贈呈式	
3月	● 第14回策定委員会	
	● 実行計画 策定	

清瀬市長期総合計画策定審議会条例

昭和47年7月6日条例第15号

改正

昭和51年10月1日条例第28号

平成6年9月30日条例第21号

平成19年12月27日条例第33号

清瀬市長期総合計画策定審議会条例

(設置)

第1条 清瀬市長期総合計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、清瀬市長期総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画策定に関する必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織等)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育委員会委員
- (2) 農業委員会委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 一般公募による市民
- (5) その他市民のうちから市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。

(役員)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、少数意見を答申に付記するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、審議会の意見を聞き、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月1日条例第28号抄)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

附 則(平成6年9月30日条例第21号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月27日条例第33号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

清瀬市長期総合計画策定審議会検討経過

日程	主な審議事項など
第1回 令和6年12月18日	諮問、会長・副会長選任、審議会の公開・設置、計画策定について
第2回 令和7年1月24日	前回会議における懸案事項の説明、基本理念について
第3回 令和7年2月18日	基本理念について、将来像及び基本目標について
第4回 令和7年3月28日	基本理念について、将来像及び基本目標について
第5回 令和7年6月27日	基本構想について、施策及び施策の方向性について
第6回 令和7年7月16日	施策及び施策の方向性について
第7回 令和7年8月12日	第5次清瀬市長期総合計画素案について
第8回 令和7年10月29日	パブリックコメントの結果について、計画に対する意見の反映について



東京都立大学 大学教育センタープレミアム・カレッジ
特任教授・名誉教授 和田会長(右)と澁谷市長(左)

清瀬市長期総合計画策定審議会 委員名簿

敬称略、順不同

	氏名	区分	
1	和田 清美	学識経験を有する者	東京都立大学 名誉教授
2	有村 大士	学識経験を有する者	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
3	鈴木 俊宏	学識経験を有する者	明治薬科大学薬学部 准教授
4	森下 純子	学識経験を有する者	国立看護大学校 基礎看護学 准教授
5	鈴木 美紀	教育委員会委員	清瀬市教育委員会 委員
6	松村 俊夫	農業委員会委員	清瀬市農業委員会 会長
7	内野 光裕	市長が必要と認める者	清瀬商工会 会長
8	中澤 知裕	市長が必要と認める者	清瀬青年会議所 理事長
9	山下 晃	市長が必要と認める者	清瀬市社会福祉協議会 会長
10	石津 和幸	市長が必要と認める者	清瀬市観光協会 理事
11	倉持 伸江	市長が必要と認める者	清瀬市社会教育委員の会議 議長
12	後藤 和之	市長が必要と認める者	特定非営利活動法人ウイズアイ 理事長
13	原田 克明	市長が必要と認める者	清瀬市都市計画審議会 会長
14	浅見 良子	市長が必要と認める者	清瀬市防災会議 会員
15	根岸 茂夫	市長が必要と認める者	清瀬市文化財保護審議会 会長
16	関 美羽	一般公募市民	
17	秋本 真理菜	一般公募市民	
18	横地 麻美	一般公募市民	
19	高草 千恵	一般公募市民	
20	坪井 佑樹	一般公募市民	
21	加藤 茂	一般公募市民	
22	松本 圭四郎	一般公募市民	
23	里見 英昭	一般公募市民	
24	板村 邦弘	一般公募市民	
25	村上 嘉一	一般公募市民	

市民参画

1 市民懇談会結果概要

令和6(2024)年8月～10月に開催した市民懇談会では「暮らし」「支え合い」「人づくり」「基盤づくり」の4つの分野について、それぞれ清瀬市の魅力と課題として以下のような意見が出されました。

暮らし	
魅力	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災出前講座の利用者が増えるなど防災意識が向上している ・ シルバー人材による子どもたちの見守りやパトカー等による防犯アナウンスにより安心して暮らせる地域づくりが行われている ・ 緑が多く自然豊かなまちである ・ 郷土博物館が充実するなど文化・芸術にも力を入れている ・ 大きな公園が整備されている ・ 野菜の直売所が多く新鮮な野菜が手に入りやすい ・ 病院が多くある ・ 「非核清瀬市宣言」を行っており平和祈念事業に取り組んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間豪雨の増加に伴い内水氾濫が発生する地域が見られるため、対策が必要である ・ 消防団員の確保や備蓄品の確保など地域の防災力の充実を図る必要がある ・ 自然が多い分適切に管理、保全を行っていく必要がある ・ 図書館を充実させる必要がある ・ 郷土の文化、風土をもっと掘り起こす必要がある ・ スポーツ活動の充実が求められている ・ 医療に関してもっと地域内外の連携強化が求められている ・ 人権意識や多様性の尊重に対する意識をもっと持っていく必要がある

支え合い	
魅力	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが各地域の高齢者の生活を支えている ・ 健康づくりや介護予防に関する取組が充実している ・ 病院が多くかかりつけ医が作りやすい ・ 障害者に関する施設が多く、市民の理解も進んでいる ・ 子育ての悩みを気軽に話したり相談できたりする場所がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者の支援人員の充実が求められている ・ 虐待やDVに関する相談人員の充実が求められている ・ スクールソーシャルワーカーを増やし、支援体制を強化する必要がある ・ 障害のある青年の夕方の居場所や医療的ケアが必要な障害者の生活介護事業所の設置が求められている ・ 自家用車で移動できない人に対する支援の充実が求められている ・ 障害者との交流の機会を増やすことが必要である

人づくり

魅力	課題
<ul style="list-style-type: none"> 子育てイベントが多くある 自然の中で子育てができる NPOなど民間の子育て支援の団体や施設が充実している 母子手帳がアプリ化されていて使いやすい 公園も多く整備されている 学校を地域住民が支えている 	<ul style="list-style-type: none"> 遊び場や遊具、プールが減少している 子どもたちが思いっきり遊べる場所を充実させることが求められている 教育に関する予算の充実が求められている 学校や先生の負担が大きくなっている インターネットやSNSの正しい使い方を教えていく必要がある 不登校の対策や支援の充実が必要である 学校の統廃合について市民の意見を尊重することが求められている

基盤づくり

魅力	課題
<ul style="list-style-type: none"> 農業や酪農が盛んである にんじんの生産量が都内で最も多く野菜の直売所が多い 野菜の直売所が多い 自然保護団体が水辺や緑の保全・再生に取り組んでいる 市役所の屋上ではちみつが作られている 「ふれあい通り」など商店街がある 魅力的な個人や小規模の商店がある 	<ul style="list-style-type: none"> 農のある風景が失われつつある 道路の補修・整備の充実が求められている バスの利便性の向上を図る必要がある 歩道や自動車専用道路の整備が求められている ごみ収集事業者の負担軽減を図る必要がある ごみの減量に取り組む必要がある コンパクトなまちの特性を生かして地域のつながりの充実が求められている 商店街の活気が失われつつある

2 「10年後の理想の清瀬」アンケート結果概要

令和7(2025)年7月～8月の期間で、10年後の清瀬市がどのようなまちになってほしいか、そのために必要な取組などについてのアンケートを実施しました。電子フォーム及び市役所本庁舎に掲示した模造紙にて意見を募集した結果、以下のような意見が集まっています。

- 単身高齢者が安心して暮らせるまちになってほしい
- 安全にウォーキングできるよう歩道を整備してほしい
- 市民が利用できる屋内プール施設を作してほしい
- 子どもたちをみんなで見守るまちにしたい



3 市民ワークショップ結果概要

令和7(2025)年7月、「清瀬市の10年後の理想の姿」をテーマにワークショップを開催し、将来像ごとにどのようなまちになってほしいかなど、話し合いをした結果、以下のような意見が集まりました。



将来像1 「子どもも大人も学びあい育ちあう」きよせ

- ・子どもと大人と一緒に音楽などを発表できるイベントがあると良い
- ・快適な自習室があると良い
- ・地域の顔が見えるようになると良い
- ・学校の教員の負担が減ると良い

将来像2 「思いやりに包まれ健やかに暮らす」きよせ

- ・駅の近くなどに市民が休める場所があると良い
- ・市の女性管理職の割合が増えると良い
- ・全年齢を対象にしたe-sportsイベントがあると良い
- ・子どもから高齢者まで、市民全体でコミュニケーションを取れるまちになってほしい

将来像3 「安全・安心・快適に暮らせる」きよせ

- ・災害に強いまちになってほしい
- ・防犯カメラを増やしてほしい
- ・落ちているゴミが無くなってほしい
- ・安全な道路や歩道を整備してほしい

将来像4 「活気があふれる」きよせ

- ・住む人も遊びに来る人も増えてほしい
- ・清瀬の魅力の発信を強化してほしい
- ・商業施設ができてほしい
- ・商店街がにぎわってほしい

4 外国人市民インタビュー結果概要

令和7(2025)年8月～9月、外国人の市民に意見を伺うため、清瀬国際交流会の方などにインタビューを実施しました。

【質問】清瀬市の好きなところは何ですか(好きな場所でも可)

- 子どもや近所の人と一緒に遊べる公園
- 金山緑地公園
- 松山緑地
- ふれあい通りが落ち着いていて好き
- 野菜の直売所が楽しい

【質問】清瀬市での生活で困ったことや不便なことはありますか

- 歩道が狭い
- 会話はできるが、読み書きが難しく、重要な書類などを理解することが難しい
- 日本語は話せても、日本の社会に馴染めるかどうかはまた別の問題

【質問】清瀬市にどのようなまちになってほしいですか

- 日本語を勉強できる機会を増やしてほしい
- 重要な行政資料は多言語で作成してほしい
- 小中学生の放課後の居場所を充実させてほしい
- 学校の設備を充実させてほしい
- スポーツ施設を充実させてほしい



5 障害者団体アンケート・インタビュー結果概要

令和7(2025)年9月、障害のある市民に意見を伺うため、市内6箇所の障害者施設でアンケート、清瀬視覚障害者グループあかりでインタビューを実施しました。

【質問】清瀬市の好きなところは何ですか

- 自然が豊かなところ
- 医療・福祉施設が充実しているところ
- 子育てがしやすいところ
- 所沢や池袋などにすぐに出られるところ
- 障害に対する理解があると感じる場所

【質問】清瀬市での生活で困ったことや不便なことはありますか

- 歩道が狭く、介助者と二人で組んで歩きにくい
- 交通手段が少ない
- 大きな商業施設が少ない

【質問】清瀬市にどのようなまちになってほしいですか

- 障害者が生涯安心して暮らせるまちになってほしい
- 災害に強いまちになってほしい
- 障害者や高齢者が安全に外出できるまちになってほしい
- 子どもが楽しく学んで遊べる場所がたくさんあるといい
- 行政職員と市民が交流できる機会があるといい



6 次世代を担う子どもたちの声

令和5(2023)年4月に発足したこども家庭庁において「こども大綱」の策定が行われ、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の中心に据える「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。国や地方自治体においては、こどもや若者の意見を積極的に聴取することの重要性が強調されています。こうした背景を踏まえ、本計画の策定にあたっては、多くの子どもたちの意見を参考にしました。

(1) こどものアンケート結果概要(小学生～高校生)

清瀬市では令和6(2024)年12月～令和7(2025)年2月にかけて、小学生、中学生、高校生を対象にオンラインアンケートを実施し、5,000件を超える回答が得られました。

「清瀬市の良いと思うところ」という設問では、以下のような意見が集まっています。

地域での交流	
人・コミュニティ	イベント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 友達がいっぱいいる ・ 友達の家が近くにたくさんある ・ やさしい人が多い ・ 親切な人が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ お祭りが多い ・ お祭りなど地域で関わるようなイベントが多い ・ イベントがたくさんある
遊び場・学校	
遊び場	学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広い公園がある ・ 色々な公園がある ・ 遊べる場所がいっぱいある ・ 子どもが遊べる場所が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が多い ・ 学校の給食がおいしい ・ 校庭が広い ・ ころぼっくるがあつて楽しく遊べる
自然・住環境	
自然・環境	街・住環境
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然が多い ・ 植物がたくさんある ・ 川がある ・ 田舎すぎず都会すぎない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街がきれい ・ けやき通りがきれい ・ 住宅が多い ・ 住みやすい
産業・商業	
食べ物・農業	商業・施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜がおいしい ・ 野菜がたくさんとれる ・ 直売所で野菜が安く買える ・ にんじんの栽培が盛ん 	<ul style="list-style-type: none"> ・ お店が多い ・ 色々なレストランがあつてどれもおいしい ・ 病院がたくさんある ・ 市民センターや博物館が充実している

出所：令和6年度 清瀬市子どもの意見聴取報告書

(2) 次世代タウンミーティング結果概要（小学生）

令和7（2025）年5月、清瀬市立清瀬第十小学校で行われた、次世代タウンミーティングの中で、清瀬市の未来について、6年生の児童と市長との意見交換を実施しました。

「清瀬市の自慢できること」「10年後の未来にどうなっていてほしいか」「何があったら嬉しいか」をテーマに、下記のような意見が挙げられました。

- 緑や畑がいっぱいあるのが自慢
- ひまわり、にんじんなど色々な種類を推すのではなく、ポイントを絞った方がいいのではないか
- 清瀬駅をきれいにしてほしい
- 広い公園がほしい
- お年寄りや子どもが楽しめるところがほしい
- ショッピングモールがほしい
- ごみ袋の無償化を実施してほしい
- 道路の白線が薄いところがある



(3) 中学生インタビュー結果概要

まちとして目指す10年後の姿について、中学生の意見を聴取することを目的として、令和7（2025）年9月、市立中学校5校の生徒会メンバーを対象に、対面によるインタビューを実施しました。

市全体に関する設問である「10年後の清瀬市はどのようなまちになってほしいですか」という質問に対しては、下記のような意見が挙げられました。

質問「10年後の清瀬市はどのようなまちになってほしいですか」

〈現状感じている問題〉

- 駅の老朽化や書店、大型商業施設等の不足など、生活環境に改善の余地がある
- 住宅開発などにより農地や緑が減少している
- 少子高齢化が進行している中、医療・介護の支援体制を強化していく必要がある
- 登下校時の道が暗く、子どもが安心して歩けない場所が存在する

〈今後実現してほしいこと〉

- 商業施設や書店、スーパー等が入った駅周辺のリニューアルをしてほしい
- 農地や緑を残し、直売所など清瀬ならではの魅力を継承していきたい
- ひまわりフェスティバルのような地域資源を活用した観光振興や市外から人を呼び込むイベントを開催してほしい



(4) 保育園児・幼稚園児アンケート

小学校入学前の未就学児の意見を集めるため、清瀬ゆりかご幼稚園の年長クラスと清瀬市立第1保育園の5歳児クラスの子どもたちに、令和7(2025)年にシールアンケートを実施しました。

市全体について意見を聞くための「このまち(清瀬市)ですきなところは?」という質問のほか、子育て環境の理解や今後の施策の参考のために、「どこにいるときがたのしい?」や「だれといるときがたのしい?」という質問も行いました。該当する選択肢にシールを貼ってもらう方法により、意見を集めました。

質問「このまち(清瀬市)ですきなところは?」

- 1位: あそべるばしょ
- 2位: おみせ
- 3位: ようちえん/ほいくえん

質問「どこにいるときがたのしい?」

- 1位: おじいちゃん・おばあちゃんのいえ
- 2位: おでかけ
- 3位: いえ

質問「だれといるときがたのしい?」

- 1位: おともだち
- 2位: かぞく
- 3位: ようちえん/ほいくえんのせんせい



7 小・中学生が描いた「10年後の清瀬」

令和7(2025)年7月～9月にかけて、「10年後の理想の清瀬」をテーマに、市内小中学生を対象に絵画作品を募集し、107名の児童・生徒の皆様からご応募いただきました。また、令和8(2026)年2月、絵画作品展及び感謝状贈呈式を実施しました。



展示の様子



感謝状贈呈式の様子(各応募校の代表児童・生徒7名と澁谷市長)



清瀬小学校2年 しぶや れん 澁谷 蓮 さん



清瀬小学校2年 むろが みと 室賀 美杜 さん



清瀬小学校5年 いけが や ほたか 池ヶ谷 誉崇 さん



清瀬小学校5年 いしい あやね 石井 絢音 さん



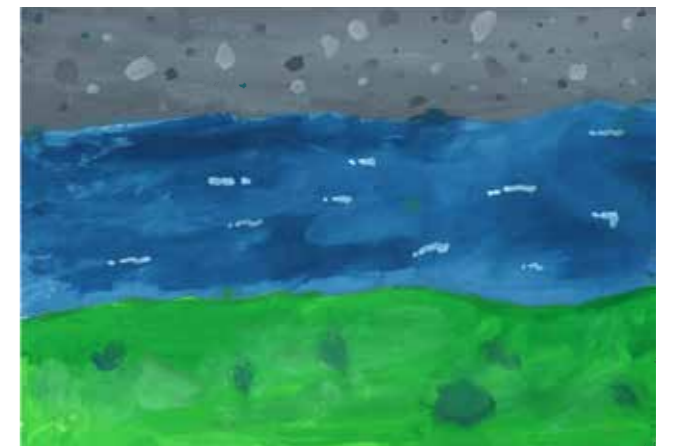
清瀬小学校2年 こすだりの 小須田 莉乃 さん



清瀬小学校2年 いとう たけふみ 伊藤 武史 さん



清瀬小学校5年 いわぶち ゆづる 岩淵 由弦 さん



清瀬小学校5年 うえむら ののか 上村 月乃華 さん



清瀬小学校3年 なかむら ゆうり 中村 優里 さん



清瀬小学校5年 あさくら 浅倉 ひなた さん



清瀬小学校5年 おおやま あおい 大山 葵 さん



清瀬小学校5年 おぎの しゅんま 荻野 駿真 さん



清瀬小学校5年 加藤 陸人 さん



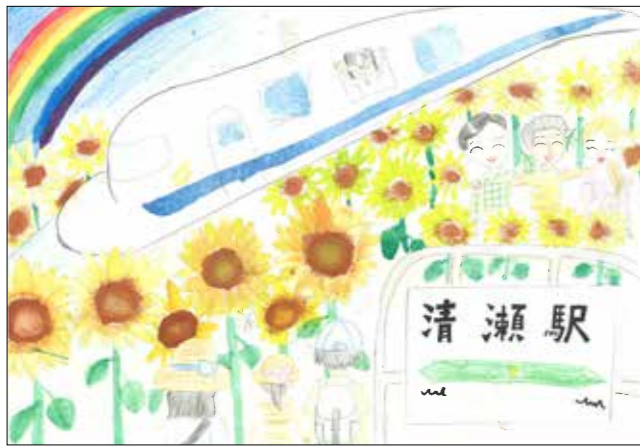
清瀬小学校5年 河本 三迪 さん



清瀬小学校5年 白田 琴音 さん



清瀬小学校5年 神叶 琉 さん



清瀬小学校5年 小暮 蒼生 さん



清瀬小学校5年 近藤 昊 さん



清瀬小学校5年 末吉 優花 さん



清瀬小学校5年 竹村 海音 さん



清瀬小学校5年 佐藤 愛莉 さん



清瀬小学校5年 澤井 晴登 さん



清瀬小学校5年 立石 陽莉 さん



清瀬小学校5年 辻 駿 さん



清瀬小学校5年 はしもと りく 橋本 陸 さん



清瀬小学校5年 ひろせ ゆずか 廣瀬 柚花 さん



清瀬小学校5年 いけの や あさひ 池ノ谷 旭翔 さん



清瀬小学校5年 いしかわ たくみ 石川 拓海 さん



清瀬小学校5年 まるやま きつぺい 丸山 桔平 さん



清瀬小学校5年 みやもと ゆうし 宮本 結心 さん



清瀬小学校5年 いとう そうた 伊藤 颯汰 さん



清瀬小学校5年 うえの こうすけ 上野 煌介 さん



清瀬小学校5年 むらの かえで 村野 楓 さん



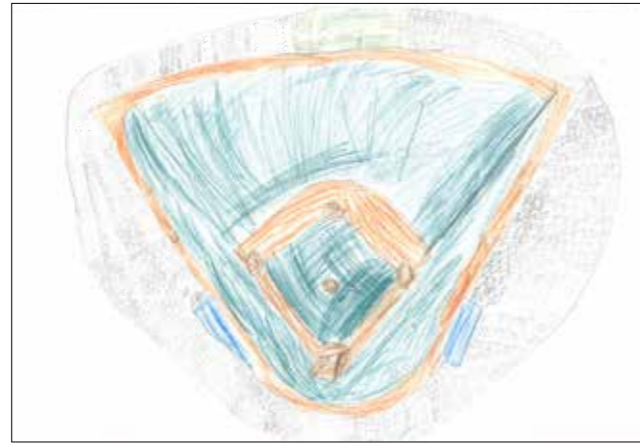
清瀬小学校5年 よしだ れん 吉田 鎌 さん



清瀬小学校5年 おおくほ すず 大久保 涼々 さん



清瀬小学校5年 かわじり あやか 川尻 采佳 さん



清瀬小学校5年 かわばた ゆうと 川畑 勇人 さん



清瀬小学校5年 たかみや たいすけ 高宮 汰介 さん



清瀬小学校5年 なおい みゆき 直井 深幸 さん



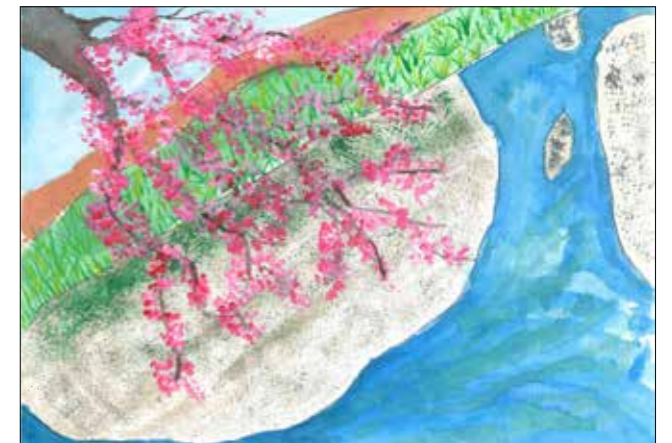
清瀬小学校5年 きたむら みつき 北村 光希 さん



清瀬小学校5年 こやま ふうか 小山 楓花 さん



清瀬小学校5年 ながい そうま 永井 想真 さん



清瀬小学校5年 なかた そうすけ 中田 惣介 さん



清瀬小学校5年 しぶや じゆん 渋谷 潤 さん



清瀬小学校5年 たかはし ちなみ 高橋 知波美 さん



清瀬小学校5年 なかの ほると 中野 陽翔 さん



清瀬小学校5年 はやし だい き 林 大幹 さん



清瀬小学校5年 ひらもと ひかる
平本 光 さん



清瀬小学校5年 ふくざわ ほのか
福澤 穂果 さん



清瀬小学校5年 やなぎの いくと
柳野 郁人 さん



清瀬小学校5年 やました しゅんすけ
山下 駿介 さん



清瀬小学校5年 ふじむら いちか
藤村 一嘉 さん



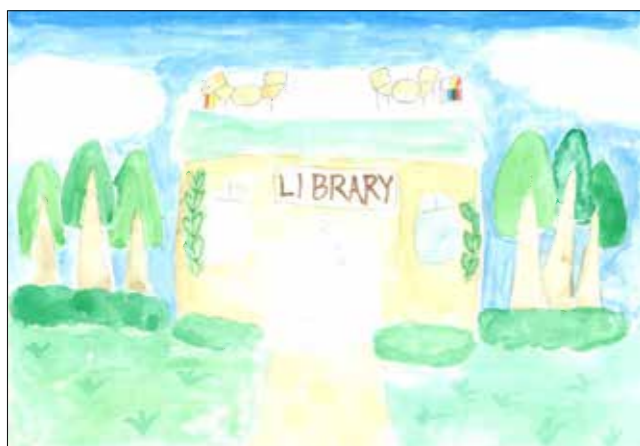
清瀬小学校5年 みずぬま みつよし
水沼 允孝 さん



清瀬小学校5年 あらい あつと
荒井 惇人 さん



清瀬小学校5年 ありた はる
有田 晴 さん



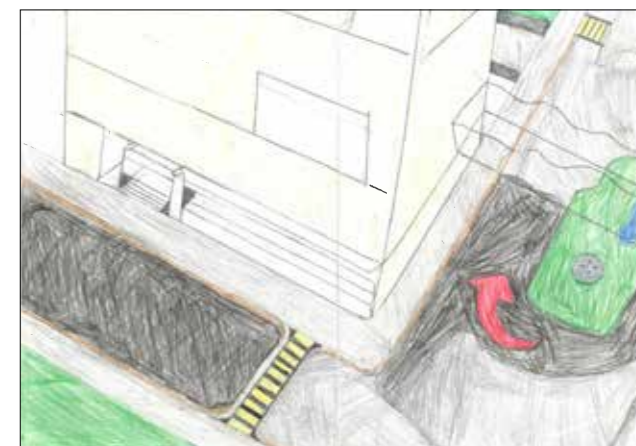
清瀬小学校5年 みずの さら
水野 紗良 さん



清瀬小学校5年 むらお ようすけ
村尾 陽介 さん



清瀬小学校5年 あんどう すず
安藤 鈴 さん



清瀬小学校5年 いとう りんたろう
伊藤 倫太郎 さん



清瀬小学校5年 うちだ ひなこ
内田 日南子 さん



清瀬小学校5年 えんどう しょういちろう
遠藤 丞一郎 さん



清瀬小学校5年 こもと はな
古元 葉那 さん



清瀬小学校5年 しもだ さく
下田 朔久 さん



清瀬小学校5年 おかじま れおな
岡島 令和愛 さん



清瀬小学校5年 かわい きら
川合 輝空 さん



清瀬小学校5年 しょうい そういちろう
庄井 創一朗 さん



清瀬小学校5年 そ あんそん
徐 昂誠 さん



清瀬小学校5年 きしもと ひなた
岸本 ひなた さん



清瀬小学校5年 くろさわ のどか
黒澤 和花 さん



清瀬小学校5年 たけかわ さとり
武川 惺梨 さん



清瀬小学校5年 てらはら れん
寺原 蓮 さん



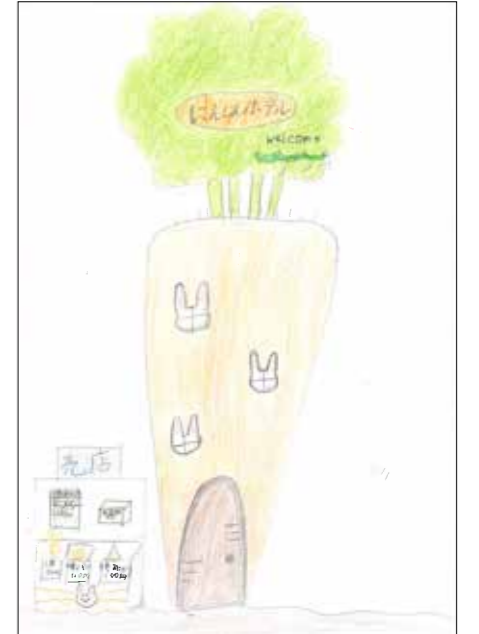
清瀬小学校5年 なち ころ
那知 心 さん



清瀬小学校5年 のなか かのん
野中 架音 さん



清瀬小学校5年 みさわ せいじ
三澤 誠司 さん



清瀬小学校5年 むくお ことね
椋尾 琴音 さん



清瀬小学校5年 のざわ ひかり
野澤 輝莉 さん



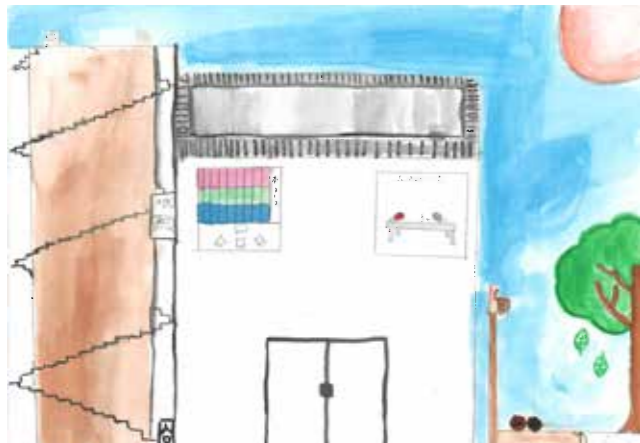
清瀬小学校5年 はしもと あやか
橋本 彩夏 さん



清瀬小学校5年 やまだ りょうた
山田 稜大 さん



清瀬小学校5年 やまの れん
山野 廉 さん



清瀬小学校5年 ふじた ゆあ
藤田 悠綺 さん



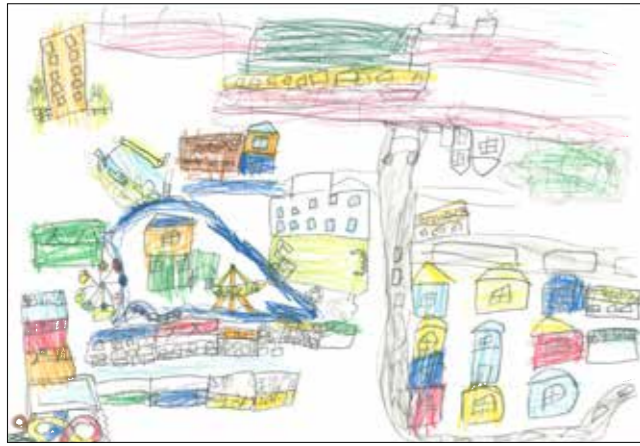
清瀬小学校5年 みうら ようた
三浦 耀大 さん



芝山小学校1年 はやし こうは
林 巧羽 さん



芝山小学校2年 うえの にな
上野 仁奈 さん



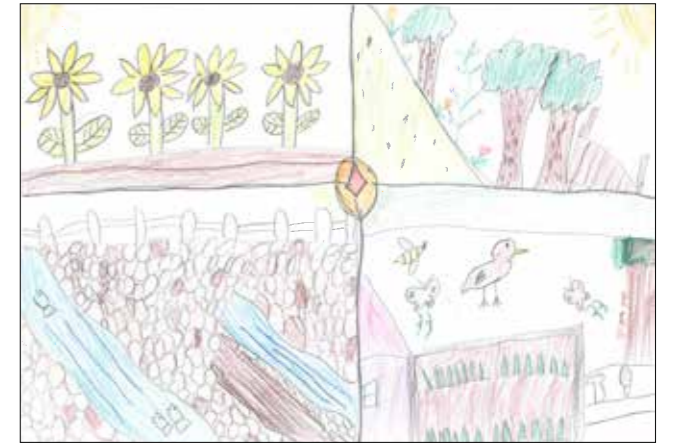
芝山小学校2年 伊達木 蓮 さん



芝山小学校2年 中里 伊穂 さん



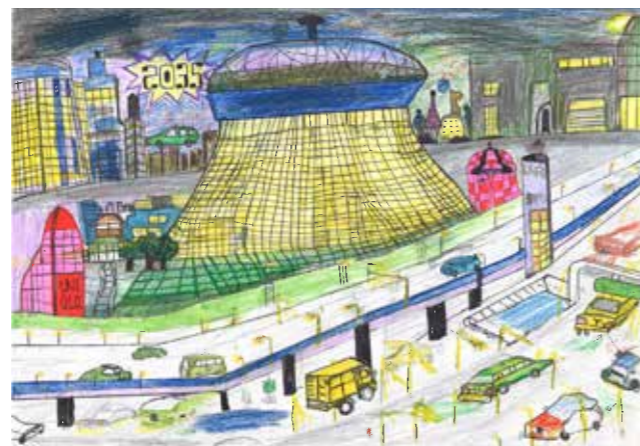
清瀬第四小学校2年 小林 来未 さん



清瀬第四小学校2年 濱本 莉希 さん



芝山小学校3年 山崎 瑚都 さん



芝山小学校4年 朝蜘蛛 祐也 さん



清瀬第四小学校4年 古市 優民 さん



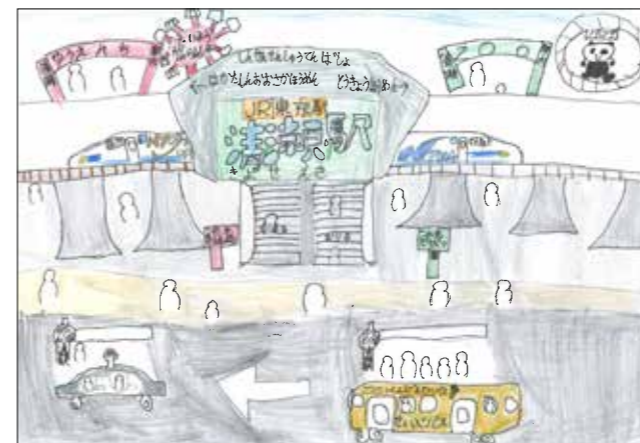
清瀬第六小学校1年 井口 佳明 さん



清瀬第四小学校1年 安原 幸来奈 さん



清瀬第四小学校1年 駒井 菜 さん



清瀬第六小学校3年 山野 煌月 さん



清瀬第六小学校5年 藤原 新太 さん



清瀬第六小学校5年 よしだ ひかる
吉田 咲 さん



清瀬第七小学校3年 かわい りお
川合 俐生 さん



清瀬第八小学校6年 かわごえ ななみ
川越 菜々美 さん



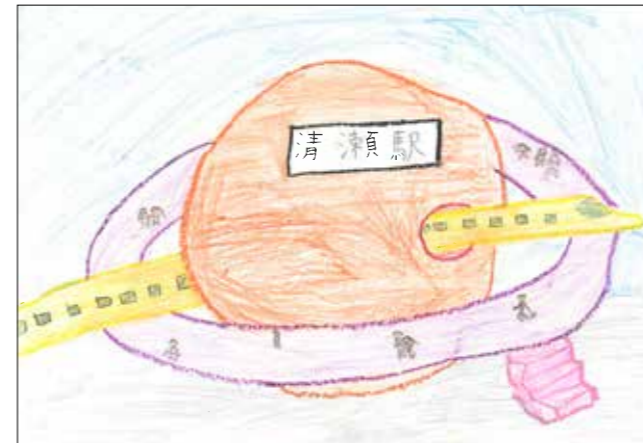
清明小学校1年 よしだ つむぎ
吉田 花紡 さん



清瀬第八小学校2年 たつみ そういち
異想一 さん



清瀬第八小学校2年 みやざき ちほ
宮崎 千穂 さん



清明小学校3年 こばやし ともか
小林 桃果 さん



清明小学校5年 かねこ なな
金子 菜奈 さん



清瀬第八小学校3年 かさはら まお
笠原 真桜 さん



清瀬第八小学校4年 よしい ゆうと
吉井 優翔 さん



清瀬第三中学校2年 きのした ゆい
木下 結 さん

《 清瀬市市民憲章 》

縄文のむかし、太古の人びとは、柳瀬川のほとりに、点々と小さな集落をつくり住みついた。広い土地、清い流れ、豊かな緑、そして澄みきつた大気があつたからだ。

いま、宇宙時代の朝、窓をあけて吸いこむ清らかな大気、陽に映える緑、快い小鳥のさえずり。今日の営みの音が、風につて流れはじめる。まちのうちそとで働く人びとが行きかい、登校の子らが明るく歩み、笑顔でかわす街かどの挨拶。

年老いた人を敬いitari、幼な子や病む人、体の不自由な人びとに思いやりの心をよせる。だれもが、きまりを守りゆずりあい、子や孫のために、より良い環境と風習を遺す努力を続ける手づくりのまちに、活気が溢れる。

陽が緑のかけに沈み、やがて、安らぎの夜がおとずれ、一日の営みに快く疲れた心と体をいやし、静かな眠りにつく。夢に描くのは、一つの輪。隣人と肩を組み、世界の友と心をかよわせる――。

ふるさと清瀬を、このようなまちにするため、わたくしたちは未来への道標を、いまここに建てる。



（ 美しい緑のまちを ）

山茶花が香り、櫟のそびえるまち清瀬よ。緑豊かな、明るいまちであるように。
わたくしたちは、恵まれた自然を守り、草や木を育て、清潔な環境を保つために、心をくばる。

（ 明るく手をつなぐまちを ）

一人ひとりの営みに誇りをもつ、手づくりのまち清瀬よ。だれもが満ちたりた気持ちで暮らせるまちであるように。
わたくしたちは、心をひらいて語りあい、互いの立場をみとめ、力をあわせ、
小さな努力の積みかさねを大切にす。

（ 暖かい心のまちを ）

生きるよろこびと、明日への希望が溢れるまち清瀬よ。
思いやりといたわりの心に満ち、だれもが安心して住めるまちであるように。わたくしたちは、
あらゆる災害を防ぎ、健康な心と体を保ち、健全な社会を創るために、安らぎと向上の場を築く。

（ 時代とともに歩むまちを ）

未来への確かな足音の響くまち清瀬よ。素朴な遺産を大切にしながら、
つぎの時代へ歩みを進めるまちであるように。わたくしたちは、土の香のただよう文化を受け継ぎ伝え、
若い世代を育み、新しい時代の文化を創る営みを続ける。

（ 世界にひらくまちを ）

武蔵野の緑のなかで、平和を愛する人の住むまち清瀬よ。
日本の友世界の友と、心のかよあう、ひらかれたまちであるように。
わたくしたちは、命あるものを大切に思い、緑の大地に生きるよろこびを、すべての人びととわかちあう。

昭和55年10月5日制定

第5次清瀬市長期総合計画

（令和8年度～令和17年度）

発行 令和8年3月

発行者 清瀬市

編集 清瀬市 経営政策部未来創造課 イノベーション推進係

〒204-8511

東京都清瀬市中里5丁目842番地

〔電話〕042-492-5111（代表）

〔ホームページ〕<https://www.city.kiyose.lg.jp/>

本文用紙は再生紙を使用しております。

しあわせは、ここにある



清瀬市

Kiyose City